

外務省・神奈川県・国際移住機関（IOM）共催
「外国人の受入れと社会統合のための
国際ワークショップ」

－受入れ社会における意識啓発と外国人に対する情報提供を中心にして－

報告書

2010年2月20日

外務省
神奈川県
国際移住機関（IOM）

はじめに

この報告書は、2010 年 2 月 20 日、外務省、神奈川県、国際移住機関（IOM）の共催により、横浜市の神奈川県自治総合研究センターにおいて開催された「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップー受入れ社会における意識啓発と外国人に対する情報提供を中心にして」の内容を取りまとめたものです。

外務省では、「海外との人の交流に関する重要事項」を調査審議する外務大臣の諮問機関である海外交流審議会が外国人問題について議論を行い、2004 年 10 月に、答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」を取りまとめたことを受け、2005 年から 5 回にわたり、内外の有識者、自治体関係者、経済界関係者など各界の方々に出席していただき、海外における先進事例や国内の事例を紹介する国際シンポジウムを開催してきました。この国際シンポジウムにより、外国人受入れ及び社会統合に関する議論を深めるとともに、海外の先進事例を国内に紹介し、意識啓発を図るとの目的は一定程度達成されたことから、今回、社会統合の推進に資する成果物を作成することを目指し、国際ワークショップを開催しました。

この国際ワークショップにおいては、「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発」をテーマ 1 として、国内の有識者・実務者で構成される分科会が、諸外国の例も踏まえながら、外国人住民を受け入れる日本人側の意識を掘り下げ、どのような意識啓発が望ましいかについて検討を行い、提言をとりまとめました。

また、「入国前の外国人に対する情報提供」をテーマ 2 として、国内の有識者・実務者で構成される分科会が、外国人が日本で生活を開始する際に最低限必要な情報について検討を行い、外務省及び在外公館のホームページに掲載するための「Guide to living in Japan」（生活ガイド）並びに日本入国査証発給時に外国人に配布するための「日本での生活手引き」（リーフレット）を作成しました。また、生活ガイド及びリーフレットは、多言語（英語、中国語、ポルトガル語など）で提供されています。

この国際ワークショップ及び過去に開催した国際シンポジウムに係る資料（配布資料、報告書及び成果物）は、外務省ホームページ及び IOM 駐日事務所ホームページに掲載されていますので、是非ご覧ください。

- 外務省ホームページ www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/foreign.html
- IOM 駐日事務所ホームページ www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm

目 次

I. プログラム	1
II. 報告及び発表	
開会の辞	3
基調報告	16
テーマ1 「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発」	
海外講師による事例紹介	21
テーマ1 分科会による発表	30
テーマ2 「入国前の外国人に対する情報提供」	
海外講師による事例紹介	39
テーマ2 分科会による発表	55
質疑応答	61
閉会の辞	70
III. 資料編	
● 海外講師による事例紹介の発言要旨（英文，仮訳）	75
● 基調報告（配布資料）	94
● 分科会作成の成果物（日本語版）	
・「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」	105
・日本で生活を始めることを予定している皆様へ（生活ガイド）	139
・日本での生活手引き（リーフレット）	161
※生活ガイド及びリーフレットは多言語（英語，中国語，ポルトガル語等）で作成し，外務省ホームページ及びIOM駐日事務所ホームページに掲載しています。	

I. プログラム

(敬称略，肩書きは当時)

開会の辞

西村 智奈美 外務大臣政務官
古尾谷 光男 神奈川県副知事
ウィリアム・スウィング IOM 事務局長

基調報告

川口真友美 神奈川県県民部国際課長

テーマ1「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発」

コーディネーター アンジェロ・イシ 武蔵大学社会学部准教授

事例紹介

メリ・シスコ・エスコラ フィンランド内務省移民局アドバイザー

テーマ1 分科会による発表

メンバー：

鶴田 光子 NPO 法人多言語社会リソースかながわ（MIC かながわ）理事長
本多 秀吉 神奈川県立新磯高校総括教諭
アルベルト 松本 アイデア・ネットワーク代表
宮崎 妙子 財団法人武蔵野市国際交流協会日本語学習支援コーディネーター

テーマ2「入国前の外国人に対する情報提供」

コーディネーター 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

事例紹介

ピンディー・ステファン IOM 本部上級移民研修官

テーマ2 分科会による発表

メンバー：

櫻井 弘子 NPO 法人かながわ難民定住援助協会長
富本 潤子 財団法人かながわ国際交流財団職員
西山 巖 財団法人海外日系人協会日系人相談センター所長
裴 安 NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター理事長
八木原 良貴 しんじゅく多文化共生プラザ多文化共生課長

質疑応答

閉会の辞

深田 博史 外務省領事局長

Ⅱ．報告及び発表

司会：

本日は土曜日ですが，大変たくさんの方に御参加いただきまして本当にありがとうございます。これからワークショップを始めますので，皆様御着席ください。本日は外務省，神奈川県，国際移住機関（IOM）の共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ－受入れ社会における意識啓発と外国人に対する情報提供を中心にして－」というワークショップをこれから開催します。まずは共催者を代表して，西村智奈美外務大臣政務官より開会の辞をお願いいたします。

開会の辞

西村 智奈美
外務大臣政務官

神奈川県古尾谷副知事，そして IOM スウィング事務局長，御来席の皆様，こんにちは。御紹介いただきました，私は外務大臣政務官の西村智奈美と申します。本日は，「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」に参加いただき，誠にありがとうございます。共催者，主催者を代表いたしまして，心より歓迎をいたします。

今回のワークショップは平成 17 年より 5 回にわたって開催してきました「外国人問題に関する国際シンポジウム」に続く，新たな試みでございます。過去のシンポジウムでは，外国人受入政策や社会統合政策について活発な議論が行われ，大きな成果を上げて参りました。

それらの経験をふまえ，今年からは国際ワークショップという形で，在留外国人の支援などを行っている実務者の方にも多く参加いただくことにしました。本日，参加者の方々には，「外国人を受入れる地域社会の意識啓発」，そして「入国前の外国人に対する情報提供」の 2 つのテーマについて，現場での体験を踏まえた具体的な提言や発表を行っていただくことにしております。

在留外国人は，今，私たちにとって「最も身近な国際社会」であります。日本で生活する外国人の数は年々増加しています。平成 20 年末には 221 万人に達して，総人口に占める割合は 1.74%となりました。中でも，一般永住者と呼ばれる方の増加が大変著しくございまして，平成 20 年末には約 50 万人，これは 10 年前の 5 倍に増加しております。

こうした急激な増加の中，在留外国人の方々が多く暮らす地域では，言葉や習慣などの違いから様々な課題が生じております。本日御参加いただいている方々におかれても，それぞれの立場から日々さまざまな課題に取り組んでおられると思います。また，おとし秋以降の経済状況の悪化により，日本人ばかりでなく，在留外国人の方々の雇用にも深刻な影響をもたらしております。経済的事情から外国人学校での就学が困難になった子どもたちも少なくないと聞いております。

こうした目の前の問題への対応は当然のことでございますが，より中長期的な視点から，今後，我が国がどのように外国人を受け入れていくか，また，受け入れる外国人の社会統合をどのようにしていくか，という課題に取り組んでいかなければなりません。

鳩山総理は、昨年 10 月の所信表明演説の中で、子どもたちにサッカーを教えるブラジル人の話を例に挙げて、地域の新しい「絆」の重要性を強調いたしました。少子高齢化が進み、昔ながらの地域社会が急速に疲弊する中で、新しい地域の「絆」を築く上で、在留外国人という存在を重要な構成要素と捉える努力が必要になると考えます。こうした認識の下、今後は全省庁での横断的、そして戦略的な政策の検討が必要なのではないかと考えております。

本日のワークショップは神奈川県に共催いただく形で、ここ横浜で開催することとなりました。横浜は日本の近代化の過程における対外的な窓口であり、多くの外国人の方を迎え入れております。古くから外国人の方々がこの地域に居住していて、1980 年からはインドシナ難民の方々も定住しておられます。また、横浜では大規模な国際会議、例えば一昨年には TICAD IV が開催され、今年 11 月には APEC 首脳会議が横浜で開催される予定となっておりますが、このように、外国人、そして国際社会と縁の深いこの横浜の地において、本日のワークショップが開催されることは大変意義深いことであると考えます。今回海外からお越しいただいた皆様には、是非、ワークショップ終了後に横浜の街を歩いて頂き、多様な文化に触れていただきたいと思いますと考え願っております。

最後になりましたが、本日のワークショップの開催のために御尽力いただきましたコーディネーターの山脇先生、アンジェロ・イシ先生、そして分科会メンバーの皆様、古尾谷神奈川県副知事を始めとする神奈川県の皆様にご心から感謝を申し上げます。また、スウィング IOM 事務局長始め、エスコラ・フィンランド内務省移民局のアドバイザー、そして IOM 本部のステファン上級移民研修官に対しては、遠路はるばる日本にお越しいただいたことに心から感謝申し上げます。今回の滞在が有意義なものになることをお祈りし、併せて、協賛者である三井物産様に対しても、御協力に深く感謝を申し上げます。

本日のワークショップが実り多いものでありますことを祈念し、開会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会：

西村政務官，どうもありがとうございます。では続きましてもうひと方，共同主催者を代表いたしまして古尾谷光男神奈川県副知事より御挨拶をお願いいたします。

開会の辞

古尾谷 光男
神奈川県副知事

神奈川県副知事の古尾谷でございます。「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」開催にあたりまして、主催者の一員として神奈川県を代表し、ひと言挨拶を申し上げます。まず、このように大変多くの皆様にワークショップにご参加いただきましたことに深く御礼を申し上げます。実は、神奈川県が 1988 年に地球市民かながわプラザ、あーすぷらざという名称で造った施設が向こう側にあります。横浜市等と合築した施設ですが、当時神奈川の地で多様な文化との共生と交流を目指す拠点ということでこの施設を位置づけたところでありまして、開催会場として選んでいただきましたことを大変嬉しく思っている次第です。

昨年神奈川県は人口が 900 万に達しました。外国ではスウェーデンに並ぶ人口です。平成 21 年 12 月末で神奈川県内には約 175,000 人の外国籍の県民の方が暮らしています。その数は 10 年前から比べますと約 1.5 倍に達しておりまして、年々増加する傾向にあります。県民 50 人におよそ 1 人が外国籍の方ということになります。先ほど西村政務官からもお話がありましてとおり、1980 年に県の中央部に位置する大和市に国が大和定住促進センターを設置した関係で、インドシナ三国の方々も多く暮らしています。また、175,000 人の中で 5 割を占める中国、韓国・朝鮮の方々をはじめとしまして、神奈川で暮らす外国籍の方は世界の国の中で 163 カ国の多きに至っております。定住化が進みまして、地域に根ざした外国籍県民がますます増加していく中で、私たち自身が暮らしの中で文化や民族の違いを越えて一緒に理解し、認め合うということ、ともに暮らしていくという意味で、多文化の共生する地域社会づくりが私たち自治体の中で大きな課題となっております。

大変厳しい経済環境の中で私たちも大変厳しいと同時に、外国籍の方もそれぞれの暮らしの中で非常に厳しい環境の中で今暮らし続けていると思います。県では NPO の皆様や、あるいは県民の方々の協力の下で、これまでたとえば医療において日本語が通じない、日本語を喋れないという方のために、医療通訳の派遣をシステムとして NPO の皆様の協力を得ながら実施してまいりました。あるいは、今日もその皆様にご参加いただいていると思いますが、外国籍県民の皆様がまず直面する住まいをめぐる、その問題の解決をはかっていく、そういう視点から外国人の居住支援システムを実施してまいりました。また、来年には神奈川県立外語短期大学が改組されまして、この地に「国際言語文化アカデミア」という名称で、外国籍県民の方々に対する日本語学習の支援もその業務の一部として行っていこうということも考えております。地球市民かながわプラザとともに、私どもは、

この場所が神奈川県が多文化共生の発信，地域づくりの拠点となっていくようお願いしております。

今回の開催にあたり，外国の皆様，国際移住機関の皆様，講師の皆様に遠路こちらにお越し頂いたことに対し心から感謝申し上げますとともに，今日ご参加の皆様がこの国際ワークショップに参加することによって実り多い議論ができますよう，心から祈念しております。皆様のご健勝をお祈り申し上げまして，挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会：

古尾谷副知事，どうもありがとうございました。それでは最後にもう一方，共同主催者を代表しまして，昨年が続いて 2 度目の来日になりますが，国際移住機関のウィリアム・スウィング事務局長よりスピーチをお願いいたします。

開会の辞

(仮訳)

ウィリアム・スウィング
IOM 事務局長

西村外務政務官，古尾谷神奈川県副知事，深田外務省領事局長，ご来賓の皆様，会場にお越し頂いた皆様，昨年のシンポジウムに続き，本年もこの場にお招き頂いたことを大変喜ばしくまた光栄に存じますとともに，大変重要なイニシアティブに賞賛を表します。先ほどの西村外務政務官および古尾谷神奈川県副知事からのご挨拶でもご紹介がありましたが，社会統合を実現するための取り組みが本ワークショップのテーマとして選ばれたことを喜ばしく思います。社会統合という重要な目標に向けて，これまで実施されてきた意義ある取り組みに感謝の意を表しますとともに今後，行われる取り組みに敬意を表します。

日本政府の移民に対する支援は，国際移住機関で働く私どもにとって，これまで常に，重要な意味を持ってきました。私は昨年，名古屋で開催されたシンポジウムに参加する機会に恵まれ，世界経済危機の影響が社会統合に及ぼす影響について，意見交換をさせていただきました。甚大な危機に際し，日本政府があらゆるレベルで移民とその家族を支援するために取り組まれていることに深く感謝致します。また，日本国内だけでなく，世界の移民に対し，昨年は日本政府から 6,900 万米ドルにも及ぶご支援を頂きましたことを，心より感謝申し上げます。また，ハイチで苦しむ人々への支援として，300 万米ドルのご支援を表明して頂いたことに御礼申し上げます。私は 10 日前にハイチから戻ってきたばかりです。現地では，日本の自衛隊の技術分遣隊が活動する現場を見学する機会があり，地震で打ちひしがれた人々に対して支援を届けている様子を見てきたばかりですので，日本国内でも素晴らしい取り組みー特に副知事が申されたような多文化社会の実現に向けた神奈川県での取り組みーを拝見することができ，大変光栄に思います。

本ワークショップの開催にあたり，協力の要請を頂いたことをとても誇らしく思います。日本政府，特に外務省，そして今回は神奈川県の皆様と活動を共にすることができ，大変光栄に思います。2008 年には静岡県（静岡市），昨年は愛知県（名古屋市）でも同様の協力を致しました。

三点ほど，短く申し上げます。一つでも心に留めて頂けたら幸いです。

第一に、本日のワークショップが他のどの県でもなく、神奈川県で開催されたことは大変意義深いことです。神奈川県は日本における活力ある社会統合の象徴的な存在です。神奈川県内には 160 カ国以上の国から外国籍の方が移り住んでおり、その数は増加傾向にあります。また、1970 年代に来日した 11,000 名のインドシナ難民のうち、3,000 名はここ神奈川県に在住しており、その大多数は IOM が支援させて頂いた方々です。当時の支援は真の意味での IOM と日本政府とのパートナーシップの始まりでした。ですので、今日ここに再び集まり、難民をどのように社会に受け入れていくか、意見を交わすことはこの場に適していると言えます。

IOM はこれまで日本政府のパートナーとして活動してきましたが、このパートナーシップによってもたらされたものは計りきれません。日本政府とともに、IOM はシェルターで保護された人身取引被害者への支援を展開し、心理社会カウンセリングから帰宅までの支援を実施してきました。共に国内避難民および難民の命を救う活動に携わってきました。また、ハイチにおける支援を含む、大変重要な人道危機への対応を実施してきました。これらは全て、日本政府が提唱し、有識者によって支持されている人間の安全保障の考えを前進させるものです。難民の第三国定住についても、少し触れたいと思います。これから 3 年間に渡り、毎年 30 名のミャンマー難民を受け入れるという日本政府の決定に敬意を表します。これは革新的なイニシアティブだと思います。日本政府が誇るべき決定です。日本政府のプログラムはアジアでは初めてとなる包括的な第三国定住プログラムです。他国のイニシアティブを牽引するプログラムとなるでしょう。私は第三国定住を人の移動の課題への対策の一つとしてあげさせて頂きましたが、今後、包括的な移民政策を日本政府が策定する上での重要な試金石となるでしょう。

また、外国とつながる子どもたちのための就学支援事業について述べさせていただきます。昨今の経済危機で日本の公立学校に移行できた子どもがいる一方、日本語能力が及ばず、移行できずにいる子どもたちがいます。この事業では子どもたちに言葉の壁を乗り越えるための支援を行います。子どもたちは次世代の担い手であり、皆様のご支援を必要としています。私どもは現在、34 校の架け橋教室を運営するための基金管理を支援しています。この事業に関われることをとても嬉しく思います。34 校のうち、少なくとも 5 校はこの神奈川県内にあります。私どもはこの事業を大変喜ばしく思います。

二点目は移民に対する出発前の情報提供およびコミュニティ・レベルでの啓発についてです。本ワークショップでこの重要な課題が取り上げられたことを大変嬉しく思います。二名の国際的な有識者ーフィンランド政府のメリ・シスコ・エスコラ氏および IOM の同僚であり、私と同じくジュネーブの本部から来日したピンディー・ステファンに感謝の意を表します。

出発前の情報提供および受け入れ社会の意識啓発は互いに強く結びついており、相互プログラムの成功に寄与します。難民の第三国定住パイロット事業において、IOM は出国前の語学研修および生活ガイダンスをタイ北部の難民キャンプにて行います。また、必要とされる健康診断や予防接種などを提供するほか、日本までの移動手段を手配します。事業をとおして見えてくる課題や好事例などを、来年の同時期に日本政府と共有し、事業の評価を行うことを楽しみにしています。

三点目に、国家レベルでの移民政策の構築について述べさせていただきます。今週、新政権の指導者を含む、様々な関係者との意見交換を行い、コミュニティ・レベルでの移民の社会統合に向けた取り組みを持続させるためには国家レベルでの移民政策が必要というコンセンサスが非公式ではありますが、現れてきているような印象を受けました。

国家レベルでの移民政策について、より持続的で人道的配慮のある移民管理の枠組みの策定を支持する議論が進行しているように思えます。もちろん人権は全ての社会統合政策および実践の基礎とならなければなりません。IOM には日本政府および関係者とともに、人の移動がもたらす好機を捉える準備ができています。今日、世界には 2 億 1400 万人の国際移民、7 億 4000 万人の国内移民がいます。言い換えると、世界の約 6 人から 7 人に 1 人は移動していることになります。人類の歴史上、最も多い数の人々が移動していることになります。皆様は世界に先駆けた活動を行っていると言えるでしょう。

締めくくりに申し上げたいことは、30 年前にインドシナ難民支援から始まった IOM と日本政府とのパートナーシップは健在であり、我々は実施している事業を成功裏に導くために努力を重ねているということです。神奈川県は、本日の会合を開くのに、まさに打ってつけの象徴的な場所だと言えます。続けて、移民の社会統合を進めるための包括的な取り組みに向けた努力を行っている日本政府および日本国民の皆様に賞賛の意を改めて表します。これらの努力から、国家レベルでの移民政策を必要とする非公式なコンセンサスが生まれつつあるのだと思います。IOM を代表し、私および私の同僚が本日ここに IOM を代表して出席させていただきましたが、日本政府とその優れた取り組みに協力できることを大変光栄に思います。

ご清聴ありがとうございました。

Opening Remarks

William Lacy Swing

Director General, International Organization for Migration (IOM)

Madam Parliamentary Vice Minister, Mr. Vice Governor, Mr. Director-General, distinguished officials, ladies and gentlemen, what a joy and what an honor to be with you for this second year in a row, and I must commend you for this very important initiative. I want to congratulate you on the subject you have chosen that has just been articulated by both of our distinguished colleagues here, the movement toward a more integrated society. I would like to thank you particularly for all the good work that has been done and that is going to be done in the very near future on this important issue of integration into society.

Japan's assistance to migrants has always been a very important element for those of us working at IOM (International Organization for Migration). I would like to say that I had the good fortune to take part in Nagoya last year on the integration issues focused on the global economic crisis how integration is progressing. I took away from this a deep appreciation for the Government of Japan's efforts at all levels to assist migrants and their families at a time of great crisis. I am thankful also for the US\$69 million that we received last year from Japan to help migrants, not just in Japan, but throughout the world. I thank Japan for the US\$3 million that we have just been given to help the poor people of Haiti. I just came back from Haiti about 10 days ago. I had the joy of seeing the Japanese Self-Defense Forces, an engineering contingent, doing good work to help people devastated by the earthquake, and so I am very grateful today to witness the admirable efforts here at home, and in particular in Kanagawa Prefecture, which has shown the way toward, what the Vice Governor has just described as a multicultural society.

I want to take particular pride in being asked to help organize this seminar. It is a great honor for us to be associated with the government, particularly the Ministry of Foreign Affairs (MOFA) and in this case, the Prefecture of Kanagawa. We were in Shizuoka Prefecture in 2008 and in Nagoya in Aichi last year. Let me make three points. I'll try to be brief. I hope you come away with at least one of them. First of all, it is very appropriate that we are here today and not somewhere else. Kanagawa Prefecture is a vibrant symbol of migrant integration in Japan. A growing number of foreign nationals from more than 160 countries – more than 3,000 of the 11,000 Indo-Chinese refugees who came here from the 1970s, many, if not most of them, with the assistance of IOM, the partnership with IOM - are here in this prefecture. The initial resettlement of these refugees, in a very real sense, was a programme that marked the beginning of IOM's relationship with Japan, and so it is appropriate that we meet again here today to talk about integrating refugees into your society.

We have been a partner and we have reaped enormous benefits from this partnership. Together with Japan, we have directed critical assistance to victims of human trafficking in shelters, psychosocial counseling, and ultimate transportation back home. Together we have been providing lifesaving support to IDPs (internally displaced persons) and refugees. We have carried out vital humanitarian assistance programmes, including, at present, in Haiti. All of these have advanced the principle of human security which was initiated by the Government of Japan, and which is still championed today by the authorities. Let me say just a word about the refugee resettlement programme. We think this is a very admirable, groundbreaking initiative to resettle 30 Myanmar refugees a year, for the next three years. You can be proud of this initiative. It is the first, full-fledged resettlement programme of its kind in all of Asia. It is a pioneering project that will certainly pave the way for other programmes in other countries. I use it as an example of one way of addressing the migration challenge. It is an important test case for the eventual adoption of a comprehensive government approach to migration.

A brief word about another programme, the support programme to facilitate school education for foreign children. Some of the children have been able to make the transition to Japanese public schools in the wake of the difficulties of the recent crisis, but others have not been able to because they do not have the Japanese language knowledge. This project would help them to get past that significant barrier. They form the fabric of future generations, they need your help and they are receiving it. So we are helping to manage that fund - we are very proud to be associated with it - for 34 bridging schools. I think there are of these, at least five of the 34 bridging schools right here in the Kanagawa area. So we are very pleased at this programme. The second point I want to make has to do with the pre-departure orientation of migrants and the awareness-raising at the community level. We are pleased that the workshop is addressing these important elements. We thank the two international experts, Ms. Meri-Sisko Eskola from the Government of Finland, and my own IOM colleague, Ms. Pindie Stephen, who has traveled, like I, from IOM Headquarters in Geneva.

The pre-departure orientation and the host community awareness-raising are closely linked elements in a successful two-way programme. Under this current pilot refugee programme, we will conduct pre-departure language training and cultural orientation in the refugee camps of northern Thailand. We will also ensure medical examinations, vaccinations and other care that these refugees might require and then take care of the transportation here. This allows us to build on lessons learned and best practices, and we would look forward next year at this time, with the Government of Japan, to reviewing and assessing how well the project has gone. My third and final point is that of constructing a future national migration framework. Through my discussions with various counterparts this week, including the leaders of the new government, there appears to be an

informal consensus emerging that a national migration policy framework would be essential for sustaining the community-based approach for migrant integration.

The public debate on a national migration framework appears to support the adoption of a more sustainable, humane migration management system. Human rights, of course, have to be the foundation on which any integration policies and practices are to be established. In conclusion, we, at IOM, stand ready to be a partner with the Government of Japan and its other partners, to seize the opportunities that human mobility offers. We have, today, 214 million international migrants on the move and 740 million internal migrants. In other words, one out of every six or seven people in the world are on the move today, more than at any other time in recorded human history. So what you are doing simply puts you in the vanguard of what others will be doing when they catch up with this current phenomenon in the world.

So my final summary, very briefly, is that the Japan-IOM partnership that was forged 30 years ago through the Indo-Chinese programme is alive and well today as together we try to make this a successful programme. And it is highly symbolic and highly appropriate that this should occur here in the Kanagawa Prefecture today. Secondly, we would also like to commend the Japanese government and people, and congratulate them for their effort to develop a holistic, comprehensive approach to migrant integration. Out of these efforts is emerging an informal consensus on the need and desirability to forge a future national migration framework. IOM, which I represent here today with my colleagues, is very honored to be associated with Japan, even in a very modest way, in these noble efforts. Thank you.

司会：

どうもありがとうございました。西村政務官，古尾谷副知事，スウィング事務局長，ご挨拶をいただき本当にありがとうございました。それではどうぞ座席にお戻りください。この後西村政務官と古尾谷副知事は途中で退席されるとお聞きしております。

これから基調報告に入りますが，こちらの地元とも大変縁の深い千葉景子法務大臣からメッセージが届いておりますので，ここでご紹介させていただきます。

『「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」が開催されることに対し，心からお祝いを申し上げます。我が国に在留する外国人の方は年々増加し，その国籍も多様化していることから，本ワークショップで採り上げられる 2 つのテーマすなわち，「外国人を受入れる地域社会の意識啓発」と「入国前の外国人に対する情報提供」はいずれも大変重要なものになっていると認識しております。

このような中，法務省としましては，一層適正かつ円滑な出入国管理行政の遂行に取り組んでおり，外国人の受入れのあり方についても，法務省のみならず，政府全体として検討すべき課題として，今後とも，関係機関と連携しながら積極的に検討を進めて参りたいと考えております。

最後になりましたが，本ワークショップに参加された皆様の今後のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして，私のお祝いのメッセージとさせていただきます。

平成 22 年 2 月 20 日 法務大臣千葉景子』

ではこれから基調報告に入ります。この開催地である神奈川県を取組を中心に川口真友美神奈川県民部国際課長に「神奈川県における多文化共生の取組」ということで基調報告をお願いいたします。

基調報告

川口真友美
神奈川県県民部国際課長

皆様こんにちは。 神奈川県の国際課長をしております川口真友美と申します。本日は皆様神奈川県にようこそお出でくださいました。せっかく皆様に神奈川県にお出でいただきましたので、「神奈川県における多文化共生の取組」について少しご説明させていただきたいと思います。まず神奈川県の現状についてご説明させていただきます。その次に神奈川県の国際施策推進の考え方、続きまして神奈川県が行っております代表的な取組についてご紹介させていただきます。

まず神奈川県の現状でございますけれども、外国人登録者数は全国で4番目、2008年末で171,889人の方が県内にお住まいです。これは全国における外国人登録者数の7.8%になります。また、傾向としては全国的な傾向と一緒にですが、増加、定住化の傾向があります。約20年間で外国人登録者数は2倍以上、一定期間日本にお住まいの方についても2倍近くの数になっています。このグラフを見ていただくと増加していることが視覚的にわかります。

また、神奈川県の特徴としては、国籍で言うとオールドカマー、ニューカマー、インドシナ難民の方、こういった方々の混在という状況が挙げられます。上位5つの国籍を見ていただきますと、ブラジルの方が全国の数字に比べると少し割合が低いのがわかっていただけるかと思います。スライド6枚目、※印の項目ですが、1980年代から県内の大和市に大和定住促進センターというインドシナ難民の方々の受入れのための国の施設がありました。そのため近くにインドシナ三国の元難民の方々が定住し、全国の中でこの三国出身の方がいちばん多いことが挙げられます。ここに載っている数字については、外国人のまま、つまり帰化されていない方ですが、難民の方々については日本国籍に帰化された方もかなりいらっしゃるのです。この数の外にもインドシナ三国につながりをもつ方はたくさんいらっしゃるようになります。登録者の国籍数は、副知事も申し上げましたが163カ国に上るということで、この多様性が神奈川県の特徴と言えます。

スライド8枚目が近年の登録者数の推移です。ブラジル、ペルーについては1990年の入管法の改正にともなって日本に入ってきた方々が多くなっています。韓国・朝鮮については、一貫して欲しい同じくらいの数の方がお住まいになっています。中国に関しては非常に増えている現状があり、いわゆる横浜の中華街に代表されるようなオールドカマーに加えてニューカマーの中国人の方々も非常に増えている現状です。

また、神奈川県の特徴としては、極端な集住地域がないことも挙げられます。全県の平均で約 2%、外国籍県民の数は全県民の約 2%ですが、スライド 9 枚目にある最も率の高い市町村においても 6.7%ということで、いろいろな国籍の方々がさまざまな事由によって県内の至るところに住んでいる現状を挙げることができます。また、地域社会の状況としては、神奈川県は非常にボランティア活動が盛んだという現状がございます。特定非営利活動促進法に基づく NPO 法人のうち約 1 割にあたる 258 団体が国際分野の活動を行っています。また、民族団体等による自助活動とスライド 11 枚目にありますが、当事者同士で助け合うためのコミュニティ、団体というものを作っているケースも多いという特色が挙げられます。オールドカマーによる民族団体のほか、フィリピンやブラジルの方々が自分たちで NPO 法人等を作って同国人のための相談事業や子どもたちのための日本語学習の支援等を自分たちで行っています。それも神奈川の民間の力の特色として挙げられると思います。

そのような現状の中、神奈川県としては、相互理解に向けた意識の醸成、外国籍県民の人権の尊重、実効性のある交流の推進、平和な風土づくり、県民・NGO・NPO との協働・連携ということで 4 つの基本目標、11 の施策の方向ということで幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現に取り組んでいます。

代表的な取組としていくつかご紹介します。まず、今我々がいる建物の中にある県立の地球市民かながわプラザは、多文化共生のための拠点の施設と位置づけられています。定住化すると子どもの教育が非常に大きな問題になってまいります。このプラザの中で、教育についての専門コーディネーターと通訳スタッフが一緒になり、外国人の方々からの教育相談に応じる事業を行っています。これは当事者からだけでなく、外国人の生徒を受入れて非常に試行錯誤している教員の方々や支援を行っている NGO の方々からもご相談を受けています。また、情報フォーラムの中には多言語の資料、各市町村で作っているお知らせや、各学校で工夫して作っている多言語の教材、いろいろな言語で作った外国人の子ども向けの教材を集めて、リソースセンター的な役割もここで担っています。

次に、古尾谷副知事の話にもありましたが、住まいに関する問題について話します。これは 2001 年に外国人居住支援システム事業というものを立ち上げまして、不動産業界、民族団体、国際交流協会、かながわ外国人すまいサポートセンターという NPO、それから行政が一緒になって、外国人の方々の住まいに関する問題、例えば日本の敷金礼金のシステムが非常にわかりにくいとか、外国人の方に対する偏見・差別があるという問題に取り組んできました。また、外国人すまいサポート店という制度を設けて、このマークがついている不動産屋に行けば外国人の方でもきちんと対応してもらえるということをわかりやすく表示するシステムも県で作っています。

また、医療通訳派遣システムということで、NPO、県、市町村が協働して、病院からの要請に基づいて医療に関する通訳を派遣する事業も行っています。現在 10 言語に対応しており、昨年度で約 2,600 件の利用がありました。

4 つ目の取組として、外国籍県民かながわ会議が 1998 年に発足しましたが、これは外国人当事者が県政に対して参画をしていく機会を確保するために立ち上げられたものです。外国籍県民に関する施策について、当事者ならではの意見を県に対して提言していただく仕組みになっています。先ほどご紹介した住まいに関する事業、医療通訳の派遣事業、これは、実は第 1 期の外国籍県民会議から提言を受けて、実現にこぎつけた事業です。

最後になりますが、あーすフェスタかながわ。これは多文化共生を考えるための大きなイベントです。この特色としては、実行委員会にいろいろな方々に入っていました。民族団体、行政、一般の方々に入ってください、企画の段階から今年は何をやるか、どうやって運営していくか、喧々諤々意見を交わしながら一から作り上げていく過程で外国人も日本人も多文化共生について考えるきっかけにしていくことが特色の事業です。スライド 19 枚目がそのときの様子です。

このように神奈川県の実況、取組について簡単にご紹介させていただきました。日本の外国人受入れの特色としては、現場を見ている地方団体がそのニーズに応じていろいろな事業をその都度工夫しながら考えてきた現況が挙げられます。これからますます外国人の住民は増えていくと思います。国として、地方として、どのように外国人を受入れていくか、その方針をきちんと考えていかなければならないと考えています。ご清聴ありがとうございました。

司会：

どうもありがとうございました。大変包括的な神奈川県取組についてご説明いただきました。大変わかりやすいご説明でありがとうございました。この後は本日お二人の海外講師の方に来ていただき、それぞれ海外の事例報告をしていただきますが、本日のこのイベントのタイトルについて少し補足させていただきます。「国際ワークショップ」というタイトルがついていますが、ワークショップそのものは今日の午前中に行われておりまして、午後は午前中に行われたワークショップの結果をふまえた報告とその後皆様からの質問にお答えするということになっています。その点を補足しておきます。

テーマ 1

「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発」

司会：

それではまず海外講師の最初の方になりますが，テーマ 1 の外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関してフィンランド政府のメリ・シスコ・エスコラ内務省移民局アドバイザーにフィンランドの事例について紹介をしていただきます。

海外講師による事例紹介

(仮訳)

メリ・シスコ・エスコラ
フィンランド内務省移民局アドバイザー

皆様、まず、このワークショップを準備された全ての方々にお祝いを申し上げるとともに、今日この場にわたくしをお招きいただいたことに対し、お礼を申し上げます。この場にいることは、昨日の現場視察への参加とともに、わたくしにとり実に大きな喜びです。昨日は、ここ神奈川県内の現場を視察し、わたくしの考えのいくつかについて他の参加者と共有できました。大変ありがとうございました。

わたくしのスライドが英語であることについては、お詫びを申し上げなければなりません。日本語に翻訳できる者を短期間のうちにヘルシンキでは見つけることが出来ず、申し訳ありません。わたくしの講演では、フィンランドの状況についてのいくつかの基本的統計につき非常に短時間でお話しし、その後、フィンランドにおいて統合と意識啓発を支援する政府の構造につき少々お話しします。それから、わたくしたちの国においてはどのようにしたか、あるいは、何をしたかについての例のいくつかについても説明いたします。まず統計についての話から始めますと、2009 年末現在で、フィンランドの人口は 530 万人。これは神奈川県とほぼ同規模ですね。そうです、何かそのようなところですよ。一方、フィンランドは、現在、世界で最も人口増加率の小さい国の一つとなっており、人口見通しでは、この増加率はさらに低下すると指摘されております。このことは、ここ日本においてもそうだと思います。

1980 年代まで、フィンランドにおける移住問題は、国外からの移住ではなく、主に国外への移住に焦点が合わされてきました。1980 年代になって状況が変化し、移住の向きが、国内向きへと転換しました。2008 年は移住者数が最多の年で、国内への純移住者数がフィンランドの独立以来最多の年でした。2009 年には、2008 年の秋に始まった景気後退の結果として、移住者数は著しく減少しました。これは、わたくしたち皆が知っているとおりです。2008 年末現在、14 万 3 千人の外国人がフィンランドに永住していました。これは、フィンランドの全人口の約 2.7%です。ですから、人数としては少ないですが、割合という点でもまた、ここ日本と大差ありません。それはそうとして、1997 年、フィンランド政府は初めて移民および難民に関する政府政策プログラムを採択しました。プログラムは、当時、難民および庇護申請者に関する政策に焦点が合わされてきました。しかし、2006 年、政府は新たな移民政策プログラムを採択し、今度は、人口統計が示す変化による労働力不足に対していかに準備をするかに焦点が合わされました。この新プログラムで

は、労働移住の受入れ体制準備が重点的に取り扱われました。

2007 年に発足した現政権は、このプログラムを継承するとともに、同プログラムの実施状況を体系的に監視しています。そういうことではありますが、労働移住の受入れ増大の必要性は景気後退により緩和されており、この点から言えば、当然ながら改革の進捗は鈍化しているということには留意しなければならないでしょう。とはいえ、人口構成からすれば、景気後退収束直後には、フィンランドは移住労働力を必要とするでしょうし、景気後退期の後には再び、このプログラムが使用されるでしょう。ですから、フィンランドでは、他のスカンディナビア諸国と同様に、国レベル、地方レベル、地元レベルにおいて統合促進業務を担う機構において、行政当局が中心的役割を果たすということに注目しておくことが重要です。こうした理由から、行政機構には、意識啓発を支援する任務や、NGO、労働市場組織、雇用主、および当然ながら国民一般や受入社会などの重要部門に対する当局の情報普及能力・技能を高める任務も含まれなければなりません。そうしたことも各レベルの当局が果たすべき任務の一つです。

移住者の統合は、生活のあらゆる分野に関係しています。ですから、フィンランドでは、各省には、移住者を社会の主流に組み込むという原則に基づき、移住者に対するサービス業務や統合を促進する責任があります。内務省－わたくしは同省から来ておりますが－は、統合政策の調整、準備、実施および監視に責任を有する当局です。内務省は、他省とともに、移住者と国民一般に対して移住者の権利と義務についての情報を提供するばかりでなく、当局および一般市民双方の統合に関する意識を高める責任も負っています。わたくしの残り時間はあと 5 分ですね、承知しました。それでは、わたくしはもっと話を先に進めなければなりませんので、お話ししようとしていたことのいくつかを飛ばさなければならぬと思います。わたくしは公務員であり、機構や業務などのことがとても好きですが、いくつかの効果的な実践例（good practices）に話を進めるのがよろしいかと思います。

わたくしが紹介したい効果的な実践例の一つは、民族関係に関する諮問委員会（Advisory Board for Ethnic Relations）で、この諮問委員会は 1998 年に設立されました。業務の一つは、当局、移住者、その他 NGO や少数民族間の対話を強化し情報を共有することです。今日、諮問委員会の仕事は、4 つの地方諮問委員会へも拡大しています。さらに、地元の諮問委員会もあります。そういうことではありますが、皆様、フィンランドでは、わたくしたちは、受入れ社会における意識啓発を発展させるためには、一般国民の姿勢および国民世論を国レベル、地方レベルおよび地元レベルで体系的に監視することが重要であると考えております。ですから、調査に加え、フィンランドでは監視システムが開発されており、その最も中心的なものは、人種主義および差別についての監視メカニズムです。さらにまた、わたくしたちは、包括的な統合監視システムも創設いたしました。

それでは、もういくつかの効果的実践例です。このスライドは 2006 年および 2007 年にフィンランドで実施したキャンペーンの一つを描写しています。このキャンペーンは、皆様ご覧のように、欧州理事会のキャンペーン「みんな異なっていて、みんな平等（All Different, All Equal）」の一部でした。特に対象とされた集団は、子どもおよび若者で、特に、子どもの教育と前期中等教育の年少者たちに、焦点が合わされました。教育省がキャンペーンの実施を委ねられ、実際には、実施はフィンランド青年協力同盟（Finnish Youth Cooperation Alliance）に委ねられました。キャンペーン期間中、キャンペーンのためにウェブサイトその他で、一つの共通イメージ・キャラクターが創作されました。副産品もいくつか開発されました。旗やワッペン、ピン、ラベル、イヤリング、Tシャツなどの副産品です。さらに、キャンペーン参加者がロック・フェスティバルやミュージック・フェスティバルなどに行った時には、偽入れ墨―皆さんがここでご覧になっているものですが―も描かれ、人々は、自分自身がフィンランドにおける平等のための存在であることを表明したがついていました。

わたくしは、こうしたキャンペーンについて、もっと詳細な情報も持っていますが、後ほどこのペーパーでお楽しみいただけることと思います。たくさんの種類のキャンペーンがあり、フィンランドでわたくしたちが重要だと発見したことは、こうしたキャンペーンを適切に評価し、評価から学ぶということです。もちろん、キャンペーンはいつも文化と非常に関係があります。ですから、わたくしは、どの種のキャンペーンをここで実践すべきかということを語ることはできませんが、わたくしたちの特別な対象集団は、若年者たち、特に少年たちでした。フィンランドでは、意識啓発作業の主要部には、特に情報と教育を通じた反差別および平等の促進が含まれています。こうして、様々の反差別および平等が促進されてきました。2002 年から実施している特別プログラムは、「反差別および平等についての全国的意識啓発（National Awareness-raising on Anti-discrimination and Equality）」と呼ばれてきており、現在もそう呼ばれています。

現在、内務省には、他省やその他の関係者と連携してこのプログラムを実施する責任があります。わたくしが今お話しした様々な行事やキャンペーンの他、このプログラムには構造改革を達成するための行動も含まれています。例えば、プログラムには、主要専門職の履修課程において平等を促進する訓練を行うことが含まれます。これは教員訓練、警官訓練、防衛軍、国境警備隊、および市町村の救助サービスなどで実施されました。また、プログラムは、反差別活動に携わる様々なグループを代表する NGO その他の組織の能力強化も支援してきました。とはいえ、差別を認識する当局の能力は、必ずしもどのような場合についても高められるとは限りません。当局、すなわちわたくしたちにとって、差別が生じていると認識するのは時として難しいことがあります。

もしご希望ならば、もしご関心があれば、このプログラムのウェブサイトアクセスしてご覧ください。www.equality.fi でご覧になれます。小冊子や文書を、非常にたくさん、そのサイトで見つけることができるでしょうし、ダウンロードもできます。ですから、もし平等問題に関心があれば、わたくしは真にこれを推奨します。もちろん、皆様、ウェブサイトは、その重要性を過大評価することはできません。もう一つ別の例、フィンランドにおけるインフォ・バンク（www.infopankki.fi）の例を挙げましょう。このウェブサイトは、地元住民の他、外国人、当局に対し、全てのもしくは数多くの政策部門の情報を提供しています。皆様のこのサイト訪問も非常に歓迎します。これは非常に役立ちます。最後のウェブサイトでは、と申しましてもちろん最も重要でないということではありませんが、欧州連合諸国が、統合や意識啓発に関する自国の効果的実践例を紹介しており、この情報はこのアドレス（<http://ec.europa.eu/ewsi/>）で見つけることができます。これは、皆様にとってきっと、とても有用だと思います。

皆様、このあたりでわたくしの講演は終わりにしますが、わたくしは、この 2, 3 日、ここ日本で非常に感動していると言わざるを得ません。今朝、日本とフィンランドは2つの、非常に離れた国であり、非常に異なった国でもあると言った方がおられました。しかし、わたくしは、そのことに既に疑問を抱いていると言わなければなりません。フィンランドでも、多くの人々が日本や日本文化に魅了されていることを、多くの人々が気づいています。例えば、わたしの親しい友人の 1 人は、10 年間以上、ヘルシンキにあるクラブのメンバーで、このクラブのメンバーは、日本の俳句を読んでいます。そして、そうした日本の俳句に感激して、彼ら自身も、韻文を詠もうとしています。例えば、時々わたくしはこの友人から葉書をもらいます。わたしは盛夏のフィンランドからのこの葉書と彼女の詩、そして写真に感謝したいと思っております。ご静聴大変ありがとうございました。

Presentation

Meri-Sisco Eskola
Ministerial Adviser,
Migration Department, Ministry of the Interior,
Government of Finland

Ladies and gentlemen, let me start with congratulating all the organizers of this workshop and let me also express my gratitude of being invited here today. It has really been a great pleasure for me of being here, as well as participating yesterday's field visit here in Kanagawa and share some of my views with colleagues, so thank you very much.

I have to apologize that my slides are in English; I am sorry I could not find anyone in Helsinki to interpret them into Japanese in a short period of time. In my presentation, I will very shortly give some basic statistics on the situation in Finland, and then I will describe somewhat of the governmental structures supporting integration and awareness-raising in Finland, and then also a couple of examples of how we or what we have done in our country. To start with the statistics, at the end of 2009 the Finnish population stood at 5.3 million, so it is about the same as Kanagawa, isn't it? Yes, something like that. But Finland is now currently experiencing one of the slowest population growth rates in the world and the population projection indicates that this rate will slow down further, and this seems to be the case also here in Japan.

Until the 1980s, Finnish migration issues primarily focused on emigration, not on immigration, and in the 1980s then the situation changed and the direction of migration turned into immigration. The year 2008 was a top year for migration with the largest net immigration figures during the country's independence. In 2009 the number dropped noticeably as a result of the recession that started in autumn 2008, as we all know. At the end of 2008, a total of 143,000 foreign nationals lived permanently in Finland. That means about 2.7% of the entire population. So the number is low, but again the percentage is not so different from what they are here in Japan. Well, the Finnish government adopted the first ever government immigration and refugee policy program in 1997. The program focused on refugee and asylum-seeker policy at that time. But in 2006 the government adopted a new migration policy program and this time the focus was how to prepare for a labor shortage due to demographic change. It focused on developing the preconditions for labor immigration.

The current government which came into office in 2007 has continued and systematically monitored the implementation of this program. We should note, however, that the need to increase labor

immigration has been counteracted by the economic downturn, and in this regard, the implementation of these reforms has been naturally slowed down. However, with reference to the population structure, Finland will need immigrant workforce very soon after the recession and the program will be in use after the recession period again. Well, it is important to note that in Finland as well as in other Scandinavian countries, the authorities play a central role in the organization of services promoting integration on the national, regional and local levels. For this reason, the administrative structures must include tasks that help to raise awareness and improve the competence and skills of the authorities to disseminate information to other key sectors such as NGOs, labor market organizations, employers and naturally the public and receiving communities. It is also one of the tasks of the authorities on all levels to do this.

As integration of migrants concerns all areas of life, each ministry is responsible for promoting immigrant services and integration in Finland on the principle of mainstreaming. The Ministry of the Interior – the ministry where I come from – is the authority that has responsibility for coordination, preparation, implementation and monitoring of integration policy. The ministry is responsible together with other ministries for increasing the awareness of both authorities and citizens regarding integration, as well as for providing information for immigrants on their rights and obligations and for public. I have five minutes left, I understand, so I have to go further and skip some issues I was about to say, I am afraid. So I may go, although I am a civil servant and I so much like and love structures and services and so on, I have to go to some good practices, I think.

One of the good practices I would like to present is the Advisory Board of Ethnic Relations and this board was established in 1998. And one of its tasks is to enhance dialogue and to share information between authorities, migrants and other NGOs, and ethnic minorities. Nowadays the advisory board's work also extends to four regional advisory boards. Additionally there are local advisory boards. But ladies and gentlemen, in order to develop awareness-raising among the host communities, we think in Finland that it is important to systematically monitor nationally, regionally and locally the attitudes of the public, and public opinion. So in addition to surveys, monitoring systems have been developed in Finland, the most central ones of which are the monitoring mechanism for racism and discrimination. Also, we have created a comprehensive integration monitoring system.

So some more good practices. This picture describes you one of the campaigns which we had in Finland in 2006 and 2007. This campaign was part of the Council of Europe's campaign, "All Different, All Equal," as you see here. The special target groups here were children and young people, and the special focuses were childhood education and youngsters in lower secondary school. The Ministry of Education entrusted the practical implementation of the campaign, although it gave

the implementation to the Finnish Youth Cooperation Alliance. During the campaign, a common visual image was created for the campaign and websites, of course, and so on. Some byproducts also were developed, byproducts like banners, patches, pins, labels, earrings, t-shirts and so on. Also, fake tattoos, which you see here, when the campaign people went to the rock festivals and music festivals and so on, people wanted to manifest themselves of being for equality in Finland.

I do have more detailed information on these campaigns, but I think that this paper can be entertained later on. There are many kinds of campaigns, and what is important that we have found in Finland is that we make a proper evaluation and learn of the evaluations of these campaigns. Of course campaigns are always very much in connection with the culture, so I cannot tell you what kind of campaigns you should have here, but our special target group has been the youngsters, especially boys. We have in Finland, the main part of awareness-raising work involves promoting anti-discrimination and equality, especially through information and education. So various promoting anti-discrimination and equality have been implemented and a special program which we have run since 2002 has been called or is called National Awareness-raising on Anti-discrimination and Equality.

At the moment, our ministry is responsible for the implementation of this program, in partnership with other ministries and several other actors. Besides various events and campaigns I have just told you about, this program includes action aimed at achieving structural change. For example, it includes promotion of equality in the training, curricula for key professionals. And this has been done in teacher training, police training, the defense forces, the border guard, and municipal rescue services among others. And the program has also helped reinforce the competence of NGOs and other organizations representing various groups in the discrimination work. And also again, to improve authority's ability to recognize discrimination is not always the case. It is sometimes difficult for authorities, for us, to recognize that discrimination happens.

You may, if you want to, if you are interested, to go and have a look at the website of this program and you find it from www.equality.fi. You might find also brochures and documents, quite many, from here which you can load. So I really recommend this, this one if you are interested in equality issues. Of course, ladies and gentlemen, websites are of course, well, we cannot overestimate their meaning. I give you another example with this info bank (www.infopankki.fi) in Finland. This website gives information on all or many policy sectors for foreigners, for authorities, as well as for local people. You are all, again, most welcomed to visit this page. It is quite useful. And last website, but not certainly the least, the European, the member states of the European Union, they present their good practices on integration and on awareness-raising, and you can find it from this address (<http://ec.europa.eu/ewsi/>). This is very useful, I am sure, for you.

Ladies and gentlemen, I am about to finish here, but I have to say that I have been very impressed during these two, three days here in Japan. Someone said this morning that it seems that Japan and Finland are two, very distant countries and very different countries as well. But I already know I have my doubts, I have to say. Many people have noticed that in Finland as well, many are fascinated with Japan and Japanese culture. For instance, a close friend of mine has participated or has been a club member of a club in Helsinki for more than 10 years now, and these people in the club, they read Japanese haiku. And inspired of those Japanese haiku, they also try to write some poetry themselves. And every now and then I get postcards, for instance, from this friend of mine and I would like to thank you with this card and with the poem of hers and a picture from Finland in mid summertime. Thank you very much.

司会：

どうもありがとうございました。大変貴重で示唆に富んだ事例報告をしていただきました。では、これから午前中に行われました分科会のうち、テーマ 1 の分科会の結果について発表をしていただきます。ここからの進行はコーディネーターのアンジェロ・イシ武蔵大学社会学部准教授にお願いいたします。アンジェロ先生、お願い致します。

テーマ 1 分科会による発表

アンジェロ・イシ：

皆さん、こんにちは。分科会 1 のコーディネーターを務めましたアンジェロ・イシと申します。この分科会では 4 回にわたって事前に熱い議論を交わしまして、さらに、ゲストスピーカーも迎えて、そのゲストスピーカーの皆様からも貴重ないろいろなご意見や提言をいただく形で最終的に今日、皆さんにも配付されている 12 ページの資料と 15 ページの資料をまとめた次第です。我々のこれからのプレゼンテーションは最初に分科会の各メンバーから 2 分ずつ、この分科会に参加しての自分の意気込みなり、感想なり、あるいはコメントなりを自由に短く発言していただきます。そしてその後、配られた資料の説明をかねてコーディネーターとしての私なりのコメントを追加する形で進めさせていただきます。ということで、さっそく分科会の各メンバーからお願いいたします。

本多秀吉：

こんにちは。地元神奈川県立新磯高等学校の総括教諭をやっております本多と申します。よろしくお願いします。名前が秀吉と言いますので、そちらで覚えていただくとありがたいと思います。神奈川県の現状については冒頭から詳しい資料がずいぶん出ていますので、そういった状況の中で学校がどう動いているかという話が私の役どころかと感じています。

国際化の潮流の中で、学校が果たすべき役割も非常に大きいと現場では認識しています。先ほど川口国際課長から極端な外国人集住地域はないという話がありましたが、学校によっては多数の外国籍の子が在籍していたり、少なかったりというようなことはあります。本校の場合は約 6 ケ国で 10 数名の外国につながる生徒がいます。少ないですが、全体から見れば外国人生徒が少ない学校が 7, 8 割という状況の中で、そういった少数在籍校でも、国際化の流れに乗ったいろいろな対応は重要だと認識していて、本校はいろいろなことをやっている学校の 1 つだと思います。カリキュラムを工夫したり、地域の大学などと協働したりということで現在いろいろな取組みをしています。

冒頭にメリ・シスコ・エスコラさんから教育についてのお話がありましたが、今学校では外国につながる生徒の言語力不足による不登校・不就学の問題、あるいは人権の問題等が出てきています。そのような状況の中で学校の中では多言語や多文化理解等についての意識啓発という事が重要視されてきています。私はたまたま教育の場から来ていますが、ほかの委員の方々は違う分野の方々に、実は世の中にはいろいろな問題があるという事を伺う中で、今後の考え方やら学校での取組のヒントなどを得てきました。

このメンバーで 11 月から議論を深めて来ましたが、特に共生，調整，育成という 3 つの日本語のキーワード（3Cマインド）が実は大切なのではないかとということで、英文の部分についてはこの後アンジェロさんから詳しくお話があるかと思いますが、そういった点をぜひこのような場で、ここから皆さんに発信して一緒に考えていこうと思います。本日はよろしくお願いします。

鶴田光子：

鶴田と申します。私の役割は、先ほど川口課長のプレゼンテーションの中にも出てまいりました、外国人の方が病院にかかるときに付いていく通訳を養成・派遣する NPO 法人で、すごく長い名前なので略称の MIC かながわで覚えていただきたいのですが、その理事長をしております。この分科会に参加したもう 1 つの理由は、同じ神奈川県国際課の事業で多文化ソーシャルワーク実践者養成講座、同じ講座が最初に愛知、群馬、浜松などで開かれています、その講座のメンバーであることが関係すると思います。

私はもともと病院のソーシャルワーカーで、病院の中での仕事において、自分の周りできに多くの外国人の方が日本の中で暮らしていくのに大きな課題を抱えているか知ることができました。そしてその課題の大きさ、重さを何とかしなければいけないと思う気持ちが強くこの活動に入ったのだと思いますが、それと併せて私が学んだことは、外国人の方とはとてもたくさんものを持っているということです。外国人の方は、日本人が持っていないもの、忘れているものをたくさん持っています。ただ、いろいろな制度や心の意識の壁のせいでそれが十分に発揮できないのだと感じました。その壁を取り除くことで力を十分に発揮していただき、日本人と共に生きていく、外国人の方が幸せに生きられる社会は当然日本人にとっても幸せな社会ですので、そのような社会を作るためにぜひここで提言を一緒にしたいと思ってきました。

ことに私の立場から言いたいのは、自分が言いたいことを言い、聞きたいことを聞き、情報を受け、発信できることの大切さです。それはご自分の国の言葉ということもあると思いますが、日常生活の中の小さな出来事から命にかかわる医療の場まで広いところでそれができることが重要です。それから、その外国の方たちの力を発揮できて地域社会とつなぐ、ここでは多文化コーディネーターと呼んでいます、そのような役どころの人材がもっと養成されて、しかもその後きちんとした身分の保障がある社会を作ることです。やはり共生というものは結局は顔を見ておつきあいすることに始まり、それに尽きると思いますので、私たち一人一人がよそ事でなくて一緒に顔の見える関係、隣人として共に豊かに生きていく社会を作るために力を尽くしていきたいと思います。

アルベルト松本：

私はアルゼンチンの出身でアルベルト松本と申します。私も 12 年前に発足したこの外国籍県民かながわ会議 1 期目の委員です。いろいろ勉強させていただきましたが、そのとき初めてどのように行政や様々な団体と協議しながら 1 つの施策を立てるのかということをお少なからず覚えたと思います。それが一部の外国籍支援施策にも反映され 1 つのモデルケースになっていることはとても嬉しく思います。

今回のワークショップは、いわゆる社会統合という言葉が出ていますので、移民の存在を認めているということです。私どもは昨日も今日もフィンランドのエスコラさんからいろいろお話を伺っていますが、いわゆる社会統合というのは双方向の関係で、一方的ではないということなのです。外国人も住民としてきちんとした発信能力を構築しなければならないのです。そのためにはやはり言語（日本語）をもっと学ぶ必要があります。さまざまな日本人の隣人としての意識、受入れ社会としての意識の改善も必要かもしれませんが、外国人である我々もいろいろな責任や義務を履行し、信頼を得なければなりません。

もう一つ付け加えたいことは、最近「多文化共生」という言葉がすごく流行っていますが、そういうコーディネーターや関係施策などが模索されたり、実際現場では何らかの形で実施されていますが、私がこの 20 年近く日本で見ている限り、国際化と言ってもいいし、定住化と言ってもいいし、いずれにしてもやはり外から来た人たちがこの社会に住んで良かった、自分が少しでもいろいろなことを発揮できるということになっていけば、名称はあまり関係ないと思うのです。むしろ「多文化共生」という言葉に振り回されないようにすることのほうが大事だと思います。それに、「多文化共生」という言葉ですべての答えが出るわけではありませんし、実は社会統合というところからスタートし、非常に長いプロセスを経てたどり着く結果だと思うのです。だから社会統合というものははっきり言いまして、30 年、50 年がかかります。私も移民の子でアルゼンチンで生まれ育ったのですが、相当の忍耐とエネルギーが必要なのです。だからこそやはり言葉だけに迷わされず、我々はきちんと考えていろいろ提言しながら社会参加をしなければならないと思っています。ありがとうございました。

宮崎妙子：

東京都の西部、郊外の武蔵野市というところで国際交流協会の日本語学習支援コーディネーターをしています宮崎です。私はここでは市民活動という立場から参加させていただきました。先ほどからやはり外国からいらした方たちにとっての言語の問題、お子さんの教育にとっての言語の問題が出ていますが、日本語教室の目的は、当然、日本語を学び、話せるようになる場ではあるでしょう。けれど、目的はそれだけではない。それ以上に大きな目的があり、それを次のように考えています。外国籍の方々は、助けを求める側、日本人がなにかをしてあげる側にあると考えられがちですが、日本語教室でお会いする外国

籍の方たちは日本人と同様、地域に暮らす地域の構成員であり、一市民として自己実現を求めています。そこで、教室の目的を、外国籍も日本籍もともに地域を作る仲間であり、その仲間作り、そして協働しての地域作りと考えています。また、国際結婚した方が非常に多く、生まれながらに複数の文化をもっているお子さんが多いのですが、そういうお子さんたちが日本の学校制度の中でのびのびと育っていけるような、そんな日本の社会になっていくといいなと思いますが、そんな社会を作ること、これも、日本語教室の大きな目的の一つです。

課題なのですが、私たち関係者がいくらそう思っても一般の多くの日本の方たちがそう思ってくださなければ多文化共生社会の実現はあり得ません。そのためにはやはり意識啓発がとても大切になってくると思いますが、日本語教室からどのような発信をし、どのようなことをしていけば有効に意識啓発ができるのかということを私たちは今課題として捉えています。

アンジェロ・イシ：

ありがとうございます。どうぞ遠慮なさらず拍手をひとまず。ありがとうございます。こういう形で非常に個性豊かなしっかりした問題意識をもったメンバーたちと共にまとめあげた提言についてこれから補足説明をさせていただくわけですが、こういう形で、メンバーの中にも外国人が混じっており、コーディネーターに外国人をキャスティングした共催者の志、あるいは勇気に敬意を表したいと思います。

外国人を受入れる地域社会の意識啓発に関するテーマでの提言になるわけですが、まずは配られている資料をご覧になりながら聞いていただければよりわかりやすいと思います。問題意識としては、まず多様なバックグラウンドをもつ外国人たちを「外国人」として一括りにしてしまっていないだろうかという疑問が出発点です。いろいろな意味において多様な人たちがこの日本社会で暮らしているのだということです。ただ、便宜上我々の提言集では「外国人」という言葉を使っているということです。2つ目にフェイス・トゥ・フェイスの関係を作ることが重要であるということです。これは先ほどメンバーからも強調していただきました。一緒に地域社会を作っていくという発想が非常に重要であろうという問題意識です。そこで出てくるのが3つ目で、外国人自身が日本の社会ルールを守って生活すること。これは当然だと思います。我々も当然だと思っているわけですが、ただしそれが求められる一方で、果たしてそれだけでいいのかということです。つまりその一方で外国人を温かく受入れる地域社会の役割が重要であろうということです。

そこで次に、外国人を受入れる地域社会の意識啓発に関する課題をいくつか整理してみました。スライドの左の黄色い部分が課題になっていくわけですが、まず、外国人に対するいわゆる心の壁が存在することは否めない事実であろうということです。2つ目には、外国

人に関する知識と情報が不足していることも課題として挙げられます。3 つ目に外国人との共生に理解、あるいは関心を示さない住民の存在があることも否定しがたい事実であるということをこの提言集の 2 ページから 3 ページにかけて説明しているので、これはあとで皆さんにゆっくり読んでいただければと思います。たとえば 3 ページの中央辺りには、ここ 10 年、20 年において急激に普及したインターネット、そのようなネット空間に関する我々の懸念・危惧も書かせていただいています。

これがいわゆる課題の部分です。そういう課題、実は順番が前後しますが、次のスライドでさらに別の意味での課題を挙げた後にもう一度提言に戻らせていただきますが、次のスライドの黄色い部分、左の部分をご覧くださいと、一方で意識啓発の促進活動に関する課題もあると考えているわけです。先ほどは純粋な意識啓発の部分で、この次のスライドでは意識啓発をするための活動に伴う課題で、ここで 3 つ挙げますと、1 つ目が既存の啓発活動の限界、2 つ目は外国人が少ない地域での意識啓発活動の難しさ、3 つ目として意識啓発活動の担い手の不足が挙げられると思います。

そこで先ほどのスライドに戻りますと、ではどういう提言が出てきたのかということを簡単に説明します。今度は右側の緑色の四角ですが、とにかく外国人に対する心の壁を越えるためのことがいろいろできるであろうということです。それらをこの提言集で挙げていますので、あとでゆっくりお読みいただければと思います。2 つ目に外国人に関する情報提供を促進することも非常に重視しています。このテーマ 1 分科会と関係がある海外からのゲストスピーカーのメリ・シスコ・エスコラ先生から午前中にご発表いただきましたし、我々としては非常に心強いことに彼女が強調してくださったのが、やはり情報提供を担っているマスメディア関係者への情報提供と意識啓発の重要性です。そして 3 つ目の緑の四角ですが、外国人と顔の見える関係を構築することが挙げられると思います。

その次が課題群に対する提言になってくるわけですが、ではそういう意識啓発の促進活動に関する課題に対する提言がどういうものかといえば、1 つ目には国際交流イベントをより有効に活用する。そして、その次に多文化共生の理解者を増やす。そしてその次に外国人が少ない地域でも意識啓発活動をする。そして 4 番目、実はこれを我々の分科会としては非常に重視していますが、次世代に対しても意識啓発活動をするという具体的な提言をこの提言集では挙げています。そして発表時間の問題でそれらをかいつまんでここで説明する余裕はありませんが、しかし、事例やエピソードとともに配られた資料では紹介していますので、それらをご一読いただければと願っています。

一例だけ挙げますと、7 ページのいちばん下の方を開いてみてください。たとえばそこでは次世代に対する意識啓発活動の具体案として、具体案の（イ）です。小・中・高の各教科の教科書等において、日本から海外への移民の歴史に関する記述の充実を含め、在日外

国人に関する理解を促す記述を増やし、子どもたちに理解させるように教育すべきであるという提言も盛り込ませていただきました。

次のスライドにまいります。しかし、いろいろな課題に対する様々な提言、あるいは具体的な活動を実現していく上で何が大きなネックになるかと言いますと、このスライドのいちばん上の方に書かれているとおり、外国人と地域社会をつなぐ役割を担う人材の不足なのです。そういう人材の育成に関する提言をまとめました。それは相互理解に関する提言にせよ、意識啓発の促進活動に関する提言にせよ、どちらにしてもそれらを実現するために外国人と日本人をつなぐ人材が必要であるということです。

そういう人材のことをこの提言集の 8 ページ、いちばん下の段落で説明していますが、我々はこの提言集では便宜上コーディネーターという言葉で呼ぶことにしています。つまり、ここに書いてあるとおりの人材の必要性については国、自治体、大学、国際機関などにおいて既に養成プログラムが実施されていることから関係者の共通認識となっていますが、一方で担い手に関する統一的な呼び名がないわけです。いろいろな呼び名があるということで、ここではそれらの総称としてコーディネーターと呼んでいるわけです。そういうコーディネーターの具体的な役割、そしてそのコーディネーター育成の取組事例がこの提言集の後半部分で挙げられています。

この部分も後で読んでいただきたいのですが、たとえば強調したい点を 1 つだけ挙げると、9 ページのいちばん下④と書かれている箇所ですが、コーディネーターに対しては英語以外の現場で必要となるさまざまな外国語を覚える機会、研修を提供することが望ましいと。たとえば、既に警視庁や警察庁が有給の 1 年間の研修期間を設けて警察官にさまざまな言語の習得の機会を設けているのと同じように、多文化共生施策に関わる人材にも短期集中的な語学の特訓の機会を設けることが望まれるという提言も入っています。

我々の提言集の本文にしても、あるいは別刷で配られているグッドプラクティスの事例集にしても、残念ながらゲストスピーカーから頂いたいろいろな事例の全てを盛り込む余裕がなかったもので、それらがこれからまた補足される可能性もあると思います。今日お越しいただいた皆さんからもぜひ、他にグッドプラクティスがあれば、どんどん情報を提供していただきたいわけですが、例えばそこで盛り込むことが間に合わなかった事例を紹介させていただきます。それがこの左上の写真のイベントです。

これは素晴らしいグッドプラクティスで、「ありがとう日本！」というネーミングのイベントだったのです。これは静岡県浜松市、もう皆さんご存知の外国人集住都市ですけど、そこで、日本からブラジルへの移民 100 周年記念の 2008 年においてブラジル人たちがイニシアティブをとって地域社会の日本人と協働する形で共催した、日本の皆さんありがと

うというメッセージのイベントです。このイベントは何が行われたのかというと、事前にコンテスト形式で作文を募集して、日本にいるブラジル人に「日本の皆さんありがとう」という我々を受入れてくれた日本社会に感謝の意を示す作文を書かせて、そしてその中から優勝作品を選ぶという、日本社会に対するラブコールという意識啓発そのもののイベントだったわけです。そして実際当日の本番のステージでは日本人、ブラジル人を問わずカラオケコンテストがあって、名前は申し上げませんが、わかる人はわかる、有名なよくテレビに出る某党の議員さんもステージに上がってカラオケと一緒に熱唱していました。浜松市長もステージに上がってカラオケを熱唱していたという、まさに我々の提言の趣旨とマッチするようなイベントが「ありがとう日本！」でした。

もう 1 つ、これは在日中国人のイニシアティブで在日華人児童作文集、つまり日本に住んでいる華人、中国人の子どもたちに作文を書かせて、その作文集という形で単行本として日本語と中国語のバイリンガルの出版物として出すという試みも非常にすばらしい地域社会の意識啓発に向けられたグッドプラクティスだと思います。それを残念ながら今回は盛り込む余裕がありませんでした。この右の写真というのは多文化ソーシャルワーカーの養成で、まさにこのワークショップが行われている神奈川県の取組の風景です。

最後に我々の総括として、ワークショップの事前の協議の中で、「では何か皆さんにすぐ暗記してもらえそうなインパクトのあるキーワードはなかろうか」というブレインストーミングをやったわけです。その結果、最終的に我々が採用したのが 3C マインドの上に成り立つ多文化社会です。なぜ 3C マインドなのかと言いますと、従来 3F というのは皆さんよくご存知です。つまり Fashion, Food, Festival。もちろん我々は Fashion, Food, Festival を否定しません。否定しませんが、しかしそれだけでは何か物足りないだろうということで、より能動的な、つまり何をやるのかではなく、やることがカラオケ大会であれ、いかにも Festival のような催しであれ、何でもいからそれを How to, どのようにやるのかというプロセスにもっと目を向けてみてはいかがだろうかということです。つまり、あるグループが一方的に何かを別のグループに押し付けるようなものなのか、それとも文字通り一緒に良きパートナーとしてそれを作り上げていく中でより相互の理解が深まっていくようなことをやるのかということです。そちらに目を向けてもらおうということで 3C マインドを提唱しているわけです。

3 つの C というのは COEXIST（共生）、COORDINATE（調整）、これは決して後半で出てきたコーディネーターだけを意識しているのではなく、それらを含めた広い意味でのコーディネートです。そして 3 つ目に CULTIVATE（育成）です。COEXIST, COORDINATE, CULTIVATE, これをすぐ 3C と暗記してもらおうのは難しいかもしれないので、それが難しいとすれば、日本語の方でもたまたま共生、調整、育成となっていますので、3 つのセイということで韻を踏んで 3 セイマインドと覚えていただいてもいいのですが、我々のメッ

セージはそういうことなのです。つまり「何を」、ということだけでなく、「どのように実現していくのか」という点でも、ぜひ持続可能な試みをどんどん進めていただきたいという我々のメッセージです。時間切れになったと思いますので、ここで終わらせていただきます。グッドプラクティス集のほうもぜひご覧ください。

ここで私のプレゼンテーションは終わりましたが、この我々の分科会のプレゼンテーションを受けてこれから海外からのゲストのメリ・シスコ・エスコラ先生から一言コメントを頂いてから休憩に移ります。ではメリ・シスコ・エスコラさん、よろしくお願いいたします。

メリ・シスコ・エスコラ(仮訳):

大変ありがとうございます。また、今朝わたくしに提供いただいた情報すべてに感謝いたします。わたくしは非常に感動しました。わたくしはただ一点だけ取り上げたいと思います。それは、様々な当事者や様々な関係者間で良好な協力が行われていることに、非常に感銘を受けたということです。それが、おそらくわたくしが結論として申し上げたかったことです。つまり、フィンランドにおけるわたくしたちの経験に関する限り、まさに工程の開始当初から、工程に関わる可能性のあるすべての関係者の参画をすでに得ていることが、いつでも、最も重要であるということです。アンジェロさんが取り上げていたように、最も重要なのは、もちろん、移住者本人たちを取り込み、彼らに発言させるということです。

Meri-Sisco Eskola:

Thank you very much and thank you for all the information I was given this morning. I was very impressed. I want to raise only one issue and that is that I was very impressed of the good cooperation various parties and various actors had. And that is maybe what I would like to say as a conclusion: As far as what concerns to experiences we have had in Finland, we have seen it always most important to involve all possible actors in the processes already from the very beginning. As Angelo raised the issue, the most important, of course, is to involve the migrants themselves and let them raise their voice.

テーマ 2

「入国前の外国人に対する情報提供」

司会：

それでは次の 2 人目の海外講師による事例紹介を行いますので、壇上の皆さんは席にお戻りください。2 人目の海外講師は私の同僚でもあるピンディー・ステファン国際移住機関本部上級移民研修官です。テーマ 2 の「入国前の外国人に対する情報提供」についてこれから事例紹介をしていただきます。ピンディーさん、お願いします。

海外講師による事例紹介

(仮訳)

ピンディー・ステファン
IOM 本部上級移民研修官

皆様、こんにちは。私は IOM で上級移民研修官をしておりますピンディー・ステファンと申します。フィンランドから来日している私の同業者、エスコラ氏のコメントの繰り返しになりますが、本日、この会場にお招き頂いたことを非常に光栄に思います。また、皆様が「新たな受け入れ」のために準備をされ、努力されていることに祝辞を述べさせていただきます。「新たな受け入れ」と申しましたが、具体的には間もなく日本に第三国定住されるミャンマー難民の方々を念頭に置いております。

私自身もこれまで放浪者のように各地を転々としてきました。両親が外交団に所属していたため、生後6ヶ月の時に、私の一家はレオポルドヴィレ（現在はキンシャサと呼ばれている都市です）に転勤し、私は初めてパスポートにスタンプを押してもらいました。実は日本への訪問は今回が初めてです。日本政府、外務省、神奈川県、分科会の皆様、また日本に降り立ったときから親切にご対応してくださった皆様に感謝を申し上げます。

本日は IOM の移民の出国前研修についてお話しさせていただきます。まず簡単に IOM の歴史についてご紹介しますと、IOM は 1951 年に設立され、現在 127 カ国が加盟しております。世界各地に 445 のフィールド事務所があり、職員数は、約 7,000 名です。お分かりのとおり、IOM は世界中で活動をしており、機動性に富んだ機関です。話を進める前にまずは IOM 内部の移民研修の位置付けについて説明させていただきます。IOM は移住問題における4つの広域分野—移住と開発、移住の促進、移住の管理行政、非自発的移住—で活動しています。IOM は移民研修を「移住の促進」の分野に位置付けています。移民研修は、後にご紹介させて頂く第三国定住事業のプログラムに含まれた多数の活動の一つです。

私はいつも次の言葉から話を始めます。「私たちは物事を、あるがままに見てはいない。私たちは物事を私たちが見たいように見ている。」なぜ私はこの言葉の引用から始めたのでしょうか。私たちは皆、世界をそれぞれの文化というレンズを通して見ており、時に意識せずに、フィルターをかけてしまっています。私たちが自身を文化の仲介者や紹介者として考えるとき、私たち自身もフィルターを持っていること、また、受け入れ社会も独自のフィルターを持っていることを念頭に置かなければなりません。このことを念頭におきながら、社会統合を目指して移民の新たな到着を迎え入れなければなりません。今回のシンポジウムにおいて時間が許す限り、全てのテーマを網羅したいと思います。

さて、IOM が実施している移民研修の概要について、お話したいと思います。IOM が実施している移民研修の種別、目的と利点、カリキュラム内容、教授法、成功例と教訓、出国前から到着後に続く連続的な過程を補完する支援活動、いくつかの社会統合の指標をご紹介します。最後に、一貫性のある支援を通じて、いかに移民の社会統合を促進するか述べたいと思います。これは私も参加した分科会の報告書でも触れるテーマです。

なぜ私たちはこのような事業を実施しているのでしょうか。出国前研修の根拠とは何でしょうか。文化や伝統、習慣が異なる国へ移住する人々は誰しもが適応期間を経験します。この適応期間は特に難民にとって、厳しい期間です。例えば、日本が受け入れるミャンマー難民は、難民キャンプから直接、日本に渡航します。難民は受け入れ先の社会や経済の実情をほとんどもしくは全く知らず、しばし非現実的な期待を抱いています。こういった体験は、どの分野においても事前の準備が充分に行われていない場合に誰しもが体験するものです。非現実的な期待は、福祉機関や教育機関、医療機関など受け入れ側にも過度のプレッシャーを与えることになります。

移民研修の全体像をご紹介しますと、IOM は年間約 5 万人以上の移民に研修を実施しています。2009 年には約 56,000 人が研修に参加し、そのうちの大多数—約 78%—は第三国定住を予定した難民でした。IOM が出国前研修を実施している難民の受け入れ国について申し上げます。私たちの活動は非常に広域にまたがります。現在は 4 大陸、41 カ国で活動しており、難民の抱く期待感や背景、文化的な慣例や宗教的な信条など、取り組む内容も多岐に渡っています。対象とする移民も多様です。難民や短期労働者、自発的移民などを対象としています。IOM はまた、国際結婚による移民も支援しています。例えば、結婚目的で韓国に渡るベトナム人女性や家族呼び寄せといったケースがあります。ミャンマー難民の場合には、出国前研修は IOM が提供する第三国定住サービスの支援パッケージの一部にすぎません。

さて、第三国定住サービスとは何でしょうか。タイの例を取り上げ、来年、日本に到着するミャンマー難民の場合についてお話ししましょう。IOM は面接ミッションのロジを支援します。日本の入国管理局の方々が来る際には、面接のための場所、通訳、日程調整、またキャンプまでの移動手段が必要になります。同じく、難民も移動手段が必要になります。IOM は面接ミッションにかかる全てのロジを担当します。IOM の保健衛生局はまた、受け入れ国の要請に基づき、健康診断を行います。これは、日本政府の入国の要件や基準に従うためです。IOM はまた移動手段の手配も行っており、難民のために出国手続きや出国許可を取り付けます。これは、とても時間のかかる作業であり、ロジの面でも困難が伴います。一般的に、出国前研修は難民が研修内容をできるだけ覚えていられるように、可能な限り出発の直前に行われます。研修期間は 1 日、3 日、5 日、数週間または数ヶ月など様々な期間が用意されており、IOM は受け入れ国政府が設けた条件や要望に従い、研修の

期間を設定します。つまり、研修の策定は協調的な取り組みによるものであり、IOM はドナーである皆様の優先事項と、新たに到着する移民の支援を計画・準備する受け入れ機関からの意見を取り入れ、提供すべく努力しています。

先ほども申し上げましたように、IOM の移民研修は 4 大陸で行われています。例えば、アメリカ大陸では移民労働者に対して、またアフリカや南ヨーロッパでは、難民やアフリカから「伝統的な」受け入れ国へ移住する移民、そしてヨーロッパ諸国に再定住した移民に対して、研修を行っています。近年では、IOM はオランダを含む多数の受け入れ国に研修プログラムを提供しており、その数は拡大しています。フィリピンでは、カナダへ移住し、住み込みで働く介護者も対象としています。

IOM が提供する研修の種類は出国前研修に始まり、短期労働者が仕事をするために必要な情報・契約内容の理解・権利と責任について情報提供を行う就職前研修、家事労働者や看護師、農業従事者などを対象とした職業訓練などを行ってきました。IOM はまた、異文化研修、研修官の訓練、語学・識字研修、搭乗前研修、そして多様性・寛容性を培う研修も実施してきました。語学・識字研修の分野で、日本政府は IOM に対して、3 週間の語学研修を第三国定住の出国前プログラムの一環として行うよう要請しました。私は、これはとても将来を見据えた決定だと思います。なぜなら、僅かな語学力であっても、難民にとっては来日時に自信となるからです。最低限の習慣的なしぐさを知ることや自己紹介ができることの重要性、これらは全て、到着した難民にとって自分たちが受け入れられ、受け入れ社会の一員になったのだという実感につながります。

現在、IOM は出国前研修を次のような国々にも提供しています。私たちは本年 2010 年から日本がパイロット事業の一環として、また、書類選考でオランダへの第三国定住が決定した難民に対して、出国前研修を開始させることをとても嬉しく思います。社会統合をテーマとした本会議の文脈では、私はいかに全ての関係者を取り込むことが重要かを強調したいと思います。また、エスコラ氏が述べたことの繰り返しになりますが、研修が難民の到着前だけでなく、到着後に果たす役割について多様な視点から考察することは非常に重要です。

それでは出国前研修の目的とは何でしょうか？受け入れ国政府にとっては、移民の到着前の準備にかかる費用を抑えることができます。また、事前研修は難民の公共サービスへの依存性を軽減することで社会統合を支援します。第三国定住難民は、しばしば「学習性無力感」(learned helplessness) の状態で生活してきました。多くの難民は、世界各地にある難民キャンプで生活しており、UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) や援助団体が配布するパンフレットを頼りにしています。彼らはしばし、食料や医療サービス、安全、教育などのサービスを提供してくれる様々な団体に頼って生活しています。

アメリカへ渡航する予定の難民から実際に聞かれたことがあります。「私が到着したら、UNHCR が支援に来てくれるのですか？」私たちは、「いいえ、UNHCR は到着した国では支援を行っていません。あなたは、自立しなければならないのです！」と伝えました。これは自立過程の一環であり、渡航先では彼らを支援してくれる異なる団体が待っていること、それと同時に誰かに依存し続けるサイクルは、次第に止めなければならず、時間が経つにつれて自立して生活できるよう努力しなければならないと気付かせなければならないのです。特に移民と難民を対象とした研修は、到着して間もない期間のための準備となるように組まれています。IOM の出国前研修では決して、日本に到着したら、安心してくつろいでください、といった話はしません。私たちが行うことは、彼らに基本的な概要を説明し、彼らが経験しうることを伝えます。受け入れおよび到着後のオリエンテーションに私たちが伝えた内容を取り入れ、反映させることは受け入れ機関の仕事となります。

出国前研修はまた、難民が自己管理を行い、期待感を現実的なレベルに保つための支援を行います。ご存知かもしれませんが、難民は多くの作り話、誤解や幻想を信じています。日本の場合は、日本国内に親戚をほとんど持たない方々を受け入れることになりますので、特に当てはまることかもしれません。実は、これは皆様にとって有利なことです。なぜならば、難民はよく次のように言います。「私の家族は向こうにいます。家族が私に必要なことを全て教えてくれます。」実際のところ、再定住した家族から受け取る情報はたいていリスクがあり、それは家族が困難な部分（または現実的な部分）を軽視して、前向きな部分のみ伝えがちだからです。IOM の出国前研修は全ての範囲に及ぶ項目を網羅しており、難民を待ち受ける現実重点を置いています。IOM はまた、出国前研修の中でこそ移住が成功するために必要な能力と自覚を育てることが可能という立場を取り続けています。

出国前研修において特に難民に奨励しているのは、観察力と自身の学習過程への積極的な参加です。これらは私たちが引き出したいと望む姿勢の変化です。IOM はまた再定住前の「学びが可能な時期」には、難民たちは学習することにとっても意欲的であることを知っています。というのもある意味、再定住のためにしなければならないことは終えており、出発を待つ時期にあるからです。このような時期は難民にとって学びが可能な期間であり、研修官は誰かが質問した時には、疑問の火が燃えているときにすぐに答えなければならず、その機会を捉え、その場で答えなければならぬと教えられています。出国前研修の内容はとても単純なものですが、受け入れ国政府の要望に応じ、適切と判断される情報を含めたいと考えています。今回の場合は、私たちはより一般的な項目を検討していますが、もちろん新たに到着する人々の特定の需要にもアレンジできるでしょう。私たちは、文化的な適合やカルチャーショック、また適切な対処方法を取り上げています。私たちが行うことの多くは、ただ純粋に内容を伝えるだけでなく、難民が受け入れ社会の一員として貢献できるように、振る舞いや前向きな姿勢の育成、熱意の向上に結び付けています。

また、研修官は、雇用、自己認識、医療、銀行、不動産など実用的な内容についても説明します。短い事例を紹介します。かつて私はスーダン人に研修をしていて、教室も確保できないような人里離れた場所にいました。私たちはエチオピアの砂漠で、屋外で研修を行いました。そこで私はカナダの家はどのようなものか熱心に説明していました。難民の方々が住む家にはおそらく寝室が2つから3つあって、キッチン、トイレやリビングルームがあるでしょうと説明すると、彼らは皆うなずいていました。ですから私は、「すばらしい！彼らは理解しているのだ。」と思いました。それから私は家の映像をビデオで流しました。すると彼らはざわめきました。参加者は互いに「あれは何だろう？」と聞き合い、部屋や電化製品など全てを指差しました。私は通訳に意見を求め、次のように言われました。「彼らは、部屋が1つ以上ある部屋なんて今まで見たことがないんですよ。」そこで私は、彼らが西洋式の住宅を知っているものだと思い込んでいたことに気づき、彼らと私の概念は大きく異なることに気が付きました。これは私にとって、私たちは皆異なった概念を抱いていると実体験を通じて学んだ過程でした。一個人やある文化による理解は、他者による理解とは大きく異なります。

研修の最後の内容は法律や法的権利、差別などとともに、難民に与えられた権利と義務についても説明します。難民にとって重要な内容は、全ての移民にとっても重要であるように、受け入れ社会の法制度や権利に関する知識を十分に備えることです。私たちはしばしば、研修の中でこう伝えます。「もし罪を犯したり、法律に違反したりしたら、言い訳は一切許されません。」

私はカリキュラムの中に反映された、いくつかの分野横断的な内容についてお話をしました。IOMの研修官は全員、カリキュラムの核となる内容を伝えるだけでなく、習慣や態度またスキルにも主眼を置くよう、訓練されています。教室では、私たちがメタカルチャーまたは受け入れ社会の縮図と呼んでいるものを作るように心がけています。昨日、ふれあい館を訪問した際、校舎に入る前に靴を脱ぐように言われました。日本の学校では同様にこの習慣があります。IOMの研修でも同様の習慣を取り入れます。知っておくべき重要な文化的習慣であり、実践に備える一つの方法となるからです。

また、受け入れ社会の価値観も取り入れるようにしています。特に時間管理は難民の方々が適応し、学習しなければならない重要な価値観の一つとして、とても高い位置に位置づけなければならないですね。

また、目標設定とともに語学について注目したいと思います。既に語学の要素を取り入れている日本の場合については、3週間の語学研修はとても機能的でコミュニケーションに大いに役立つ内容になると思います。私たちは、会話を教えるつもりはありません。役に立たない情報も教えません。語学研修の目的は、適応するための鍵となるメッセージを取

り入れることなのです。例えば、生きていくための急を要する事態に対応するためには、必ず難民に、電話の使い方と 119 番への通報の仕方を教えます。これは場合によっては、生死を左右しかねないことです。出国前研修におけるコミュニケーションの方法論については、できるだけ相互作用性のあるものになるよう心がけます。情報の保有についての論文によれば、私たちは読んだものの 10%、聞いたことの 20%、見たものの 30%を覚えています。そしてそれぞれの方法と結びつけることで情報の「残留率 (retention rate)」を増やすことができます。他人と情報について話し合うことで 70%、自分自身で体験することで 80%、また最終的にはそれを人に教えることで 95%の残留率に引き上げることができるのです。

IOM 研修官は相互性のある教え方を通して、参加型の議論にできるよう努力しています。研修官の多くは難民に何かを伝える場合、グループワークを取り入れます。難民の方々はよく教室でおびえています。特に、不意に彼らに話しかけた場合などです。彼らにスポットライトをあてることはしたくありません。ですので、物事を進める良い方法としては、与えた課題に対して皆が一緒になって取り組み、分析や批判的な見方、意思決定を含んだ決断、グループ全体での情報共有などがあります。（これはブータン難民のグループが共同で課題に取り組んでいる様子のスライドを使って説明されています。）

研修官はまた難民を教える時には、知っているものから知らないものへの移動と名付けられたとても重要なテクニックを用いています。これは私が住宅について教えたときに得た教訓です。もし難民の置かれた状況の背景を知らないと、起点を設定することがとても難しくなります。ですから、新たに到着する難民と共に働く方々は、参加者がどこから来たのか、迫害の歴史、どのような体験をしてきたのかなど、それまでの暮らしについて明確な理解が必要であると思います。彼らについて少しでも知ることが、最終的に役に立つでしょう。私たちはまた関連性のあるケーススタディーを用いたり、文化の紹介者や仲介者を参加させたりします。短く申し上げますと、私がお伝えできる成功例は体験的な学習サイクルを盛り込んでいます。これはどのような教科にも応用できることです。受講者に体験する機会を与え、それを全員で振り返ります。「どう思いましたか。この課題を通して何を体験しましたか。」といった質問を投げかけます。そして、その体験を他にも応用するように聞いてみます。「この体験は他の場合にも適用できるでしょうか。」さらに、幅広い文脈で捉え、一般化するのです。

難民と共に働く際には、個人だけでなく、家族単位に着目することがとても重要であると私は固く信じています。私たちは大人や子ども、ティーンエイジャーや夫婦に個別に関わるのではなく、実際には家族全体を相手にしています。

到着前後の過程を助け、支援の連続性を持たせるための補完的な活動として、IOM はニーズ調査を実施しています。「ニーズ調査」とは何でしょうか？これは第三国定住を行う難

民へのインタビューや質問のことで、得られた補足情報を受け入れ機関に提供し、社会統合の成功に役立ててもらいます。これには文化的なプロフィールや、情報キャンペーン、カリキュラム開発、キャパシティ・ビルディングや研修官の訓練も含まれています。社会統合が成功したかどうかを計る指標については、本日、ここにいらしている皆様は—このシンポジウムに皆さんが参加されているということは—既にご存知のことと思いますので、本日は詳しくお話しません。

第一庇護国から始まった支援が再定住国でも継続するよう、連続性のある支援を通じた社会統合の促進方法について考えてみましょう。コミュニティとの協議、情報セミナー、語学研修や最新版の文化概要などは、全てが連続性に寄与します。海外と国内の支援提供者間の積極的な情報交換のほか、受け入れる姿勢や社会結合を醸成するツールとしてメディアとの共同も社会統合を促進します。再度、申し上げたいと思いますが、第三国定住に関わる皆様は、難民の到着後と同様に到着前の過程にも関与されることでより大きなものを得られると思います。そして、最終的にいくつかの結論を申し上げたいと思います。これらの結論は、私が移民研修の仕事に携わってきた二十数年—IOMの移民研修事業の歴史における主要な出来事を反映しているのではないかと思います—に基づく個人的なものです。まず初めに、私たちは移民研修がワン・ストップ・サービスの一環として、つながりがない一連の過程となるよう、再定住支援パッケージの中で移民研修を促進する必要があります。研修は相互的で参加型のものであることを保証しなければなりません。もし皆様が私のクラスの参加者であったならば、私は皆様のいる観客席に降り、皆さんの間を歩き、私に質問するように促すでしょう。

成功への鍵は全ての関係者を取り込むことです。これは第一分科会でも話題に出ていたことだったと思いますが、私は全面的に支持します。研修には包括的なアプローチを取り入れるべきで、難民の心身の幸福、心理社会的な幸福そして社会統合の見通しを心に留めておかなければなりません。最後に、海外と国内の研修プログラムの連続性を築き上げることです。これは効果を上げることが分かっており、実際の効果を私は目にしています。フィンランドやノルウェーなど IOM が出発前と到着後の両段階に関与している多くの国ではそれが実現しています。今朝、このシンポジウムに来るときに、「integration」という言葉の公式な定義を辞書で引き、意味を調べました。「Interate」はラテン語の「integratus」に由来し、機能的なまたは一体化した全体の形成、調和もしくは融合を意味します。私は「機能的な」という言葉が本当の鍵だと思います。なぜならば、私たちはものを融合し、混合し、様々なものを繋げたり、調和させたり、形成したりすることができますが、もし全体が機能しなければ、私たちは本当の意味での社会統合を成し遂げたことにはなりません。

ご清聴ありがとうございました。

Presentation

Pindie Stephen

Senior Migrant Training Officer, IOM (Switzerland)

Good afternoon. My name is Pindie Stephen and I am the Senior Migrant Training Officer with IOM. And I would also like to echo the comments made by my colleague from Finland, Ms. Eskola, and say how honored I am to be here and that I congratulate you on the efforts that you are making and the work that you are doing in preparation for the new arrivals. By “new arrivals” I speak of the imminent resettlement group of the Myanmar refugees. Let me say that I have been somewhat of a wanderer myself. When I was six months old, my family moved to Leopoldville (or Kinshasa as it is called now) at which time I received my first passport stamp, as my parents were in the Diplomatic Corps. This is actually the first time that I have had the opportunity to come to Japan. I would like to thank the Japanese government, as well as MOFA, as well as the Kanagawa Prefecture, and colleagues on the Subcommittees, and everyone who has been so gracious from the moment I stepped off the plane, so thank you.

Today I will be speaking about IOM’s pre-departure migrant training programmes. Just to give you a very brief history of IOM - the Organization was established in 1951 and is currently working with 127 member states with over 7,000 staff working in some 445 offices worldwide. As you can see, IOM’s presence is global, and we are very much an operational organization. IOM works in four broad areas, and I want to contextualize IOM’s migrant training programmes before I go further. IOM works in four broad areas of migration management, including migration and development; facilitating migration; regulating migration and forced migration. And here we place Migrant Training under the area termed “facilitating migration”. This is one activity among many in a package of programmes, which I will refer to later under the resettlement scheme.

I always start with this quote: “We do not see things as they are. We see them as we are.” Why do I start with this quote? Well, I think that we all see the world through the lens of our own culture and we apply a filter often without even being fully conscious of this. And if we think about, we, ourselves, as cultural mediators in our roles, or cultural informants, we have to be aware of the filter that we have, as well as the filter of the receiving society. So let us take this awareness with us as we work in bringing our migrants to new shores with the prospects of integration. I hope that within the time allotted at this symposium that I can cover all of these topics.

I would like to provide an overview of IOM’s migrant training programmes, including the types of migrant training that are provided by IOM; the objectives and advantages of the migrant training programmes; a brief look at the curriculum contents; methodology, as well as some of the best

practices and lessons learned; some of the supplementary activities which could be incorporated to assist in the continuum of the pre- and post-arrival process; some integration indicators; and finally, how to promote integration through a continuum of services, which will be addressed also through the subcommittee's report, which I participated in.

So why are we in this business? What is the rationale behind the provision of pre-departure training? Anyone moving to a country where cultures or traditions and practices are different from one's own can expect to undergo an adjustment period. Now this adjustment period is especially hard for refugees. For example, the Myanmar refugees who will be coming here, who come straight out of refugee camps and who have very little knowledge, if any, of the societal or economic realities which await them, often come with very unrealistic expectations and I think all of you are aware of some of these unrealistic expectations which not only migrants bring with them, but we, ourselves, in any situation that we encounter, when we are not fully prepared. Arriving with unrealistic expectations places undue pressures that will be felt by the social service providers, by the schools, by the health providers and so forth.

So just looking at a very broad overview of migrant training, IOM serves over 50,000 migrant participants a year, and in 2009 we had some 56,000 participants in our migrant training programmes. A significant number, about 78%, are resettlement cases, and I will talk about which countries are currently accepting refugees for whom IOM provides pre-arrival orientation. Our activities are very broad-based. We work on four continents, in some 41 different countries at the moment, so we are really dealing with a considerably broad range of expectations, of backgrounds, of cultural practices and of religious beliefs. Our beneficiaries are also broad-based. They include refugees, temporary workers, immigrants, and more. IOM has also worked with marriage migrants - for instance, Vietnamese brides going to Korea - and also with family reunification cases. In the context of the Myanmar refugees, pre-departure training is only one part of a "package" of resettlement services which IOM provides.

Now what do I mean by resettlement services? Well, let's take the situation in Thailand when we speak specifically about the Myanmar refugees who will be arriving in Japan within this year. IOM assists with pre-selection logistics. So when your immigration officers come, they need to have space, they need interpreters, they need a working schedule, as well as transportation to the camps. At the same time, the refugees need transportation, so IOM is in a position to provide all of the pre-selection logistics. IOM's Medical Health Department is able to provide the requested health assessments because your public health departments have requirements and criteria for new arrivals. IOM also assists with the transportation arrangements, ensuring that all of the departure formalities and exit clearances are obtained for the refugees, and these can be very, very time-consuming and

logistically quite challenging. Generally pre-departure orientation is carried out as close to refugee's departure as possible, to ensure maximum retention. Orientation can range from a day, to three days, to five days, to several weeks or months, and IOM will tailor the orientation according to the requirements or the requests set by the donors. In essence, the designing of the training is a cooperative effort whereby IOM strives to deliver what *your* priorities are as donors, with input provided by the agencies who will be engaged in the planning and preparation for the new arrivals.

IOM's migrant training programmes, as I mentioned, are taking place across four continents. If you look at the Americas, we are working with labor migrants. If you look in Africa and southern Europe, we work with refugees and migrants that are either going from Africa to some of the traditional resettlement countries or those who are being resettled in one of the European countries. IOM has recently expanded its training programmes to include quite a number of resettlement countries including the Netherlands. In the Philippines, IOM is working with live-in caregivers bound for Canada.

The kinds of programmes that IOM is working with range from pre-departure cultural orientation; pre-employment training, assisting temporary workers with information needed so that they can join the workforce, understand their contracts, their rights and responsibilities; IOM also provides vocational and skills training; and IOM has done vocational training for groups like domestic workers, nurses, agricultural workers and more. IOM has assisted with cross-cultural and inter-cultural training; training of trainers; language and literacy training; pre-embarkation briefings; and diversity and tolerance training. Along the lines of language and literacy training, Japan has also requested that IOM deliver a three-week language training as part of the pre-departure package for Myanmar refugees, and I think that this is really very forward-thinking because even a marginal amount of language that a refugee can come with already gives them a sense of empowerment. Knowing the very minimal cultural gestures, the importance of being able to introduce oneself, all of this already contributes to making a new arrival feel accepted and part of their receiving society.

IOM is currently providing pre-departure orientation to the following countries and we are very pleased to note that Japan, in the pilot project, will be starting this year, 2010, as well as the Netherlands, for its refugees accepted on dossier-bases. But I think in the framework of this conference and this symposium where we are talking about integration, I just want to highlight how important it is to engage with all the stakeholders - and this is really echoing what Ms. Eskola said - just how important it is to consider from many, many different perspectives the role that this orientation will play, not only prior to refugees' arrival, but also, and perhaps more so, after their arrival.

So what are the objectives of pre-departure orientation? Well, from the governments' perspective, it reduces the costs that are often anticipated through an increased preparation of migrants before they arrive. The pre-arrival orientation also facilitates their integration by reducing refugees' dependence upon services. And if we think about many of the refugees who resettle, they have often lived in a state of "learned helplessness". Most refugees live in camps, in many areas throughout the world, and are reliant on handouts by UNHCR and their implementing partners. They often rely on various agencies that provide them with all of the services, including food, medical care, security, and education.

In fact, one refugee who was traveling to the US said, "When I land, will UNHCR be there to help me?" And we said, "No, UNHCR does not work in the country of arrival. You will have to be self-reliant!" So this is all part of the weaning process, of informing refugees that there are different agencies that are there to assist them, but at the same time to try to make them realize that this cycle of dependency is something which will slowly need to be stopped, and for them to strive to become more self-sufficient as time goes by. For migrants and refugees in particular, this orientation is designed to prepare them only the initial period post-arrival. IOM's orientation programme can never talk about preparing them to get off the plane and feel at home in Japan. What we are doing is giving them just a really basic overview, a snapshot, if you will, of what they can expect, and then this becomes really the job of those on the other end to ensure that this is picked up and echoed throughout their initial reception and orientation.

The pre-departure orientation also helps refugees manage and foster *realistic* expectations. As you may know, refugees carry with them a lot of myths, misperceptions, and illusions and this may be something especially relevant to the situation in Japan, whereby you will be receiving a group with very few existing or anchor relatives here. This is in fact something that's positive and in your favor because refugees often say, "I have family there. They will tell me everything I need to know." In fact, receiving information from resettled family members is often risky, because family members tend to downplay the negative (or the realistic) and only focus on the positive. The IOM pre-departure training covers the full range of topics, and focuses on the reality awaiting the refugees. IOM also maintains that it is within the context of the pre-departure orientation that we can develop the skills and awareness needed for successful integration.

Encouraging refugees to use their observational skills, and become pro-active in their own learning process is highly focused on in pre-departure orientation sessions; these are the kinds of attitudinal changes that we hope to foster. We also know that in the *teachable moment*, which is just prior to resettlement, refugees are quite open to learning because in a sense, everything that has had to happen has been done, and now they are in that waiting period, prior to travel. This kind of capture

point is a teachable moment and all of our trainers are made aware that when someone asks you a question, that burning question that you just need the answer to right now, you must seize the opportunity and answer it right then and there. The content of pre-departure orientation is quite straightforward. However, we are always willing to include information at the request of the donor that they feel is relevant. In this case, we are really looking at some of the more generic topics, but of course they would be adapted to the specific needs of the new arrivals. We look at cultural adaptation, culture shock, and relevant coping strategies. A lot of what we do is not only based on pure content, but it is related to behaviors, fostering positive attitudes and raising their enthusiasm, if you will, to help them become contributing members of the receiving society.

Trainers will also talk about very practical things like employment, skills identification, health care, banking, housing, etc. Let me tell you a very brief story. I remember once I was teaching some Sudanese and we were in a very remote location, in fact we could not even find a classroom, so we were holding the class outside and it was in the desert in Ethiopia. And I was enthusiastically describing what a home in Canada was like. I mentioned that the refugees may have a two or three-bedroom house, including a kitchen, bedrooms, living room, and so forth and so on and they were all sort of nodding, and I thought to myself, *great, they understand*. And then I turned on the video and there were images of a house and suddenly everyone started chattering. The class participants were talking among themselves, and saying, “What is that?” and they were pointing to all of the rooms and appliances. And I asked my interpreter who turned to me and said, “Oh. They have never seen a house with more than one room.” And I realized that I had assumed that they knew what a Western-style house was and I realized that their concept was very different from mine. So again, this was a real learning process for me to realize that we all have different concepts. What is understood by one person, or one culture may be very different from what is understood by someone else.

Finally laws, legal rights and discrimination as well as rights and responsibilities of refugees are discussed. Important topics for the refugees, as it is important that all migrants be well equipped with the knowledge of the legal system and their rights in the receiving society. And we often say in our classes, “If you commit a crime, and if you break a law, there is no excuse.”

I mentioned some of the cross-cutting issues as they are reflected in the curriculum content. All of our trainers are trained to not only to address core content, but also to focus on behaviors, attitudes and skills. And we try to create what we call a meta-culture or a microcosm of the receiving society in the classroom, so as here, when I went to the school yesterday in the *Fureai-kan* we were asked to remove our shoes before entering. We would adopt a similar practice as I know you have in your Japanese schools because this would be one way of preparing them for a cultural practice that

would ultimately be important for them to know.

We also try to inculcate the values of the receiving society and I know time management will be very high up there as one of the important values they need to adopt and learn about. Also, we talk about goal-setting and we focus on the language. Now in the case of Japan that is already including a language component, a three-week language training, this will be also very functional, communicative. We are not going to be teaching dialogues. We are not going to be teaching useless information. The focus of language training will include key orientation messages. For example, in order to meet immediate survival needs, we will definitely want to teach refugees how to be able to pick up a phone and dial 1-1-9 because that is critical. That could potentially be linked to a life or death situation. With the delivery approach and methodology in the pre-departure orientation we try to be as interactive as possible. Studies on retention of information have shown that we retain 10% of what we read, 20% of what we hear, 30% of what we see, and then the retention increases incrementally as we combine different methods with 70% retention gained when information is *discussed with others*, 80% when you *experience it personally*, and finally 95% when you *teach others*.

IOM trainers strive to make their sessions highly participative through the use of interactive teaching techniques, and many choose to incorporate group work when teaching refugee participants. Refugees are often threatened in the classroom, especially if you call on them and they are unprepared. You do not want to put the spotlight on them, so a better way to proceed is to use a group setting where you give an assignment and everybody works together to come up with an analysis, a critical analysis or a decision which involves decision making, information sharing among the entire group. (This is explained through the sharing of a slide of a group of Bhutanese refugees working on a task together.)

Trainers also use an important technique in teaching, namely that of moving from the Known to the Unknown when teaching refugees. And this is the lesson I learned when teaching about housing. If you do not know the background of your refugee caseload, it is very difficult to have a starting point. So I recommend that those who work with new arrivals have a clear understanding of the context in which your participants have lived, including where they have come from, what their history of persecution is, and what they have lived through. Knowing a little bit about them will serve you in the long run. We also use relevant case studies and involve what we call cultural informants or cultural mediators. Very briefly, some good practices I can talk about include the experiential learning cycle. This is something which can be applied in your teaching no matter what the subject matter. You give learners the opportunity to *experience*, then you reflect upon it as a group. You may ask the learners, *How did you feel? What did you experience as you went through the exercise?*

Then you ask for the application. *Could this experience be applied to another setting?* And then you take that into a broader context and generalize.

It's my firm believe that focusing not only on individual members, but rather, on the entire family unit is very important when working with refugees; we are not dealing with only an adult, or only a child, or only a teenager, or parents, but we are really looking at the family as a whole. Some supplementary activities which help the process and contribute to the continuum (between pre and post-arrival) include carrying out a Needs Assessment. What are "Needs Assessments"? These are interviews and questionnaires with the new arrivals that provide the receiving agencies with additional information on the refugees in order to better plan for their successful integration. This also includes cultural profiles, information campaigns, curriculum development and capacity building and training of trainers. I will not go into indicators for successful integration because I think all of you, by the mere fact that you are here today at this symposium, are very aware of these indicators.

But let's also look at ways to promote integration through a continuum of services, so services which start in the country of first asylum can continue through in the country of resettlement. Community consultations, information seminars, language training, and, updated cultural profiles all contribute to this continuum. Integration can also be promoted through encouraging exchanges between overseas and domestic service providers and working with media as a tool for promoting acceptance and social cohesion. As echoed before I would like to say it again: I think everyone working with this group of refugees will benefit from greater involvement in the pre-arrival as well as the post-arrival process. And finally, I would like to provide a few conclusions. These are personal conclusions based on my twenty plus years working in migrant training which I feel reflect some of the highlights of IOM's migrant training programmes. First, we need to promote migrant training within a package of resettlement services, so it is part of a one-stop shop, a seamless process. We need to ensure that training is interactive and participatory, and if you were my classroom participants, I would be down there with you, walking among you and talking and encouraging you to ask me questions.

The key to success is the inclusion of all stakeholders. I believe this was mentioned by the first Subcommittee and I wholly support that. Training should include a holistic approach, keeping in mind the migrants' wellbeing, their psychosocial wellbeing and their integration prospects and finally, establishing a continuum between overseas and domestic training programmes. This works, I know it does, I have seen it work. It is happening in Finland, it is happening with Norway, and it is happening in a number of countries where IOM's involvement takes place at both the departure and the arrival stage. Before arriving at the Symposium this morning, I looked up the formal definition

of the word *integration* to see what it means. Integrate, from the Latin *integratus*, means *to form, coordinate or blend into a functioning or unified whole*. And I took the word “*functioning*” as really the key because we can blend things, we can meld and join different things, we can coordinate or form, but if it is not a *functioning whole*, then we have not achieved true integration.

Thank you very much for your attention.

司会：

どうもありがとうございました。それではこれからテーマ 2 の分科会からの報告を行います。コーディネーターの山脇啓造先生，よろしくお願いいたします。

テーマ 2 分科会による発表

山脇啓造：

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました明治大学の山脇です。私はテーマ 2 分科会のコーディネーターとして報告をさせていただきます。テーマ 2 分科会はテーマ 1 分科会とスタイルが変わり、委員の皆さんを代表して私が話させていただきますが、たぶん皆さんどんな委員がこの分科会に参加したのかご関心があると思いますので、はじめにお名前だけ紹介させていただきたいと思います。名前を呼びますので立っていただけるとありがたいと思います。まず海外日系人協会日系人相談センター所長の西山巖さんです。続いて NPO 法人かながわ難民定住援助協会長の櫻井弘子さんです。続いて NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター理事長の斐安さんです。続いてしんじゅく多文化共生プラザ多文化共生課長の八木原良貴さんです。最後にかながわ国際交流財団の富本潤子さんです。

それでは分科会の内容に入っていきたいと思います。最初に一言用語について話をしておきたいと思います。今回テーマ 1 分科会もテーマ 2 分科会も「外国人」という用語がたくさん出てきますが、昨日海外からのゲストの 2 人とお話をしていて、どうも「外国人」という用語、英語だと“foreigner”というのが一般的な訳語だと思いますが、これが多用されることにちょっと抵抗感があるそうです。たぶん日本語と英語でニュアンスも違ってくると思いますので、同時通訳の方、私が外国人と言ったときには“migrant”と訳していただきたいと思います。

内容に入っていきますが、私たちの分科会のテーマは「入国前の外国人への情報提供」で、具体的には、皆さんのお手元にある全部で 19 ページにわたる外務省のホームページに掲載するための情報が 1 つと、もう 1 つは A4 の紙を四つ折りにして外国人の皆さんに持ち運びしていただくために作ったリーフレットです。私は、今お話しいただいたピンディー・ステファンさんのすぐ後に出てきて、彼女の話の内容とのギャップに戸惑われる方もいらっしゃるのではないかと思います。彼女のお話の中で外国人に対する情報提供は 1 つの大きなパッケージとして考えなければいけないとありました。あるいは、何かの情報を読むだけではそのうちの 1 割しか頭に残らないというご指摘もあって、そういった点から考えると、今回作った成果物自体は率直に言って極めて限定的な役割しか果たせないかもしれません。

しかし、その一方で今回の成果物に関して 2 つ最初に指摘しておきたいと思います。第 1 に本日午後のワークショップの冒頭に西村政務官からのお話にもありましたように、これまで外務省と IOM が組んだ国際シンポジウムは 5 回ほど行われています。いろいろな国

からゲスト、講師を招いてその中でいろいろな海外の先進事例を学び、そこから日本が参考にできるようなことはないかということでシンポジウムを行ってきたわけです。そうした中でいくつも良いアイデアが出て、いろいろな提言が出されたわけですが、結局、シンポジウムのときにはそれはいい、そうすべきだと議論が盛り上がりつつも、そのシンポジウムが終わって家に帰るとそれで終わってしまう。現実にはなかなかそういったシンポジウムで出たアイデア、提案が実現されるのは難しいということがある中で、今回は初めて外務省として、あるいは IOM として何か具体的なワークショップを通じて成果を上げたいと考えました。現実には影響をもちうる具体的な成果物を作りたいということで始めた企画で、そうした意味で本日の分科会 2 のホームページとリーフレットはささやかな試みかもしれないと思いますが、1 つの新しい方向性に向かった取組として評価することもできるのではないかと思います。

2 番目には、今回は入国前に焦点をあてて、外国人が入国する前に提供すべき情報は何かということに議論を絞っています。実際には先ほどのピンディーさんのお話にもありましたように、入国前における情報提供、そして入国後の情報提供、それがあある意味総合的にコーディネートされた形で大きな観点から外国人住民への情報提供のあり方を考えていくべきなのですが、今回はあくまでも入国前に焦点を合わせたものになっています。そういった意味で、またここにも限界があるわけです。しかし、今までの日本政府としてはそもそも外国人住民に対する情報提供そのものへの関心が極めて限定的であったわけで、今回外務省が自らの責任として入国前の外国人に対する情報提供を始めるということは、一歩大きな前進であるといえます。今後日本政府が次のステップとして、既に入国した外国人に対する情報提供に関してもより総合的な観点から取組を進めていくことを期待したいと思っています。

それでは具体的な中身に入っていきたいと思いますが、あと 15 分ちょっとの時間で話をしたいと思います。今回のホームページとリーフレットに関しては、分科会のメンバーが初顔合わせをしたのが 11 月のことでした。その第 1 回目の会合のときに今回の「入国前の外国人への情報提供」というテーマ設定自体についてかなり白熱した議論がありました。そうした議論の中では、先ほど私が話したように入国前に限ってもあまり効果がないのではないかと、あるいはこうして紙で書いたものを作っただけでは実際には誰も読んでくれないだろう、むしろそういった情報をどう伝えるかが大事なのではないかという意見がありました。あるいは日本政府としてただ単に紙の情報を作るだけでなく、先ほど IOM のピンディーさんからお話があったように包括的なオリエンテーションプログラムを作るべきではないかといった議論もありました。また、はじめは前回までの外務省のシンポジウムがそうであったように、外国人の中でも特に日系ブラジル人に関わる課題を中心に上げることが想定されていましたが、神奈川県が共催し、神奈川県の関係団体の方が多く参加しているこの分科会の中ではより外国人住民の対象を広げた形で考えるべきではないか

という意見が出されました。

そうした議論がなされ、今回最初にお話があったかもしれませんが、成果物、皆さんの元には日本語版と英語版が用意されているかと思いますが、さらに中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語版が用意されることになりました。なお、本日の成果物に関しては、日本語も英語も少し文章として不自然なところがあります。かなり限られた時間の中で作っていきまして、いろいろと問題点もありますので、これはあくまでも本日の暫定的なものであって、これがそのままホームページに掲載されるわけではないことをご理解いただきたいと思います。

12月に第2回目のワークショップが開かれまして、その中で実際に情報提供をするにあたり、1つはどんな情報の優先度が高いのかという議論をしました。理想を言えばすべての情報があるに越したことはないわけなのですが、現実にはスペースの制約もあり、あまりたくさんの情報があると受取手がそんなにたくさんの情報はいらぬ、ということにもなりかねないので、優先度の高い情報を絞っていこうという議論がされました。そうした中で今回の取組の視点としては、まず日本に来てすぐに必要な情報、特にリーフレットには1カ月後、あるいは3カ月後のチェックリストが入っているのですが、そのような来日してすぐに必要な情報という観点から情報のピックアップをしました。そうした中で、中をご覧いただけるとわかると思いますが、外国人の権利及び義務、在留資格、教育、社会保障、税金、日本語学習などの優先度が高いのではないかと考えた次第です。また、日本語表現に関しても、今回必ずしも実現できていないのですが、いわゆる官僚的と言いますか、固いお役所言葉ではなくて、できるだけこなれた、やさしい日本語という、日本語学習をしている外国人にとってもきちんと理解してもらえる形をとるべきだという議論もありました。

3回目が1月に開かれまして、その段階では2回目の議論に基づいて事務局で素案を作ってもらい、その素案をたたき台に情報の取捨選択、あるいは表現の変更などを行いました。そして本日の午前中の4回目のワークショップにおいてジュネーブからお越しいただいたステファンさんに今回のホームページとリーフレットに関してコメントをいただき、そこで最終的な討議を行いました。

この成果物の内容は皆さんが目を通していただければここで私が改めて説明をする必要もないかと思いますが、本日午前中の議論を通じて何点か修正、あるいは情報の追加に関して意見が出ました。その点を簡単にご紹介したいと思います。1つはさっきもふれたように日本語の表現が固いということです。もう1つは英語版の話なのですが、日本語のキーワードが一部ローマ字表記になっています。*YACHIN*とか*HOSHONIN*とかローマ字になっているのですが、ほかのキーワードが必ずしもローマ字になっていないので、大事な

キーワードはすべてローマ字表記にしたほうがいいということが1つです。あとはホームページもそうなのですが、リーフレットの緊急日本語ということでいくつか大事な日本語が入っているのですが、これを読むと「助けて」とか「泥棒」とか「痛い」とか「暴力」とか何か日本がすごく怖い国のような印象を与えかねませんが、本文中では地域づきあいを勧めることを書いてあるので、そうした意味で、たとえば「ありがとう」とか「こんにちは」など、基本的なコミュニケーションの用語も足したほうがいいということになりました。

また、英文に関しても同じように表現がまどろっこしくてわかりにくいということで、もっとシンプルなものにしようということになっています。3番目に、今回の情報がかなりいろいろな公的機関の手続に関する情報が多いので、それに加えて、これはピンディーさんからはもう少し文化的な情報、彼女は”Dos and Don’ts”と言っていましたが、日本でやってはいけないこととか、文化的にわかりにくいことに関して、例示してはどうかという提案もありました。

また、銀行や郵便局の使い方が入っていなかったのですが、これも入れようということになりました。さらに公共の交通機関、バス、電車、地下鉄などの利用の仕方についても入れようということになっています。あと、これもピンディーさんからの提案で、英語では”Sample Budget”というようなものを、入れたらどうかということです。日本は基本的に物価が高いということになると思うのですが、たとえばタクシーに乗るときに最低いくらかかるかとか、あるいは大都市で家賃がどのくらいかかるかとか、そういった金額の目安を、地方によって物価が違っていたりする面はあるのですが、そういったところに配慮しながら入れたらどうかということです。

最後に、緊急時のいろいろな電話対応の窓口が載っています。110番から始まって119番や人権相談の窓口などいろいろあるのですが、これがそのまま英語版に載っていると、みんな英語で話しても通じるのかと思われかねないのですが、実際には日本語しか対応していない場合が多いので、それぞれの電話の窓口が何語で対応するかを明示しようということになりました。以上、今回のホームページ、リーフレットに関する説明を終えたいと思います。

委員の中でこの成果物自体はあくまでも小さな試みであって、こうしたものを作った後、次にどうするかということまで議論が及びましたので、残った時間で簡単に紹介したいと思います。1つは入国前に関して言えば、今回のリーフレットに関しては、各国にある日本の領事館などでビザの申請手続きをする外国人に配付することが想定されているわけなのですが、やはり先ほどステファンさんからご紹介があったように、ただこれを配るだけではなく、オリエンテーションのような形で口頭で説明したり、あるいはビデオを使っ

たり、パワーポイントを使ったりして提供すべきではないかということがありました。

また、今回のこの情報コンテンツは日本に来る外国人を広く想定して作られているのですが、現実には先ほどステファンさんのお話にもありましたが、いろいろなタイプの人たちが日本にやって来るわけで、もちろん難民の人たちもいれば学生もいるし、労働移民の場合もあるし、あるいは国際結婚で移住する人たちもいるわけなので、実際にはそうした情報の受手のターゲットを絞った形での情報の絞り込みや選択も必要だろうということです。

入国後の情報提供のあり方に関しても少しだけ議論をしました。日本は実際には多言語の行政情報が、少なくとも紙媒体では相当作られています。しかしながら、それが実際に必要な人のところに届いていないことが問題ではないか。それを考えるにはどうしたらいいかということで、1つの視点としてはやはり当事者、外国人の視点をより積極的に取り入れて提供のあり方を考えるべきであるということがあります。そのためには日本の中にあるさまざまなエスニックコミュニティ、あるいは外国人のコミュニティ、外国人学校、協会、あるいはエスニックメディアと積極的にリンクをして情報提供のあり方を改善していくことが大事だろうということが1つです。

また、情報提供する側、基本的には行政になるかと思いますが、結局その情報提供する側に外国人、あるいは移民のバックグラウンドをもった人たちがいないことが問題であって、そういった情報提供をする側、あるいは情報提供について考える側に当事者が参加していくことが大事だろうという意見も出されています。

もう1つは日本全国いろいろな地域にボランティアを中心とした日本語教室があるわけなのですが、そうした日本語学習の機会と様々な文化に関するオリエンテーションや情報提供といったことをセットで考えたらいいいのではないかという意見もありました。実際にはボランティアというよりはむしろ政府の責任でそうした言語のコースやオリエンテーションが組まれている国も少なくないわけで、そうしたことを日本も考えるべきではないかという意見も出されています。以上をもちまして、第2分科会の報告を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会：

山脇先生、大変的確な報告をしていただきまして、ありがとうございました。この後4時50分から皆さんの質問にお答えする質疑応答のセッションを行います。5分間ほどこれから最後の質問票の回収をしてまいりますので、皆さんちょっとその間着席…失礼しました。質問票のほうも引き続き書いていただきたいのですが、その前にピンディーさんからコメントをお願いします。

ピンディー・ステファン(仮訳):

山脇教授による、今朝の分科会のすばらしい総括に何か付け加えることなどあるでしょうか？私は本当に付け加えることはありません。ただし、一言申し上げますと、この過程は驚くほど協力的で皆様が私どもの意見を尊重してくださる受容力は素晴らしいものでした。分科会の皆様のこれまでの努力を称賛したいと思います。分科会に参加できたことを大変嬉しく思います。

私が最も感心したのは情報の包括性に加え、新たに到着した人々が日本社会に適応する上で役に立つであろう、とても実用的な情報が含まれていることです。ゴミの捨て方や騒音管理、防災対策などはとても実用的でした。分科会の先生方は優れた仕事を成されたと思います。もし説明会、パワーポイント、ビデオやその他の方法など、メッセージ性を高める方法で情報が補充されれば、とても革新的なものになると思います。ありがとうございました。

Pindie Stephen:

How can I follow up on Professor Yamawaki's brilliant synthesis of everything that we did this morning? I really have little to add, except to say that this process was incredibly cooperative and the receptiveness that you have shown with respect to our input was formidable. I applaud you and the entire subcommittee for all your hard work. I am so pleased to have been able to serve on this subcommittee.

What impressed me most was the comprehensiveness of the information, coupled with the fact that there was some very practical information which will no doubt serve the newcomers as they attempt to integrate into Japanese society. Information related to trash disposal, noise management, and dealing with natural disasters was very practical. I think the Subcommittee members have really done a remarkable job and if the information can be supplemented with some other means of reinforcing the message, whether it is through a briefing, Power Point, video or other means, I think it will be really groundbreaking, so thank you.

司会:

どうもありがとうございました。それでは先ほども申し上げましたが、これから 5 分後に質疑応答のセッションを始めますので、5 分間これから質問票を回収してまいります。ですから、その間皆さんちょっと退屈かもしれませんが、着席したままお待ちください。お願いします。

質疑応答

司会：

それではまだ質問票の回収が続いていますが、テーマ 1 分科会は準備ができたようですので、まずアンジェロさんからテーマ 1 分科会に関する質問を最初に始めていただきたいと思います。アンジェロさんお願いします。

アンジェロ・イシ：

それではこの第 1 セッションに対する質問から始めたいと思います。まずはある大学関係者からの次のような質問です。冒頭で外国人は日本のルールを守る必要があると語られていましたが、日本人側が作ったルールを守らせることは同化につながることはありませんか。それ以前に外国人と日本人が協働してルールを作るようなこと、このことというのは機会とか場面が必要ではないでしょうか、という良い質問をいただきました。

おっしゃるとおりです。ご指摘のとおりで、我々もこの同じ意識を共有しています。ただ、今日のプレゼンの中でこの質問を受けてみると、改めて振り返れば確かに誤解を招くパワーポイントの文言と私の補足説明が不十分だったように思います。そこで配られている配付資料の本文の最初のページ、つまり 2 ページの下の方に書かれているところを開いていただきたいのですが、そこに「1. はじめに一私たちの問題意識～」というところで、4 番目の段落、第 4 パラグラフの 2 行目に「とにかく求められるのが外国人自身が日本の生活に慣れ、日本の社会ルールを守って生活すること、日本語や日本文化を学ぶことなどの同化であるが」ということで、つまり我々分科会がこの同化に同意しているのではなく、要するにとにかくそういうことを求める声が強いということに対してむしろ我々は距離を置いているという認識です。しかし、同化という言葉を使った時点で実は誤解を招く危険性があるという指摘を、この隣にいらっしゃる山脇先生からいただいて、我々はまさに午前中のセッションでここを訂正したばかりなのです。「同化」を「適応」という言葉に最終的に訂正することが既に合意済みだったわけです。ただし、先ほどのプレゼンではそこまでは細かく発表ができなかったということです。これが 1 つ目の質問への答えです。

2 つ目の質問が、これは海外講師への質問で、メリ・シスコ・エスコラさんに答えていただきたいのですが、2 つあります。1 つはフィンランドでは各地方自治体が条例などで移民統合を規定しているのか。または法律で政府が規定しているのか、2 つ目が、フィンランドでは外国人に参政権はあるのかという質問をある行政の関係者からいただいています。ではメリ・シスコ・エスコラさん、お答えをお願いします。

メリ・シスコ・エスコラ(仮訳):

はい、ご質問いただき、ありがとうございます。わたくしは、わたくしの講演の中に、何かこれらの問題も含めたかったのですが、飛ばさざるを得ませんでした。ですから、ご質問いただき、大変ありがとうございます。第一の点、すなわち、移民統合は中央政府の責任なのか、地方政府の責任なのか、あるいは受入れ社会の責任なのか、ということについてですが、フィンランドには統合法があります。それはつまり、この法律の中で、どの義務が各レベルの当局の義務なのか規定されています。各レベルとは、国レベルか、地方レベルか、地元レベルかということです。また、同法は、どのように統合を促進するかに関して、移住者自身の義務についても規定しています。この法律は既に 1999 年に発効しており、2008 年に政府はこの法律の実施状況についての公式報告書を議会に提出しました。そして、この報告とそれに対する議会の反応を踏まえ、この法律は今後改正されるでしょう。言い換えると、現在、内務省では改正案を作成中です。個人的に言えば、わたくしは内務省内でこの改正過程を統括しています。

ですから、そうです。今、わたくしは英語版を持っています。英語版を一部だけです。どなたかにこれをEメールで送ることができれば、その方がさらに配布することができます。もしそれでよければ、そして、もし、皆様にご関心があればですが。一方、第二の質問、すなわち、選挙権についてですが、永住すると決めた者、つまり、フィンランドでの永住許可を2年より長い期間にわたって得ている者には、地方選挙で投票する権利があります。国会議員選挙および大統領選挙となると、選挙権があるのはフィンランド市民だけです。それはそうですが、6年より長い期間にわたって居住許可を得ている者、すなわち、少なくとも6年間フィンランドに居住している者は、フィンランド市民権を申請できます。市民権を獲得すれば直ちに、これに付随して当然、選挙権も得られます。ありがとうございました。

Meri-Sisco Eskola:

Yes, thank you for the question. I think I had included something on these issues in my presentation, but I had to skip, so thank you very much for the question. The first one, whether it is on government's responsibility or local government or the host community, in Finland we have an integration act, meaning that in this act it is regulated what are the obligations for the authorities on each level – national level, regional level and local level. Also the act is regulating on the obligations for the migrants themselves, how to promote integration. This act came into force already in 1999 and the government gave an official report for the parliament on the implementation of this law in 2008. And on the basis of this report and the parliament's response on the report, the act will be redrafted or it is in the process at the moment that we are redrafting it. Personally I am leading the process in the Ministry of the Interior.

So, yes, I have an English version one. Only one English version. I could send someone it by e-mail also and you could then distribute it further, if that is okay, if you are interested. But the second question, voting rights, those who have decided, have had a permanent residence permit in Finland for more than two years, they have the right to vote in local elections. What comes to parliamentary elections and presidential elections, it is for citizens only. And then again, someone who has had a residence permit for more than six, at least six years in Finland, he or she can apply for Finnish citizenship, and as soon as they get that, then of course the voting rights come with it. Thank you.

アンジェロ・イシ :

ありがとうございました。午前中だけではなく午後のメリ・シスコ・エスコラ先生のプレゼンテーションでもそうでしたし、今のお答えでもそうでしたし、非常にナショナルレベルでの様々な取組をかなりいろいろ強調なさっていて、それには非常に共感を覚えます。これから申し上げることは必ずしも分科会の総意としてではなく、むしろ私自身の個人的な見解と受け止めていただければいいと思いますが、たとえばフィンランドのケースとして、まさにグッドプラクティスとして彼女が今日写真を見せて紹介なさった、たとえば the Council of Europe (欧州理事会) と関係がありそうですが、"All Different-All Equal" (皆異なっているし、皆平等)、そういう非常に大々的なスローガンでのまさに意識啓発的な、すべての人々に対してまさに政府としてこういう形での意識啓発キャンペーンをするというのも非常に取組として素晴らしいと思います。願わくは日本でも公共広告機構などが、予算が豊富かどうかはわかりませんが、予算を抽出して意識啓発的なキャンペーンをナショナルレベルでも展開していいのではないかと個人的には考えます。

次の質問です。これはどちらかと言えばコーディネーターに対してだと思いますが、この共生という日本語の英訳についての質問です。「本日は COEXIST を用いておられましたが、生物学的用語 Symbiosis をドイツの移民政策問題者が使っていたことを記憶しています。多文化共生を 90 年代は Living with harmony と表現していたこともありました。そういう英訳についてのご意見をお聞かせください」、という質問に答えさせていただきます。

それでも COEXIST にこだわりたいと思います。というのは、やはりこの CO に力があるわけです。つまりこの CO というのがやはりパートナーシップを連想させる頭文字になるわけです。COOPERATE, あるいはここでも出てきた COORDINATE を含めて、そういうニュアンスを含めたという意味においてこの COEXIST は非常に適切かと思います。それが Symbiosis の場合は必ずしも前面には出てこないのではないかと、英語のネイティブではない者としては思うわけです。一方で多文化共生の Living with harmony の harmony にはおそらく結構引かかる人も多く出てきそうな予感がするわけです。つまり非常にロマンチックな、牧歌的な、つまりコンフリクトのない多文化共生が可能なのだという誤解

を招く可能性もあるのではないのでしょうか。COEXIST はその点非常にニュートラルで無難ではないかと考えます。

次の質問がとりあえず第 1 セッションの最後の質問になるかと思いますが、これは頼もしい大学院生、修士 1 年の方からの質問です。コーディネーターの役割の重要性を感じており、将来コーディネーターを仕事としていきたいと考えていますが、コーディネーターとしての就職、または生計を立てていく上での現状と将来性について教えていただければと思います、という、まるで我々が注文して作ってもらったかのような質問。でも違います。これは私が作ったのでありません。では、これには複数の分科会メンバーに答えていただくと思います。ではアルベルトさん、鶴田さん。

アルベルト松本：

その質問は非常に難しいです。それだけで生計を立てることは今の段階ではかなり難しい部分がありますが、いろいろな自治体や機関、たとえば国際交流協会なども含めて、そういった名称やそれに類似したコーディネーター、または相談員というのがあります。これはやはりどういう契約にあるかということにも関連してきます。委託業務であるのか、それともまたはそのとき、たとえば 1 年間だけの特定の契約であるのか。またはメインが通訳でコーディネーターの部分は公務員がやるのか。それによって非常に異なると思います。

ただし、午前中フィンランドの先生からお話を聞きましたが、特にフィンランドでは、自治体ではそういうコーディネーターは公務員です。日本でも僕が知っている限りでは、公務員である人がそういう職務についているという場合があることは知っています。だからその大学院生の方、もう今大学院にいるわけですから勉強なさって地方公務員か国家公務員になって、もし自治体につきたいなら地方公務員になってそういう専門性の部分を磨いてはどうかと思います。これから鶴田先生にももう少し具体的な部分についてお話しいただきます。

鶴田光子：

ご質問ありがとうございます。ただ、夢を打ち砕くような答えになってしまうかと思いますが、多文化コーディネーターとしての将来性はまずないです。ただ、今私どもがしている講座というのは、それが終わったら一応多文化ソーシャルワーカーと呼んでいますが、多文化ソーシャルワーカーになる講座ではなくて、既に実践をしていらっしゃる方のスキルアップのための講座なのです。たぶん愛知や群馬、浜松も同じような形ではないかと思うのですが、これからそれを習得してコーディネーターになるという講座ではないのです。

でも、もしお志があれば、先ほど松本さんがおっしゃったようにまずどこかの職員になることで、現実的には公務員になられることがいちばん可能性があることかと思います。あ

とは社会福祉士，または精神保健福祉士という国家資格がありますので，今院生でいらっしゃれば，その後講習で受験資格は得られると思いますので，それで国家試験を受けてどこかの相談機関，あるいは病院などに就職される方法があると思います。

ただ，そこで諸手を上げて多文化共生のコーディネーターになってくださいとは言わないところが多いと思います。それはむしろその中でご自分がそれこそ啓発活動をしながらだんだんと地位を築いていらしたらいいと思います。国際交流協会なんかはいいかな，と思われるでしょう。私もそう思ったのですが，今なかなか…少なくとも神奈川については財政が厳しくて人の採用も難しくなっています。厳しい道ですが，私どもも同じような道の中で少しずつこうやって広げてきましたので，ぜひ一緒にがんばっていただきたいと思います。オリンピックではありませんが，夢をあきらめないでください。以上です。

アンジェロ・イシ：

ありがとうございました。もう 1 問だけ非常に簡単なものです。アンジェロさんのお話にあったグッドプラクティス集はどこで手に入れることができますか，どこかのウェブですか，という質問です。実は既に今日配られているのです。ただし，今気づいてみると，見出しがついていないのです。要するにこの 10 枚組くらいの裏表でそれぞれ 1 ページずつグッドプラクティスが載せられているのが，私が申し上げていたグッドプラクティス集ですので既に配布済みです。

山脇啓造：

では続いて，第 2 セッションに関するご質問にお答えしたいと思います。簡単な質問から答えていきたいと思います。今回の「入国前の外国人に対する情報提供」の外務省のホームページに掲載されるのはいつごろになるでしょうか，という質問がありました。外務省の担当の方からは可能な限り早急にとのことのお話がありました。それ以上に外務省からありますか。よろしいですか。そういうことだそうです。

2 番目には，今回の情報提供に関してとりまとめするのにあたって外国人の調査をしたのか，と。この方は留学生にそういった調査をしたときに意外な情報が必要だということが挙がっていたので，こういったときには外国人に調査をしたほうがいいのかというご意見をいただいています。それは私もそのとおりでと思います。今回時間の制約があつてできなかったのですが，今後はそうしたことも考えていけるとよいのではないかと思います。

次のご質問ですが，今回の情報提供の内容を精査するにあたって，厚生労働省や文部科学省のようなどころとの連携はあったのか，という質問です。今回の成果物に関しましては，このワークショップ自体が総務省，内閣府のご後援をいただいています，そういった役所には目を通してもらっていると聞いていますし，実際にはやはり厚生労働省あるいは文

部科学省に関わる内容も入っていましたので、その点についてはそうした役所に目を通してもらっていくつか修正もあったと聞いています。もう 1 つ、今後はどう連携していくのかというご質問も来ているのですが、この点に関して私は答えられないので、もし外務省としてご発言があればひと言いただきたいと思いますが、どうでしょう。とりあえず外国にある領事館、あるいは外務省のホームページに載せることになっていると思うのですが、ぜひほかの省庁へのアピールもしていただきたいと思います。たとえば省庁横断的な連絡会議がありますよね。そうしたところでこの成果物を発表したりすることはあるのでしょうか。

池田敏雄：

お答えいたします。外務省領事局外国人課の企画官の池田です。今の御質問に対して山脇先生から回答していただきましたが、今回この成果物の情報提供の内容を作るにあたりまして関係省庁と協議をいたしまして、内容に問題がないかという点を見ていただいております。今後やはりこういった問題は当然当省だけでできることではございませんので、関係省庁ともよく連携し、これを進めていくことができたらいと思っています。

山脇啓造：

ありがとうございます。次のご質問は、社会統合というのは単に情報提供すればいいというものではないはずで、今日の IOM の取組の話もあったのですが、実際に入国した後の様々な生活オリエンテーションや研修なども、国の責任として進めていくべきではないか、たとえば日本語学習についてボランティア任せで済ませている状態を続けていくのがいいのだろうかという、質問というより、ご意見をいただいています。公的に行政としてそうした定住外国人に対する日本語学習、あるいは生活面でのオリエンテーションを進めていくことは、私も賛成でありまして、そういった方向性に進んでいってほしいと思っています。今回のワークショップがそういった方向への 1 つのステップになることを願っています。

もう 1 つ、これは先ほどのステファンさんのお話の中でミャンマーからの第三国定住難民の受入れがありました。この点についてもっと情報を知るにはどうしたらいいのか、実際にそうした難民の人たちはどこに来て、どこに定住することになるのかというご質問がありました。これは外務省あるいは IOM の方からお話をいただきたいと思います。

中山暁雄：

たぶん今の点は私が答えたほうがいいのかと思いますのでお答えします。第三国定住難民受入れのパイロット事業は、もう準備が始まっています。予定では今年の秋口にかけて最初の 30 名の方が来日することが決まっています。今その最初の 30 名の方たちの選考が行われていまして、2 週間ほど前にそのために、日本政府から面接調査団がタイの難民キャンプ

に行きまして面接調査を行いました。これから具体的にどういう 30 名の方が日本に来ることになるのかということが決まることになっています。この方々がどこに定住するのかはまだ決まっていません。まずその前に、この方々が日本に来てから最初の半年間、集中的な語学研修や職業訓練、生活面での日本社会への適応のためのさまざまな支援が必要になりますので、その支援を提供する団体を選び、その団体に委託することになります。従って、最初の半年間どこでどのように研修を行うかという具体的な実施計画については、まだ固まっていない段階であると理解しています。

山脇啓造：

ありがとうございます。あともう 1 つだけ。これもご質問というよりはご意見と受け止めました。これは第 1, 第 2 分科会の両方に対してのものとなっています。地域社会の啓発、あるいは情報提供にあたって国際的な人権の視点が大切ではないか、国際人権規約委員会や人種差別撤廃委員会からはさまざまな勧告がなされ、特に人種差別を禁止する法律の制定、あるいは人権を擁護する機関の設置等が課題として挙げられているというご指摘です。そうした観点から見ると国の取り組みも神奈川県取組も反差別、あるいは平等という視点が弱いのではないかとご指摘をいただいています。それは私も同感でありまして、外国人の社会統合ということを進めていく上では、先ほどのフィンランドの事例の中でもご紹介がありましたし、IOM の取組の中にもそうした人権の視点は大事なポイントとして言及されていますので、これは日本政府として、政権も変わって、そうした検討も進んでいるようではありますが、ぜひ実現していただきたいと思います。

もう一つだけ申し上げますと、こうした社会統合を進めていく上で、基本的な移民に関するデータの整備も必要だろうと思います。先ほどのフィンランドのご報告の中でフィンランド国籍の人と外国籍の人の統計が出ていて、その隣にはフィンランド生まれの人と外国生まれの人の統計やと第一言語の統計がありました。日本には残念ながらそうした統計はまだ存在しないと思いますが、そうした統計の整備も必要だと思います。これは個人的な見解です。以上です。

アンジェロ・イシ：

最後に追加でもう 1 つ。海外講師のメリ・シスコ・エスコラさんへの質問です。実はあまり時間がないので、エスコラさん、短く答えていただければ、と言いつつも質問は大きいのですが。フィンランドにおける移民受入れに関するメリットとデメリットを教えてください。

メリ・シスコ・エスコラ(仮訳)：

それでは簡潔に、どこから始めましょうか。移民受入れの利点についてですが、まず、地球上において人々は移動していると言われているということから始めましょう。とにかく、

わたくしたちとしましては、事実、人々の自由な移動を促進したいと思っております。そのことが第一です。そこで、フィンランドの場合はどうなるかと申しますと、人口構成が今のままであれば労働力不足が生じると、わたくしは講演の中で申し上げました。今年は、退職者人口が新規参入労働人口を上回る最初の年です。ですから、将来、十分な労働力がなくなるということは明白です。これが移民受入の利点の一つです。こうした状況はここ日本でもそうだと思います。ですから、わたくしたちにとっての選択肢は、フィンランドを存続させたいか、そうでないかということです。それでは、不利な点は何かと申しますと、互いに折り合いをつけられるかということが人々にとっての挑戦の一つです。とはいえ同時に、もちろん、それはわたくしたちにとって、わたくしたち自身を開示し新しい文化などについて学ぶ機会でもあります。数多くのフィンランド人たちについて言えば、自分たちが外国に行くという限りにおいて、国際性は重要だと考えています。これは、わたくしたちの隣近諸国においても同様です。それでも、わたくしたちは見出さなければなりません。人々が提起しているトピックスの一つは何なのか。それは、どれほどの経費がかかるのか。社会の治安維持などのためには一定の費用がかかります。一方、当然ながら、移住者も私たち皆と同様に税金を支払います。ですから、そうした理由では、移民受入れには、経費も利益も同じようにあるのです。これは、広範な、幅広い質問です。

Meri-Sisco Eskola:

So briefly, where to start from? Advantages, it says that on the globe, people are on the move, to start with. That is a fact that we want to promote people's free movement. That is to start with. Then what comes into the Finnish case, at the moment I described to you that there will be a shortage of labor as our population structure is as it is. This is the first year when more people retire than people come to the labor force. So it is obvious that there will not be in future enough labor. That is one thing. I think that is the situation here in Japan as well. So the options for us are whether we want to keep Finland alive or not. Then what the disadvantages are, well, it is a challenge for people to meet each other, but at the same time, of course it is an opportunity for us to open ourselves and to learn about new cultures and so on. For many Finnish, they think internationality is important but only if we go abroad. But it is also in our neighborhood, but we have to find it. What is one of the topics people raise? What does it cost? Well, there are certain costs for the social security and so on and so forth, but of course the migrants pay taxes as we all do, so there are same costs and same benefits for that reason. This is a broad, broad question.

アンジェロ・イシ:

どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、皆さんからの分科会に対する質疑のセッションを終わりたいと思います。

司会：

どうもありがとうございました。大変幅広い質問に対して非常に活発な議論ができたと思います。それではこれで最後の締めくくりに入りますが、本日の討議の結果をふまえて、最後に外務省の深田博史領事局長より閉会の挨拶をお願いします。

閉会の辞

深田博史
外務省領事局長

本日の国際ワークショップ開催に当たり、コーディネーター及び分科会のメンバーの皆様には、ワークショップ本会合に先立ち、数回にわたる会合に御出席いただき、本日、大変貴重な提言や発表をしていただきました。深く御礼申し上げます。また、古尾谷副知事を始めとする神奈川県及びスウィング事務局長を始めとする国際移住機関（IOM）の皆様、並びに、御協賛をいただきました三井物産に改めて感謝申し上げます。そして、遠路はるばる御参加いただきましたメリ・シスコ・エスコラ・フィンランド内務省移民局アドバイザー及びピンディー・ステファン国際移住機関本部上級移民研修官に改めて御礼申し上げます。

本日のワークショップの1つ目のテーマとして「外国人を受入れる地域社会の意識啓発」を取り上げました。私自身、昨年愛知県でのシンポジウムに参加しまして、国として制度的インフラを整え、外国人の受け入れに関する基本政策をもっときちんと打ち出さなければならないと痛感しました。しかし、同時に、実際、外国人が住まわれるコミュニティの中で、その地域の特性に根ざした社会的な統合あるいは多様な文化を受け入れて、我々の社会の中で育て、定着させていくことができるかということと一緒に考えていくことが非常に重要でないかと思います。日本の社会の中で、既に多くの NGO の方々が橋渡し役として活動されていますが、今日のテーマでも取り上げられましたが、地域社会における日本人とそこに住んでおられる外国人との橋渡しを実践していくために、地域でのコーディネーター、ソーシャルワーカーを育てていく必要があることを痛感して、本日の分科会の第一テーマとさせていただいた訳です。

エスコラ・フィンランド内務省移民局アドバイザーから、フィンランドの新たな移民政策においては、統合の促進、民族間の多様性と平等の尊重に焦点が当てられて、人種差別の防止のために、政府のみならず、NGO や移民からなる組織が役割を果たし、社会の様々なセクターにおいて意識啓発に努めているとの事例紹介がありました。極めて示唆に富んだ紹介であったと思います。ありがとうございました。

また、分科会からは、「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発」に関する提言がなされました。同提言においては、多文化社会の担い手である「コーディネーター」を育成する必要性と、地域社会の構成員が持つべき心構えとして、「3C マインド」あるいは、「3 セイマインド」 Coexist（共生）、Coordinate（調整）、Cultivate（育成）、この3つが重要だとの提言をいただきました。大変重要な指摘であったと思います。

外国人が地域社会に順応して生活していくためには、日本語能力はもちろん重要ですが、日本の文化・社会はなかなか外国人には入ってこられない、溶け込めない、そういう意味では、独特の生活習慣・文化・制度があるのだろうと思います。こういうものをもっと外国の方々が日本に来る前に情報提供しなければならないと、私自身、痛切に感じました。そのために外務省として何が出来るかということを考えまして、山脇先生からも御指摘がありましたように、なかなか多くのことはできない訳ですが、一例として大使館、総領事館を通じて、査証の申請に来られた外国の方に対してもっと積極的に情報提供していく必要があるのではないか、という問題意識の下、2つ目のテーマとして「日本入国前の外国人に対する情報提供」の在り方を取り上げていただきました。

これに関してステファン国際移住機関（IOM）本部上級移民研修官から、移民に対する出国前のトレーニング、オリエンテーションの事例紹介があり、経験型及び参加型のトレーニングが最も効果的であるとのことでした。

また、分科会による成果物として、「日本での生活手引き」を作成いただきました。いろいろな分野にわたりまして、日本での生活を始める上で最低限必要な情報を盛り込んでいただきまして、分科会のメンバーの御努力に御礼申し上げます。

外務省としては、外務省、大使館・総領事館のホームページにこれらの情報を掲載するとともに、これだけがすべてではない訳で、まさにこれが最初のステップということで、これからも、例えば、山脇先生から指摘のあったビデオを使ったオリエンテーション等もっと積極的に考えていかなければならない、政務官はもうおられません、ぜひこういう分野にはもっと予算をいただければと思っております。私もそのつもりで頑張っていきたいと思っております。

一昨年の金融危機以降の経済的困難のため、日本人のみならず多くの定住外国人の方々も苦境に陥りました。このため、日本政府としては昨年より緊急経済対策の一環として定住外国人に対する様々な支援策を講じてまいりました。また、新政権の下でも、最初の半年間は予算の話ばかりに集中されていたようですが、最近は外国人問題に関する政策懇談会も外務省や文部科学省で立ち上がっています。こうした新しい動きも見られます。

今後、少子高齢化が進む中で、一体、日本の社会・経済をどのような方向にもっていくのか、どのような方向で維持し発展させていくのか、現実を見据えた上で、パートナーとしての外国人の迎え方について我々は真剣に議論していかなければならないと思います。

一つだけ私自身の問題意識を申します。現在日本は深刻な後継者不足が見られます。農業しかり、水産業しかり、町工場しかり。要するに、後継者がいない。息子・娘はお父さん・お母さんの仕事を継ぎたくない。既にそうした分野で中国人、インドネシア人等多く

の外国人が働いておられる。ただ、現状において外国の労働者に対して日本のギャップを埋める単なる労働者との認識でしか、まだ受入れていないのではないかという感じがします。

むしろ日本のギャップを埋め、今後、日本の経済、社会が維持発展していくために、既に我々が直面しているギャップを一緒になって埋めてくれる、そういった存在として労働者、外国人をパートナーとして受け入れるという姿勢が社会にも政府の中にも必要なのではと思います。

一例を挙げますと、私はある手紙を大阪の町工場の老夫婦よりもらいました。二人でずっと町工場、印刷工場を長年やってこられたが、息子が継いでくれない、それで工場を閉めたいと。ところが、パキスタンから来た人がたまたまそこで働かれ、彼は非常に熱心に働き、地域に溶け込み、5年以上そこで働き、老夫婦としてはその町工場をそのパキスタン人に譲ってもいいとまで決意されていました。しかし、このパキスタン人は、オーバーステイ、査証の期限を超えている不法滞在との摘発を受けて、残念ながら本国に送り返された。

そこで、老夫婦から手紙を私はもらった。なんとかこのパキスタン人を助けてもらえないか、あるいは、一度不法滞在で追放措置を受けると5年間日本に戻れないが、それをもっと短くしてくれないかという嘆願の手紙をいただいた。しかし、現在の制度では私はどうすることもできない、という無念な結論になってしまった。

私が申し上げたいのは、本当に単に今人手が足りない、あるいは3K産業分野で人手不足がまだ今の経済状況でもありますが、そこを埋める労働者として外国人を受け入れるのではなく、もっと将来を見据えて、たとえば、後継者不足で悩んでいる分野をどういうふうにしていくのか、そのためには、日本人で後継者がいないのであれば、もっと外国から積極的に人を受け入れて、きちんとしたオリエンテーションや日本語教育を受ける機会を与えて、より定住していただくかたちで外国人を受け入れるということについて、もっと我々は真剣に考えなければならないと思います。

政府は今、高度な外国人人材は受け入れる、単純労働者は慎重にというスタンスを持っている。しかし、現状を見れば日系人、あるいは研修・技能実習生という名目で多くの中国人が来られています、実態はかなり単純労働の分野で働いている。こういう現実を見つめて、今のようなかたちでの労働者として外国人を受け入れるのがよいのか、日本がより維持発展できる社会として将来巣立っていくためには、どのようなかたちで外国の方々をもっと受け入れたらよいのか、いろいろこれから我々は議論していかなければならないと思います。

本日のワークショップを通じて皆様方に考えるヒントを与えるきっかけとなれば、主催者として非常に嬉しいことだと思います。今後とも外務省として、予算はないが、訴える力

だけはまだあるのではと思いますので、ワークショップの成果を関係省庁も含めた関係方面にも外務省として今後ともインプットに努力していきたいので、皆様におかれても、例えば、御意見等あれば、ホームページ等を通じてお寄せいただきたいと思います。

最後に、ワークショップの準備、運営に携わった神奈川県と国際移住機関の皆様に御礼申し上げます。

Ⅲ. 資料編

- 海外講師による事例紹介の発言要旨（英文，仮訳）
- 基調報告（配布資料）
- 分科会作成の成果物（日本語版）

「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」

日本で生活を始めることを予定している皆様へ（生活ガイド）

日本での生活手引き（リーフレット）

※生活ガイド及びリーフレットは多言語（英語，中国語，ポルトガル語等）で作成し，外務省ホームページ及び IOM 駐日事務所ホームページに掲載しています。

- ・ 外務省ホームページ www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/foreign.html
- ・ IOM 駐日事務所ホームページ www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm

MINISTRY OF THE INTERIOR

Migration Department

Meri-Sisko Eskola
Ministerial Adviser

20 February 2010

INTERNATIONAL WORKSHOP ON ACCEPTANCE OF FOREIGN NATIONALS AND THEIR INTEGRATION IN JAPAN

AWARENESS RAISING OF HOST COMMUNITY

Statistical background

Population statistics have been compiled in Finland since 1749, in which year the population of our country was 410,400. Since that time, the population of Finland has shown a steady growth, excluding a few exceptional years. The greatest demographic decline was recorded in the famine year of 1868, resulting in a reduction of 96,000 in the population. The most recent years marked by demographic decline were 1969 and 1970 as a result of mass emigration to Sweden. At the end of 2009, the Finnish population stood at 5,351,000. Finland is currently experiencing one of the slowest population growth rates in the world, and the population projection indicates that this rate will slow down further.

Until the 1980s, Finnish migration issues primarily focused on emigration. History saw two distinct waves of emigration; in the early 1900s, Finns emigrated to the United States and Canada, while in the 1960s and 1970s, the destination of most emigrants was Sweden. Both phenomena were grounded in 'push' factors relating to the Finnish economy and in the hope of better chances of employment and financial well-being in the emigrants' country of destination. In the 1980s, the direction of migration changed: Finland had more immigrants than emigrants.

Immigration to Finland increased in 2007 and 2008. The year 2008 was a top year for migration in Finland with the largest net immigration figures during the country's independence. In 2009, the numbers dropped noticeably as a result of the recession that started in autumn 2008.

In 2008 and 2009, also the number of asylum applicants increased against the previous years. In 2008, 4,035 people sought asylum in Finland, and in 2009 5,910. In 2007 the number had been only 1,505 applicants in 2007. The number of unaccompanied minors increased even more rapidly: in 2008 their number totalled 706, and in 2009 the number was 544,

whereas in 2007 their number was 98. The annual resettlement quota of refugees is 750. The resettlement quota is verified in the State budget for each year.

At the end of 2008 a total of 143,300 foreign nationals lived permanently in Finland, representing 2.7% of the entire population. An estimated 70,000 foreign citizens were part of the labour force. The majority of foreigners, or 44%, lived in the capital area. 190,538 persons, i.e. 3.6% of the population, had a mother tongue other than Finnish, Swedish or Sami¹ which are the official languages in Finland. The number of foreign-born individuals permanently residing in Finland was at the same time 218,626, amounting to 4.1% of the total population.

The development of migration policy in Finland

Finland lacked a distinct migration policy until the 1990s. In 1997 the Government adopted the first Finnish Government Immigration and Refugee Policy Programme in 1997. The number of refugees arriving in Finland had been on the rise since the early 1990s and the programme accordingly focused on refugee and asylum seeker policy. In 2006, the Government adopted a new Migration Policy Programme. The most essential changes in its basic principles compared to the previous Programme lie in a different consideration of the reasons of immigration. The new Programme set out to prepare for a labour shortage due to demographic change, and it focuses on developing the preconditions for labour immigration. The current Government has continued and systematically monitored the implementation of this Programme. We should note, however, that the need to increase labour immigration has been counteracted by the economic downturn that started in 2008, and in this regard, the implementation of the reforms has been slowed down. It is also to be noted that EU and EEA citizens as well as citizens of Nordic countries and their family members may freely enter the Finnish labour market.

Finland was one of the first European nations to enact a law on integration. The goals of this law are to integrate permanent immigrants into society as well as possible, with the authorities giving their full support to their efforts. The preparations to renew the law have been started.

The Government's Migration Policy Programme has also a strong emphasis on the promotion of good ethnic relations and zero-tolerance of discrimination. The link between attitudes and integration has to be emphasised, and integration seen as a two-way process, in which both the attitudes of the immigrants and majority population have an impact on the success of the integration process.

¹ Finnish, Swedish and Sami are the official languages in Finland

Awareness raising and administrative structures

The aim of the current Government, which started its work in 2007, has been at an increasingly comprehensive implementation of the migration policy. For the first time, the Government includes a dedicated minister of migration. Additionally, under the Government Programme, the preparation of both immigration policy and integration policy and the related steering are concentrated in a single Ministry, namely the Ministry of the Interior. The principle is to include the promotion of integration, good ethnic relation and awareness raising with a cross-cutting approach in the preparation of most policy sectors, while the ministry of the Interior ensures their coordination.

In its work, the Ministry of the Interior highlights significantly information sharing and dialogue between various ethnic and religious groups. Regional authorities are under the guidance of the Ministry, responsible for disseminating information and promoting good ethnic relations in their operating areas and locally. Regional authorities also shoulder the task of training local authorities in the reception of both asylum seekers and immigrants and in engaging in a dialogue with local communities, including the spreading of good practices.

The role of other actors

It is also a strong tradition in Finland that various actors in the society strive to agree on joint objectives and operating methods to prevent, recognize and intervene in negative phenomena, for example racism or discrimination in particular. A significant role has been played by the fact that not only authorities in the various administrative sectors at the national, regional and local levels work to increase awareness and promote good ethnic relations in other respects, but also NGOs, the immigrants' own organisations, labour market organisations etc. are involved in this work.

Awareness raising efforts are based on both structural and long-term work, also through programmes, special projects and campaigns. The long-term efforts have aimed to develop structures such as the Advisory Board for Ethnic Relations (ETNO), which was established in 1998 to promote good ethnic relations, equality and co-operation. The Advisory Board's work also extends to four regional Advisory Boards for Good Ethnic Relations operating at the regional and local levels. Additionally, there are local Advisory Boards established on the initiative of municipalities. Under the Act on the Integration of Immigrants and Reception of Asylum Seekers, local authorities also have the duty to prepare a plan to promote good ethnic relations.

Public debate

In order to develop this work and target the efforts, the trends in attitudes and the public opinion have been systematically monitored nationally, regionally and locally. In addition to surveys, monitoring systems have been developed, the most central ones of which are the monitoring mechanism for racism and discrimination, and a comprehensive integration monitoring system that will be completed this year. Attitudes have been monitored through repeated and mutually comparable surveys since 1987. Judging from interviews made over the period 1987–2007 representative of the whole population, the public in general has turned more favourable towards foreign labour. In 2007, Finns were more favourable towards receiving foreign workers than at any earlier moment of study (1987–2003). Attitudes towards immigrants were most negative in 1993, in conditions of an economic depression. However, this situation has somewhat changed since 2008.

As we know, however, public debate cannot be controlled, and its trends are not always constructive. In Finland, the public debate on migration and integration affairs aimed at consensus until it changed in autumn 2008. The fact that the theme was politicized was due to two elections - a municipal election in 2008 and the European Parliamentary Election in June 2009. In addition to politicians, representatives of organisations and authorities as well as individual citizens participated in the debate. The discussion shows that people do not always know the facts relating to immigration. They do not know the asylum process, and all immigrants are categorised as belonging to one fixed grouping, even though immigrants are a very heterogeneous group and the underlying reasons for immigration are complex. It may also be noted that web chat pages are an increasingly important forum giving people an opportunity to interpret the news. More and more often, news is read in the internet which provides the reader with access to chat rooms. Experts analyse discussion on migration, its content and results in a book that came out in November 2009 under the title *En ole rasisti mutta... (I am not racist but...)*.²

Good practices and failures

In my actual speech, I will particularly concentrate on presenting good national and local practices. These practices can be divided into two groups: (1) those communicating awareness raising skills to authorities and other actors by training and (2) projects aiming to raise awareness among the general public or a limited target group. I will also highlight examples of projects which have not been so successful, and in that way taught us certain lessons.

² *En ole rasisti, mutta... Maahanmuutosta, monikulttuurisuudesta ja kritiikistä. (I am not racist, but... Immigration, multiculturalism and criticism.)*

Suvi Keskinen, Anna Rastas & Salla Tuori (toim.) Tampere–Helsinki: Vastapaino & Nuorisotutkimusverkosto, 2009

(仮訳)

メリ・シスコ・エスコラ
移民局アドバイザー

2010 年 2 月 20 日

外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ

受入れ社会における意識啓発

統計的背景

人口統計を取り始めた 1749 年当時、フィンランドの人口は 410,400 人でした。それ以来、例外となる数年を除いて、フィンランドの人口は増加の一途を辿っています。過去最大の人口減少が記録されたのは 1868 年の飢饉の年で、96,000 人の人口が失われました。最近では、スウェーデンへの集団移住が原因で 1969 年と 1970 年に人口減少が記録されています。2009 年末、フィンランドの人口は 5,351,000 人でした。現在フィンランドは、人口増加率が世界で最も低い国のひとつで、将来人口推計は今後さらに増加率が低くなることを示しています。

1980 年代まで、フィンランドの移住問題は主として他国への移住に焦点が置かれていました。フィンランドでは、過去にフィンランド人が他国へと移住した 2 つの大きな波がありました。1900 年代初頭には米国とカナダへ、そして 1960 年代と 1970 年代には移民の大部分がスウェーデンへ移住しました。いずれの場合も、フィンランドの経済状況に「押し出す(“push”)」要因があり、人々は雇用機会や経済的な安定を求め移住先国へ移住したのです。1980 年代、移住の流れが変わり、出国する移民よりもフィンランドに入国する移民が多くなりました。

2007 年と 2008 年はフィンランドへの移住が増加し、2008 年にはフィンランドが独立して以来、最高の純移住者数を記録しました。しかし 2009 年は、2008 年秋に始まった世界的な景気後退の影響を受け、フィンランドへの移住者数は著しく減少しました。

2008 年と 2009 年は、それ以前に比べ庇護申請者数も増加しました。2007 年はわずか 1,505 人だったのに対し、2008 年には 4,035 人、そして 2009 年には 5,910 人がフィンランドに庇護を求めました。付添い人のいない未成年者数はさらに急増し、2007 年の 98 人に対し、2008 年には 706 人、2009 年には 544 人に上りました。現在、難民の定住受入人数枠(クォータ)は年間 750 人です。受入人数枠(クォータ)は毎年の国家予算により確定されています。

2008 年末、フィンランドに永住する外国人人口は計 143,300 人で、総人口の 2.7%を占めました。労働力人口に含まれる外国人は推計 70,000 人でした。また、外国人の大多数、すなわち 44%が首都周辺に居住していました。190,538 人、すなわち総人口の 3.6%がフィンランドの公用語であるフィンランド語、スウェーデン語、サーミ語¹ 以外を母国語としており、同時に、フィンランドに永住する外国生まれ人口は 218,626 人で、総人口の 4.1%を占めました。

¹ フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語はフィンランドの公用語です。

フィンランドにおける移民政策の発展

1990 年代まで、フィンランドには確固たる移民政策が存在しませんでした。1997 年、フィンランド政府により初の移民・難民政策プログラム(Finnish Government Immigration and Refugee Policy Programme)が採択され、1990 年代初頭からみられたフィンランド入国難民の増加に伴い、難民と庇護申請者の政策に焦点が当てられました。そして 2006 年、政府は新しい移民政策プログラム(Migration Policy Programme)を採択しました。それまでのプログラムに対し、基本方針における主要な変更点は、異なる移住の背景事情を考慮していることです。新しい移民政策プログラム(Migration Policy Programme)では、人口構成の変化による労働力不足に備え、労働移住を受け入れるための体制整備に重点を置いています。フィンランド政府は現在も継続して、この移民政策プログラムの実施を体系的に監視しています。しかし、労働力増加の必要性があるにもかかわらず、2008 年に始まった経済の悪化に阻まれ、改革実行の勢いは鈍化しています。また、スカンジナビア諸国に加え、EU 諸国や EEA 諸国の市民およびその家族は自由にフィンランドの労働市場に参加できることも注目すべき点です。

フィンランドは移民の社会統合に関する法律を最初に制定した欧州諸国の一つです。この法律の目的は、永住者に対し関係当局が全面的に支援を行うことで、社会統合を最大限に促進することです。この法律の改正に向けて準備が進められています。

フィンランド政府の移民政策プログラム(Migration Policy Programme)は、良好な民族関係の促進、および人種差別を断固として許さない姿勢を促進することにも大きな重点を置いています。姿勢と社会統合との関連は強調されなければなりません。社会統合は双方向プロセスであり、そこでは、移住者の姿勢と大多数の国民の姿勢の双方が社会統合プロセスの成功に影響を与えます。

意識啓発への取組及び行政体制

2007年に現政権が発足して以来、フィンランド政府はさらに包括的な移民政策の実施を目指してきました。移住問題を専任する担当大臣が初めて政府に設置されたことに加え、政府の政策プログラム(Government Programme)の下、移民政策および社会統合政策の策定やそれに関連する舵取りが唯一つの省、すなわち内務省に集約されました。内務省が異なる行政部門間の調整を確保しながら、ほぼ全ての部門における政策策定に横断的なアプローチを用いて、社会統合、良好な民族関係、そして意識啓発の促進に取り組むことを方針としています。

この取り組みにおいて内務省は、多様な民族や宗教グループ間の情報共有と対話の重要性を強調しています。地方自治体は内務省の指導の下、地元における情報の普及および民族間の良好な関係を促進する責任があります。また、庇護申請者および移民の受入れに関する地元自治体の指導、そして地域社会との対話や効果的な取組み(good practices)の普及といった任務も担っています。

その他の関係者の役割

フィンランドには、社会のあらゆる立場の人たちが人種差別や特定の差別など負の現象に立ち向かうため、共通の目標を立て、予防策を講じ、そのような行為があった場合は介入する根強い伝統があります。国、地方、地元レベルの行政部門当局だけでなく、非政府機関(NGOs)、移住者独自の組織、労働組織等あらゆる団体が外国人の受入れに関する意識啓発や民族間の良好な関係の促進において重要な役割を担っているのです。

外国人の受入れに関する意識啓発活動は、長期にわたる構造的な取組みをベースに、各種プログラムや特別なプロジェクト、キャンペーンを通して実施されています。長期にわたる取組みが目指すところは、例えば、民族関係のための諮問委員会(Advisory Board for Ethnic Relations / ETNO)のような仕組みづくりです。諮問委員会(ETNO)は民族間の良好な関係、平等および協力を促進するため 1998 年に設立されました。活動範囲は、地方レベルで活動している 4 つの良好な民族関係のための諮問委員会(Advisory Boards for Good Ethnic Relations)にも及びます。さらに、市町村レベルでも各自治体のイニシアチブの下、諮問委員会が設置されました。また、移住者の社会統合および庇護申請者の受入れに関する法律(Act on the Integration of Immigrants and Reception of Asylum Seekers)の下、地元自治体は良好な民族関係を促進するための計画を策定する責務も負っています。

国民的論議

意識啓発活動の発展と目標に向けた取組みを行うため、外国人の受入れに対する姿勢や世論の動向を、国、地方、および地元レベルで体系的に監視してきました。調査に加え、監視体制も設けられました。その最も中心的なものが人種の偏見や差別に関する監視メカニズム、および今年中に完成予定の包括的な社会統合に関する監視システムです。外国人の受入れに関する意識については、1987 年より世論調査を繰り返し、調査結果を比較してきました。1987 年から 2007 年に全国民の代表者たちに対して行われたインタビューから判断すると、全般的に国民は外国人労働者に対して好意的になってきていました。特に 2007 年は、調査を始めて以来のどの時期(1987 年～2003 年)と比較しても、フィンランド人がより外国人労働者の受入れに好意的でした。1993 年は経済不況の中、移住者に対し最も消極的でした。しかしながら、こうした好意的な姿勢は 2008 年以来、若干変化しています。

周知の通り、国民的論議はコントロールできるものではなく、必ずしも建設的なものばかりではありません。フィンランドでは、2008 年の秋に変化するまで、移住と社会統合の問題に関する国民的論議は合意を目指すものでした。このテーマが政治問題化されたのは、2つの選挙、すなわち、2008 年の地方自治体選挙および 2009 年 6 月の欧州議会選挙に因ります。政治家に加え、関係組織や当局の代表が一般市民とともに議論に参加するようになりました。これらの議論は人々が必ずしも移住に関する事実を知っているとは限らないということを浮き彫りにしています。必ずしも庇護に至るまでのプロセスについて知りません。また、移住者は非常に多様な人々であり、移住の背後にある事情は複雑であるにもかかわらず、全ての移住者がひとつの固定された集団に属するものとして捉えられています。ウェブ上のチャットページが、関連ニュースを解釈するための機会を人々に提供する場としてますます重要になっていることにも、留意しておくといでしょう。チャット

ルームにアクセスできるインターネット上でニュースが読まれることがますます頻繁になっています。専門家たちは、”En ole rasisti mutta...”² (人種差別主義ではないけれど…/ I am not racist but...) というタイトルで 2009 年 11 月に発行された 1 冊の本の中で、移住についての議論、その内容や結果について分析しています。

効果的な取組み (good practices) と失敗例

当日の講演では、特に国レベルおよび地元レベルでの効果的な取組み (good practices) についてお話します。こうした実践例は次の 2 つのグループに分けられます。すなわち、(1) 関係当局やその他関係者を対象とした意識啓発技能に関する研修、そして(2) 一般市民あるいは特定の団体を対象とした意識啓発プロジェクトです。あまり成功せず、それ故にある種の教訓となったプロジェクトの例についてもお話します。

² ”En ole rasisti, mutta... Maahanmuutosta, monikulttuurisuudesta ja kritiikistä”. (人種差別主義ではないけれど…移住, 多文化と批判/ I am not racist, but... Immigration, multiculturalism and criticism.) Suvi Keskinen, Anna Rastas & Salla Tuori (toim.) Tampere–Helsinki: Vastapaino & Nuorisotutkimusverkosto, 2009

Title: *IOM's Migrant Training Programmes and the Provision of Information and its Contents for Foreign Nationals at the Point of Pre-departure for Japan*

Speaker: Pindie Stephen, Sr. Migrant Training Officer, IOM Geneva

Outline of Presentation

I. Brief Overview of IOM's Migrant Training Programmes

History and Capacity of IOM: The International Organization for Migration (IOM) is the leading inter-governmental organization in the field of migration and works closely with governmental, intergovernmental and nongovernmental partners. IOM is an inter-governmental organization established in 1951, currently with 127 Member States and approximately 7,000 staff working in over 445 offices worldwide. IOM has over 50 years of experienced gained working closely with migrants of all categories.

- a. IOM works in the four broad areas of migration management including
 - Migration and development
 - *Facilitating migration*
 - Regulating migration
 - Forced migration

Migrant Training falls under the area of Facilitating Migration, and is *one* activity among many in the *package of resettlement services* provided to governments.

Migration is a recognized phenomenon occurring on a global scale, involving workers, professionals, families and students alike. IOM offers migrant processing and assistance to governments and individuals, which in turn facilitates the migration process and enhances the migrants' chances of succeeding in his or her new environment. One of these services is called **migrant training**, and is commonly delivered before the migrant's departure to prepare and facilitate their integration into the receiving society.

- b. **Global Overview:** Currently IOM has an annual estimate of over **50,000** migrants participating in training programmes worldwide, and the majority of these migrants are refugees. In 2009 a total of 56,637 migrants participated in one of IOM's pre-departure training programs. These trainings took place in **43** countries, on four continents, from Azerbaijan to Zimbabwe. Participants of **47** nationalities ranged from temporary workers, to immigrants, refugees to victims of trafficking. Over **78%** of these were related to resettlement caseloads. IOM provides pre-departure training for resettlement caseloads bound for the US, Canada, Australia, France, the UK, Ireland, Norway and Finland. In the near future, IOM will begin providing pre-departure cultural orientation for Japan-bound refugees.

II. IOM's Migrant Training Programmes:

- a. Pre-departure Cultural Orientation
- b. Pre-employment Orientation
- c. Pre-embarkation Briefing
- d. Language Training
- e. Literacy and Numeracy Training
- f. Skills enhancement
- g. Diversity, inter-cultural and cross-cultural training
- h. Post-arrival cultural orientation

III. Objectives of Pre-departure Orientation: Anyone moving to a country where cultures, traditions and practices are different from one's own can be expected to undergo an adjustment period of variable duration and difficulty. Refugees, for example, accepted for resettlement to third countries, often come straight out of refugee camps and have little if any knowledge of the societal and economic realities which await them. They often come with unrealistic and inaccurate expectations of their future life in the destination country. These expectations not only cause stress to the newcomers upon arrival, but may also place undue pressure on the social service providers of the host community who work hard to help the newcomers adjust. Unrealistic expectations can cause further strain on the relationship with the general public thus weakening prospects for successful integration.

- a. **For Governments:** Pre-departure orientation reduces overall costs to governments by contributing to reduced levels of anxiety, on the part of refugees, while increasing overall prospects of successful integration. It also empowers refugees to adapt more rapidly and successfully to the day-to-day demands of resettlement. While addressing an attitude often described as "learned helplessness" the training also strives to break the cycle of dependency. Pre-departure orientation fits logically into the package of services IOM can provide to all resettlement countries. (These include: **Pre-selection logistics, health assessments, ticketing, travel arrangements, transit assistance** and more. IOM arranges all refugee **pre-departures and arrival formalities** including procuring exit permits from the relevant (Thai) authorities; collecting and verifying the travel documents and visas; and even when necessary, purchasing appropriate clothing for refugees to travel in so that they arrive at the destination countries appropriately dressed for a range of climatic conditions; arranging travel from the camp to the airport including transportation, accommodation and food; booking international flights, pre-departure, departure and arrival notification; departure assistance in country of departure (Thailand) and arrival assistance in destination countries as well as medical or travel escorts as necessary.)
- b. **For Refugees:** Pre-departure orientation prepares them for their initial period (generally the first few months) in country of resettlement. The orientation provides *accurate* information about life in the country of destination, as well as informs them about the process. It also helps them to manage their expectations, fostering *realistic* expectations about resettlement in general. Information provided can also be viewed as a tool of protection, as the new arrivals learn about their rights and their responsibilities. The orientation also assists them, through practical and context-based activities, to develop the skills and awareness necessary for successful adaptation in their new society, thereby facilitating the integration process. Finally, the orientation provides a forum in which to address their concerns and questions.

IV. Pre-departure Curriculum:

- a. **Core Content:** The following topics include but are not limited to:
 - Overview of country of destination
 - Geography, history and climate
 - Reception, and resettlement services
 - Community and social services
 - Emergency services
 - Health and medical services
 - Employment/Interviewing and Skills identification
 - Rights and Responsibilities
 - Pre-departure Processing
 - Travel and in-flight Safety
 - Housing, Accommodation and Maintenance
 - Recreational and Leisure Activities

- Education for Children and for Adults
 - Money Management (banking, budgeting, taxes)
 - Shopping
 - Transportation
 - Laws
 - Cultural Adaptation/ Coping with Culture Shock and Stress
- b. **Behavioral and Attitudinal Focus:** Alongside the content, the pre-departure training also addresses other areas which contribute to the integration process including:
- Understanding Japanese cultural values
 - Focusing on the attitudes, behaviors, skills related to successful adaptation
 - Prioritizing learning and goal-setting
- c. **Language Training:** Focus will be on communicative, functional language needs designed to prepare refugees for their first contact with Japanese nationals. Language instruction will be contextual, practical, and interactive as much as possible, concentrating on basic language skills necessary to meet refugee's immediate survival needs after arrival.

V. Methodology and Successful Approaches

a. IOM's Migrant Training Philosophy:

The primary goal of any training is to encourage participation as much as possible, and to strive to empower participants through creating meaningful and experiential learning opportunities. IOM's training methodology is one that recognizes an interactive, learner-centered approach while also taking into account different learning styles. Providing an atmosphere of inclusion in which all participants are shown respect is believed to promote participation while fostering a greater sense of belonging. Experiential and participatory training are seen as the most effective approaches, focusing on skills and attitudes rather than simply on information. Providing ample opportunities for learners to express themselves is critical to the learning process.

It is equally important to provide an open, secure learning environment in which gender equality is promoted. Creating a welcoming, non-threatening, risk-free training atmosphere is conducive to learning. Trainers are attentive to the various needs of their clients— regardless of age, education, literacy and/or language level, history of persecution, etc. Providing child-care, reimbursing travel costs to refugees and others who could not afford to travel to the training site and being mindful of language and/or health needs must all be taken into consideration when implementing trainings designed to optimize the learning process. Trainers are also encouraged to promote self-discovery and learning through a variety of interactive, participatory training techniques.

Migrant training goes beyond simply the facts and information dispensed; it also addresses the psychosocial wellbeing of participants. This approach is now seen as an integral part of every IOM migrant training programme. Assisting migrants during periods of transition with compassion and respect significantly contributes to raising their self-esteem and reducing their levels of anxiety. Maintaining integrity throughout the training process begins and ends with the trainer.

Learning is a two-way process and the role of the trainer should always be one of **facilitating learning** rather than simply teaching. Instead of spoon-feeding information to participants, trainers are encouraged to draw out information from participants by drawing on migrants' own varied and rich life experiences, as well as through providing examples, case studies or scenarios

as a way for learners to “get” (“figure out for themselves”) the messages being taught -- through a process of induction. Building upon the existing strengths and resources of migrants is also a valuable approach to keep in mind throughout the training process. One successful approach to training is to always start with the Known and move to the Unknown.

IOM Migrant Training promotes cross-fertilization among the different training programs, which in turn encourages trainers to learn from their counterparts in a variety of training contexts. Professionalism and experience in the field of migration is key to promoting successful training. Training of trainers should be on-going (it never stops) and trainers should assume responsibility for their own development and learning whenever possible.

According to Dr. William Glasser¹, retention rates of new information are directly linked to the information is received. In other words, we as learners will remember

- 10% of what we **READ**
- 20% of what we **HEAR**
- 30% of what we **SEE**
- 50% of what we **SEE and HEAR**
- 70% of what is **DISCUSSED** with **OTHERS**
- 80% of what is **EXPERIENCED PERSONALLY**
- 95% of what we **TEACH TO SOMEONE ELSE**

In conclusion, **what** you teach is **as** important as **how** you teach. Or to rephrase it another way, *it's not so much what you tell people as what they take away with them*. What learners retain depends upon how they are taught. Studies have shown that retention is directly related to how new information is received: Information received through a variety of methods (beginning with Hearing, and ending with Teaching Others) serves to increase the retention of information and this is directly related to the degree of interaction experienced in the learning process.

- b. **Approaches** to facilitating learning include the following types of activities, which have been used by IOM trainers as an alternative to the lecture based approach: Group work, case studies, role playing, debates, simulations, guest speakers, games, quizzes, competitions, and debates. Engaging the participants in meaningful, culturally sensitive and risk-free learning activities has proven to be far more effective in learning retention.

VI. Sample of Lessons Learned & Best Practices in Migrant Training

- a. Experiential Learning Cycle (Experience, Reflection, Application, Generalization)
- b. Moving from the Known to the Unknown
- c. Spiraling information throughout all topics
- d. Providing opportunities for “ownership” and investment in the learning process
- e. KWAL (What I **K**now, What I **W**ant to Learn, What I have **L**earned)
- f. Include information-gap activities which engage groups of various abilities
- g. Address the entire family unit, rather than focus on a specific age group, or gender group
- h. Acknowledge the resilience, cultural richness and strengths of the participants
- i. Provide a non-threatening, risk-free environment where learning can take place
- j. “Training does not take place in a vacuum”
- k. Inculcate values and practices prioritized by the host country through creating a microcosm of the country of destination (i.e. Japan) in the classroom

¹ William Glasser, American psychiatrist, author of “How We Learn.”

VII. Supplementary Activities designed to Enhance the Integration Process

- a. **Needs Assessments:** A study of the resettlement needs of individuals and families being resettled to a third country. This report will also help receiving agencies better focus their efforts towards those most in need of assistance, and whether any special intervention is needed.
- b. **Cultural Profiles:** A cultural profile includes generic information about the target group, including history, life in country of origin and country of first asylum, as well as cultural practices, religion, employment skills, education level, and level of exposure to urban, industrial facilities. This information assists receiving communities in preparing for their arrival.
- c. **Information Campaigns:** These campaigns are designed, at the request of governments, to educate camp based populations about the benefits of resettlement. Information is often delivered by cultural orientation trainers who are already known and trusted within the camps and are best placed to answer questions. Often this is how myths and misconceptions relating to the country of resettlement are diffused and clarified.

VIII. Continuum of Services -- Linking Pre-departure with Post-Arrival Services:

Pre-departure orientation should ideally be linked with post-arrival services, in the context of a continuum, beginning with overseas (in the country of first asylum) and continuing upon arrival (in the country of resettlement.) IOM views integration very much as a two-way street, where both the migrant and the host country need to work in partnership and contribute to the integration process. Therefore, not only do new arrivals require information about *their* country of resettlement, but receiving communities, municipalities, and service providers will benefit from having information about the newcomers joining them.

- a. **On-going curriculum development:** Feedback from service providers specifically identifying challenges and areas which need specific attention in the orientation. The curriculum must therefore be viewed as a “living document” or “work-in-progress” which is continually being revised to address relevant and timely information.
- b. **Community/municipality consultations:** These are designed to raise awareness on refugee populations before their arrival. Advocacy for refugee groups plays an important role.
- c. **Information Seminars:** These are organized with representatives from schools, law enforcement agencies, medical sector and media. Organized jointly by training staff, along with the concerned community and/or resettlement service providers, they provide a voice for all including resettled refugees. Information provided through the seminars equips representatives of the communities with a solid understanding of the background, cultural values, and experiences of the new arrivals. Mutual understanding of the cultural values serves to reduce potential discrimination and misunderstandings and open up channels for communication and understanding.
- d. **List-serves:** These are web-based list serves moderated by several key individuals and devoted to exchanges between domestic and overseas trainers, with input provided from all sectors working with new arrivals.

(仮訳)

標題：国際移住機関（IOM）移民研修プログラムおよび日本入国前の外国人に対する情報提供とその内容

スピーカー：ピンディー・ステファン（国際移住機関 ジュネーブ本部上級移民研修官）

プレゼンテーションの概要

I. 国際移住機関（IOM）移民研修プログラムの概要

国際移住機関（IOM）の沿革と活動：国際移住機関（IOM）は移住の問題を専門に扱う多国間政府機構です。各国政府、国際機関、非政府組織と密接に協力しながら活動しています。1951年に設立され、現在では127カ国が加盟し、およそ7,000人の職員が世界各地445箇所以上の事務所で活動しています。国際移住機関（IOM）には、あらゆるカテゴリーの移民と密接に活動してきた50年を超える実績があります。

- a. 国際移住機関（IOM）は以下の4分野で移住問題に取り組んでいます。
 - 移住と開発
 - 移住の促進
 - 移住の管理行政
 - 非自発的移住

移民研修は「移住の促進」に該当する取り組みで、各国政府に提供している第三国定住支援サービス（*package of resettlement services*）で実施している活動の一環です。

人の移動（移住）は労働者、専門家、家族、学生を問わず、地球規模で起きている現象です。国際移住機関（IOM）は、各国の政府や移民個人に対して移住手続きや関連する支援を提供することで、移住プロセスを円滑に進め、移民が新しい環境への適応に成功する可能性を高めます。これらの活動のひとつが**移民研修**です。移民研修は通常出発前に実施され、移民が受入れ先へ統合するための準備を行い、社会統合を促進します。

- b. **世界的な活動の概要：**現在、50,000人を超える移民が世界中で国際移住機関（IOM）の実施する研修プログラムに参加しており、その大半は難民です。2009年には計56,637人の移民が、国際移住機関（IOM）が実施する出発前の研修プログラムに参加しました。この研修プログラムはアゼルバイジャンからジンバブエまで、4大陸43カ国で実施されました。47の異なる出身国からの参加者は出稼ぎ移住労働者から移民、難民から人身取引の被害者までさまざまでした。これらの参加者の78%以上は第三国定住難民でした。国際移住機関（IOM）は、米国、カナダ、オーストラリア、フランス、英国、アイルランド、ノルウェー、フィンランドでの定住に向けた出発前の研修を行っています。近い将来、日本を目的地とする難民を対象に、出発前の文化オリエンテーションを実施する予定です。

II. 国際移住機関（IOM）が提供する移民研修プログラム

- a. 出発前の文化オリエンテーション
- b. 就職前のオリエンテーション
- c. 出国前の説明会
- d. 語学研修
- e. 識字能力および計算能力の研修
- f. 技能の工場
- g. 多様性、多文化 (inter-cultural and cross-cultural) 理解の研修
- h. 到着後の文化オリエンテーション

III. 出発前オリエンテーションの目的：出身国と異なる文化、伝統および生活習慣の国へ移動する人の誰もが、それぞれに異なる適応期間と困難を経験するでしょう。例えば、第三国への定住が受け入れられた難民は、多くの場合、難民キャンプから直接移住するため、受入れ地域の社会や経済の現状に関する知識が皆無に近い状況です。また、定住先での生活に非現実的で不正確な期待を抱いて来ることもしばしばあります。これらの期待感新しく生活を始めるうえでストレスの原因となるだけでなく、受入れ地域で新しい定住者の適応を支援するため社会事業に尽力する人々にも過度のプレッシャーを与えることとなります。非現実的な期待はさらに一般市民との関係を陰悪にする原因となり、円滑な社会統合の可能性を狭めることとなります。

- a. **各国政府に向けて：**出発前のオリエンテーションは難民の不安を軽減し、円滑な社会統合の可能性を高めることで、各国の政府が抱える総合的な負担を軽減します。また、第三国定住において直面する日常的な課題により早く適応できるよう難民を力づけます。しばしば「学習性無力感（“learned helplessness”）」と定義される問題に取り組みながら、研修を通して依存関係の悪循環を断つことに努めています。出発前のオリエンテーションは国際移住機関（IOM）が定住先となる全ての国に提供可能な支援サービスの一環として理に適っているのです。（第三国定住支援サービスには以下が含まれます：**第三国定住難民選抜までの補助、健康診断、航空券の手配、渡航の手配、乗り継ぎの補助**ほか。国際移住機関（IOM）は、関係当局（タイ当局）からの出国許可書の取得や旅券やビザの手配等、難民の**出国前および到着後の各種手続き**を行います。また必要に応じて、難民が渡航時に着用する定住先の気候に合わせた衣服の購入、難民キャンプから空港までの移動、途中の宿泊施設および食事の手配、国際便の予約、出国前、出国時、および到着時の連絡、出国（タイ）および到着手続きの補助、医療ケースなどに対する同行サービスを行います。）
- b. **難民に向けて：**出発前のオリエンテーションは、定住先の国で過ごす最初の時期（一般に初めの数週間）に備えることができます。このオリエンテーションでは、第三国に定住するまでのプロセスとともに定住先の国での生活に関する**正確な情報**を提供します。また、第三国定住一般に対し、**現実的な期待**を持てるよう補助します。オリエンテーションで提供された情報は、新しく定住する者の権利と責任を学ぶ材料となり、自らを守る道具にもなります。また出発前のオリエンテーションは背景や状況に基づく**実地的な活動**をとおして、新しい社会へ円滑に順応できるようスキルと意識

の向上を助け、定住先での統合を促進します。さらに、出発前のオリエンテーションでは難民の不安や質疑に対応するための対話の場を提供します。

IV. 出発前のカリキュラム

a. 中核となる内容：以下のテーマを含みますが、これに限定されません：

- 定住国の概要
- 地理、歴史および気候
- 受け入れおよび定住に係るサービス
- 地域社会および社会生活に係るサービス
- 緊急時のサービス
- 健康および医療に係るサービス
- 雇用/面接および技能評価
- 権利と責任
- 出発前の手続き
- 渡航および機内における安全性
- 住居、宿泊施設および管理
- リクリエーションおよびレジャー活動
- 児童および成人の教育
- 資金管理（預金、財務管理、税金）
- 買い物
- 交通
- 法律
- 文化的適応／カルチャーショックおよびストレスへの対処

b. 行動および態度に注目：上記の内容とともに、出発前の研修では社会統合のプロセスに係る他の分野にも取り組みます。

- 日本文化に対する理解
- 円滑に適応するための態度、行動、スキル
- 学習と目標設定の優先順位

c. 語学研修：コミュニケーションに適した機能的な語学力に焦点を合わせることで難民が日本人と初めて接触するときに備えます。日本到着後、難民が生活をするうえで即座に必要な基本的な語学能力に重点を置き、背景や状況に基づく、実用的且つできる限り双方向的な語学指導を行います。

V. 方法論および効果的なアプローチ

a. 国際移住機関（IOM）の移民研修理念

研修の主な目的は、できる限り参加を促すこと、そして経験に基づく有意義な学習の機会を作り、参加者を力づけることです。国際移住機関（IOM）の研修では、多様な学習スタイルを踏まえながら、双方向的で学習者主体のアプローチを取っています。参加者全員が尊重され、受容される環境を提供することが帰属意識を高め、さらなる参加を促すと考えています。情報だけでなく、スキルや態度に注目した経験に基づく参加型の研修は、最も効果的なアプローチであると捉えています。学習者自らが表現

できる豊富な機会を提供することが、学習過程において非常に重要です。また、男女平等が確保され、安全で開かれた環境を提供することも同等に重要です。威圧的な雰囲気やリスクを伴わない快適な研修環境を作ることが学習に良い効果をもたらします。年齢、学歴、識字能力/言語能力、迫害の経験等にかかわらず、指導員は参加者の多様なニーズに注意を払って対応します。学習効果を最大限に引き出すことを目標とする研修を実施する場合、保育所の提供、研修所までの旅費が負担できない難民や他参加者への補助、また言語および健康上のニーズに気を配ること全てが考慮されなければなりません。双方向的で参加型の多様な研修方法をとおして、指導員も自己発見や学習をすることが奨励されます。

移民研修は単純な事実や情報の提供にとどまらず、参加者の心理社会的な健康にも取り組んでいます。これは現在、国際移住機関（IOM）の全ての移民研修プログラムにおいて、とても重要なアプローチとして捉えられています。移民の移行期間において思いやりと尊敬を持って支援することが移民の自尊心を高め、不安を軽減することに大きな役割を果たします。研修過程をとおして健全な状態を保つことは、指導員に始まり、指導員に終わるのです。

学習は双方向プロセスであり、指導員の役割は単純に教えるということだけではなく、常に**学習を促す**ものでなければなりません。参加者に手取り足取り情報を与えるのではなく、例を挙げ、ケーススタディやシナリオをとおして参加者自身の多様で豊富な経験から情報を引き出し、参加者が教えられていることのメッセージを「捉える(“get”）」（「自分たちで理解する(“figure out for themselves”）」）方法でなければいけません。移民の持つ力や資質を踏まえたアプローチも研修をとおして意識することが大切です。知っているもの（the Known）から知らないもの（the Unknown）へと移行することも研修において効果的なアプローチのひとつです。

国際移住機関（IOM）の移民研修は異なる研修プログラム間の交流を促進しています。交流をとおして、指導員は他異なる研修を実施している指導員から学ぶことを奨励しています。移民の分野における専門性および経験が効果的な研修を実施する鍵となります。指導員のトレーニングは進行形でなければならず（終わることはありません）、指導員は責任を持って可能な限り自己の成長と学習に努めなければなりません。

ウィリアム・グラッサー博士¹によると、新しい情報の保持率はどのように情報を得たかということに直接関係します。つまり、学習者として私たちは次の確率で情報を記憶するのです。

- 読んだ情報の 10%
- 聞いた情報の 20%
- 見た情報の 30%
- 見てさらに聞いた情報の 50%
- 他者と議論した情報の 70%
- 個人的に経験した情報の 80%

¹ ウィリアム・グラッサー、アメリカの精神科医、“How We Learn”の著者

- 誰かに教えた情報の 95%

結論として、何を教えるかはどのように教えるかと同じく重要なのです。別の方法で言い換えると、何を伝えたかというよりもむしろ受け手が何をそこから得たかということです。学習者が何を習得するかはどのように教えられたかということによって異なります。様々な研究結果によって、情報の保持率はどのようにその情報を受け取ったかに直接関係することが示されています。多様な方法（聞くことから他者に教えるまで）をもって情報を得ることがその情報の保持率を高めることにつながり、それは学習過程においてどれだけ交流を持つことができたかということと直接関係しているのです。

- 学習を促進するアプローチには次の活動が含まれます。国際移住機関（IOM）の指導員は講義を中心としたアプローチに代わる方法としてこれらを実施しています：グループワーク、ケーススタディ、ロールプレイング、ディベート、シミュレーション、ゲストスピーカー、ゲーム、クイズ、そしてコンテスト、です。リスクを伴わない、文化的背景に配慮した有意義な学習活動に参加させることが、参加者の習得にさらなる効果をもたらします。

VI. 移民研修で得た教訓および成功した実践例

- 経験に基づく学習サイクル（経験、振り返り、応用、一般化）
- 既知のもの(the Known)から未知のもの(the Unknown)へと移行する
- 全てのテーマに渡ってらせん階段を上るように情報を提供する
- 学習プロセスにおいて主体者(“ownership”)となり、貢献する機会を与える
- KWAL (知っていること/What I Know, 学びたいこと/What I Want to Learn, 学んだこと/What I have Learned)
- 異なるスキルを持つ集団に参加させることで、情報ギャップ活動を行う
- 特定の年齢層やジェンダーに焦点を合わせるのではなく、家族単位で取り組む
- 参加者の回復力と豊富な文化的背景および長所を認める
- 学習の場においては威圧的な雰囲気やリスクを伴わない環境をつくる
- 「研修は孤立した環境の中で実施されるものではない (“Training does not take place in a vacuum”)」
- 定住先の社会 (i.e. 日本) の縮図を教室内に再現することで、受入れ先の国で重要とされる価値観や習慣を染み込ませる

VII. 社会統合プロセスを促進する補足的活動

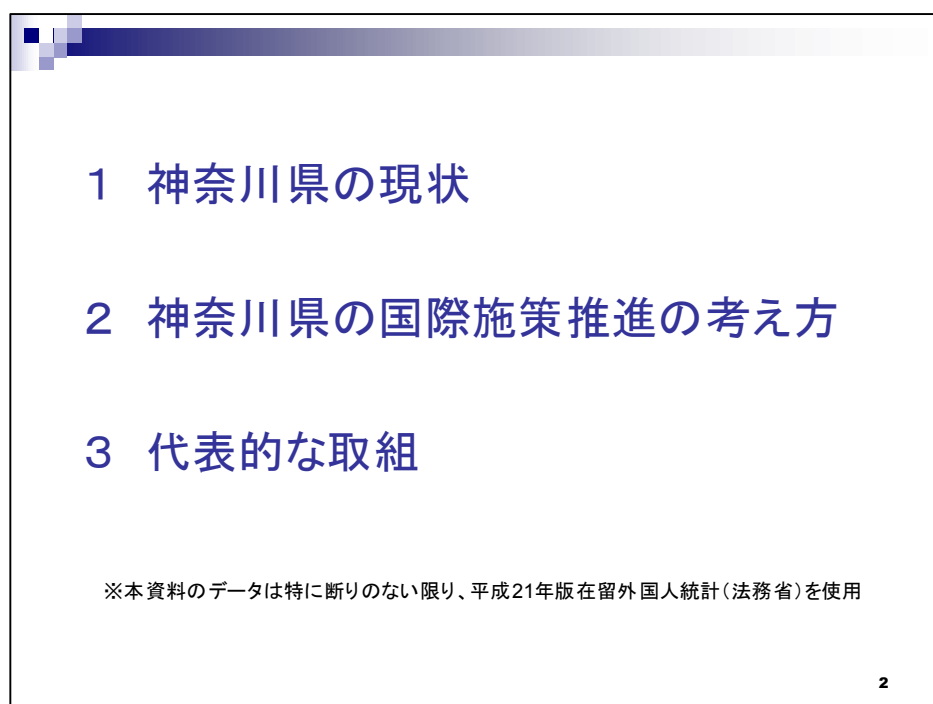
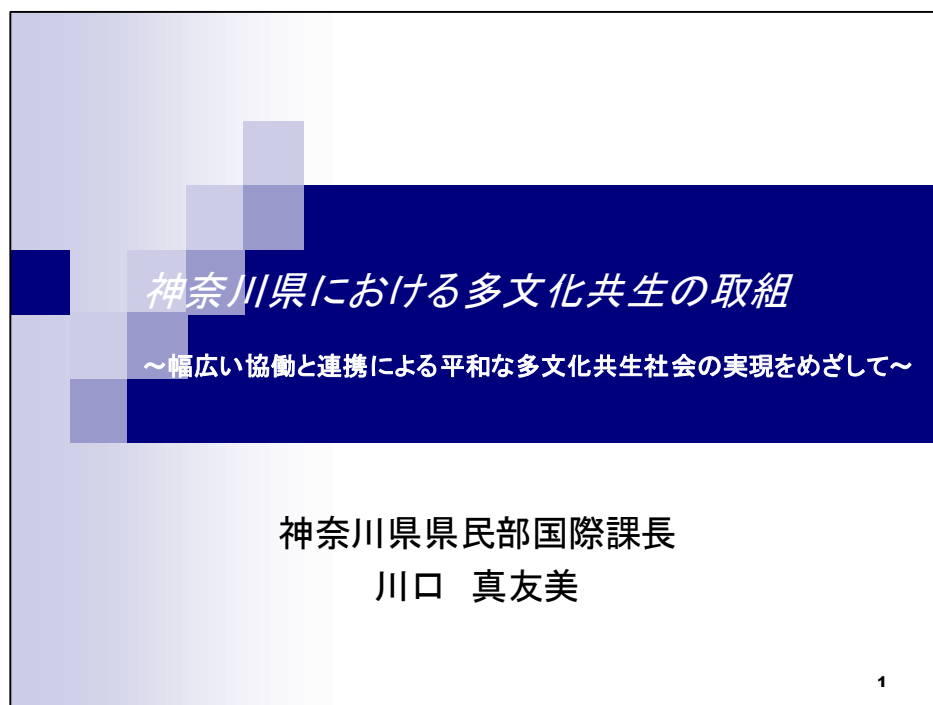
- ニーズの評価/判断：** 第三国へ定住する家族および個人のニーズを調査します。この調査結果は、支援機関が支援を最も必要とする分野での活動に力を注ぐこと、また特別な働きかけの必要性の判断を助けます。
- 文化的プロフィール：** 文化的プロフィールには、文化的習慣、宗教、就業スキル、学歴、都市での経験、産業制度に加え、歴史、出身国および最初の庇護国での生活状況を含む、対象となる集団に関する包括的な情報が含まれます。この情報は受入れ地域社会が受け入れに備えるための補助となります。

- c. **情報キャンペーン**：これらのキャンペーンのねらいは、各国政府の要望に応じて、難民キャンプで生活する人々に対し、第三国定住の利点を伝えることです。このような情報は、難民キャンプ内でよく知られ、信頼されており、質問に対応するのに最適な文化オリエンテーションの指導員によって伝達されます。多くの場合、この段階で定住先の国に関する虚像や誤った認識が解明されます。

VIII. サービスの連続性—出発前オリエンテーションと到着後のサービスを連結：

出発前のオリエンテーションは、海外（最初の庇護国）に始まり到着（定住先の国）に続く一連の支援として、到着後のサービスと連動していることが理想です。国際移住機関（IOM）は、社会統合は双方向プロセスであり、移民と受入れ先の国が協力して成功させるプロセスと捉えています。したがって、新しい定住者が受入れ先の国の情報を必要とするだけでなく、受入れ地域社会や自治体、また支援サービスの提供者も新しく訪れる定住者の情報を得ることに利点があるのです。

- a. **継続したカリキュラムの開発**：支援サービス提供者からのフィードバックによって、オリエンテーションにおいて特に注目すべき課題や分野が具体的に示されます。したがって、カリキュラムは「生きているドキュメント（“living document”）」であり、「発展途上のもの（“work-in-progress”）」と捉えなければならず、適切でタイムリーな情報に対応できるよう、継続的に見直す必要があります。
- b. **地域社会/自治体との協議**：これらの協議は難民に関する意識を高めることを目標としています。難民の権利擁護は重要な要素です。
- c. **情報提供セミナー**：学校をはじめ、法執行機関や医療分野、メディアの代表者によって開催されるセミナーです。関係する地域社会および支援サービス提供者とともに、研修スタッフと共同で開催することで、関係する全ての第三国定住難民の声を反映します。このようなセミナーをとおして提供される情報により、地域社会の代表者は新しい定住者に関する背景知識、文化的価値、経験を知ることができます。文化的価値の相互理解は、人種差別や誤解が生じる可能性を軽減し、対話や理解へと導きます。
- d. **メーリングリスト**：主要なリーダーが進行役を務めるメーリングリストを設置し、国内外の指導員のみならず、多様な分野で移民の受け入れに携わる関係者間の意見交換や、情報交換に貢献しています。



神奈川県現状

外国人登録者数は全国4番目

1	東京都	402,432人	18.2%
2	愛知県	228,432人	10.3%
3	大阪府	211,782人	9.6%
4	神奈川県	171,889人	7.8%
5	埼玉県	121,515人	5.5%
全国計		2,217,426人	100.0%

3

神奈川県現状

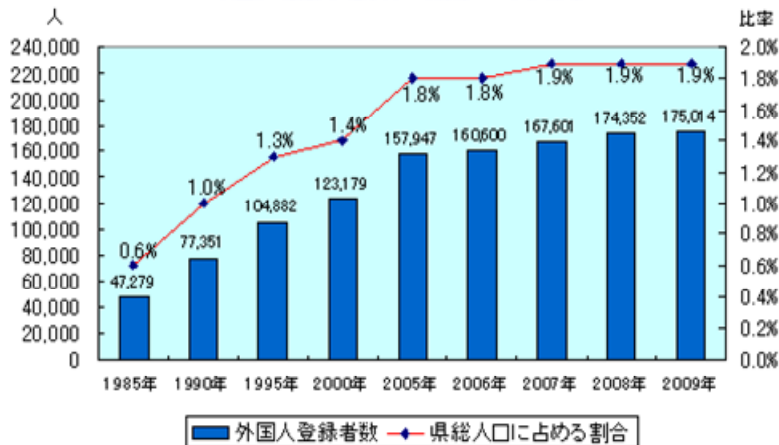
増加・定住化の傾向

	1990年末		2008年末	
登録者数	76,676人	⇒	171,889人	2.24倍
定住者数※	59,143人	⇒	112,035人	1.89倍

※「永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、
「定住者」の数を合算したもの

4

外国人登録者数の推移と県民比



※「県内外国人登録者統計」(神奈川県)より

5

神奈川県の現状

オールドカマー、ニューカマー、インドシナ難民の混在

	神奈川県			全国		
1	中国	51,789	30.1%	中国	655,377	29.6%
2	韓国・朝鮮	34,838	20.3%	韓国・朝鮮	589,239	26.6%
3	フィリピン	18,502	10.8%	ブラジル	312,582	14.1%
4	ブラジル	14,248	8.3%	フィリピン	210,617	9.5%
5	ペルー	8,775	5.1%	ペルー	59,723	2.7%

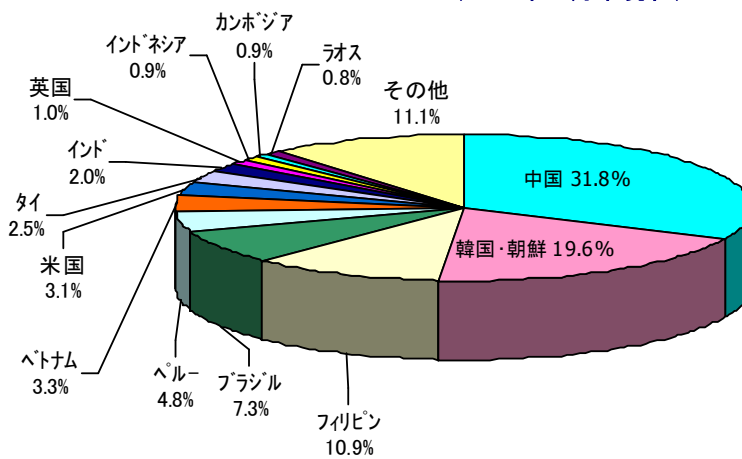
・インドシナ三国(ベトナム、ラオス、カンボジア)が全国最多

※1980～1998年 神奈川県大和市に「大和定住推進センター」が設置

・登録者の国籍数は、163ヶ国にのぼる

6

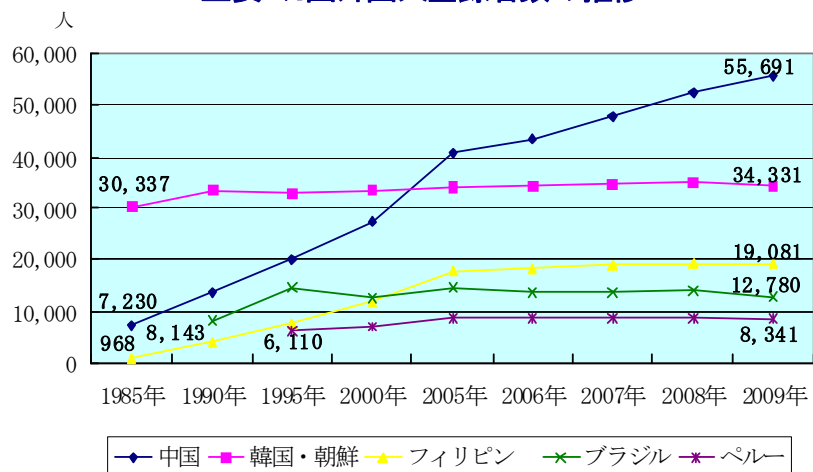
主要国籍別外国人登録者数の割合
(2009年12月末現在)



※「県内外国人登録者統計」(神奈川県)より

7

主要5カ国外国人登録者数の推移



※「県内外国人登録者統計」(神奈川県)より

8

神奈川県現状

○極端な集住地域がなく県内全域に点在

外国人登録者数の対人口比率

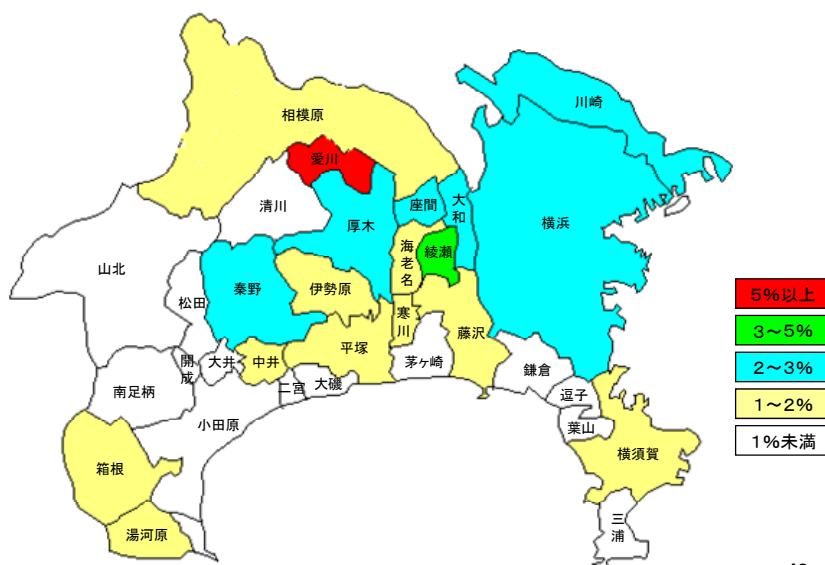
- 1 愛川町(6.73%)
- 2 綾瀬市(3.99%)
- 3 大和市(2.91%)
- 4 厚木市(2.72%)
- 5 川崎市(2.31%)

※全県平均 1.94%

※「県内外国人登録者統計」(神奈川県)より

9

神奈川県内の登録者率の分布



10

<地域社会の状況>

○活発なボランティア活動

- ・特定非営利活動促進法に基づく認証団体2,324のうち「国際」分野が258団体(09.3.31現在)
- ・日本語学習支援に取り組むボランティアベースの教室数は約190((財)かながわ国際交流財団調べ)

○民族団体等による自助活動

- ・中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル等の当事者による様々な自助活動が県内各地で展開。

11

「かながわ国際施策推進指針」(改定版)の考え方

めざす姿：幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現

4つの基本目標

- ①多文化共生の地域社会づくり
- ②世界の地域・人との交流の推進
- ③非核・平和意識の普及
- ④県民等の国際活動の支援、協働・連携の促進

11の施策の方向

- ①多文化理解の推進
- ②外国籍県民相談、情報提供等の充実・促進
- ③くらしやすい環境づくりの推進
- ④文化、環境、経済など多様な分野における地域からの国際交流・協力の推進
- ⑤国際社会で活躍できる人材の育成
- ⑥湘南国際村を拠点とした国際交流の推進
- ⑦非核・平和意識の普及
- ⑧県民の国際活動の支援
- ⑨県民の国際活動との協働・連携の促進
- ⑩基地対策の推進
- ⑪拉致問題の普及・啓発

めざす方向

- ・「相互理解に向けた意識の醸成」・「外国籍県民の人権の尊重」
- ・「実効性のある交流の推進」・「平和な風土づくり」
- ・「県民やNGO・NPOなどとの協働・連携」

12

<代表的取組Ⅰ～地球市民かながわプラザ>



あーすぷらざ外国人教育相談事業

2006年度より開始
中国語、スペイン語、タガログ語
来所、電話、電子メールで相談
対象は、児童生徒、保護者、NGOスタッフ、教員等



情報フォーラム

- ・NGO情報アーカイブコーナー
- ・多言語生活情報コーナー
- ・多文化子ども支援コーナー
- ・フォーラムスペース



校外学習受入事業



展示企画事業

「自転車タクシー」展



「地球人記」展



13

<代表的な取組Ⅱ～外国人居住支援システム事業>

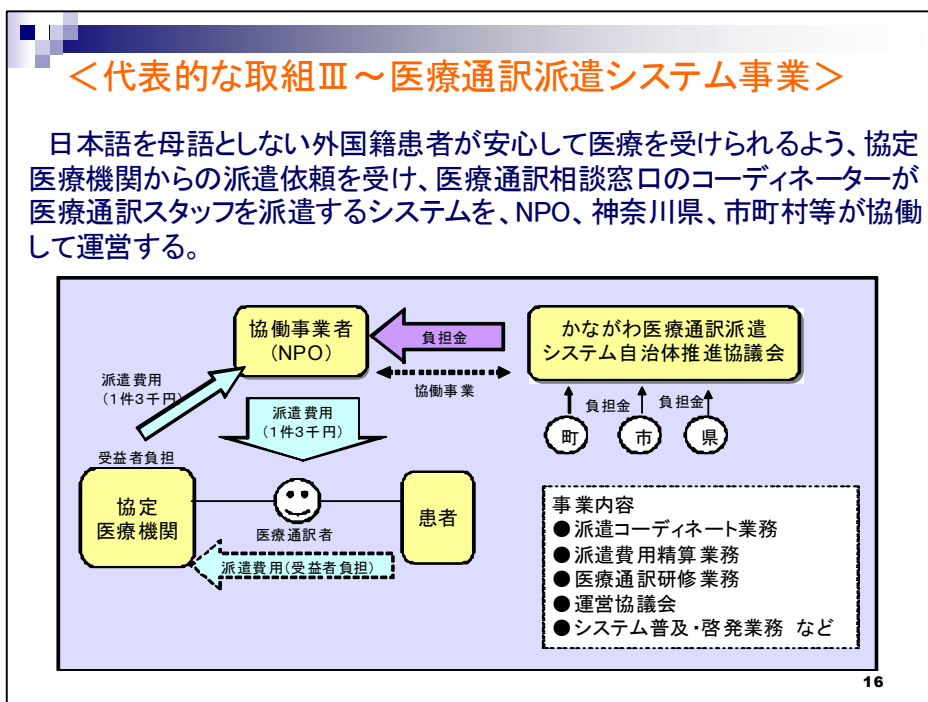
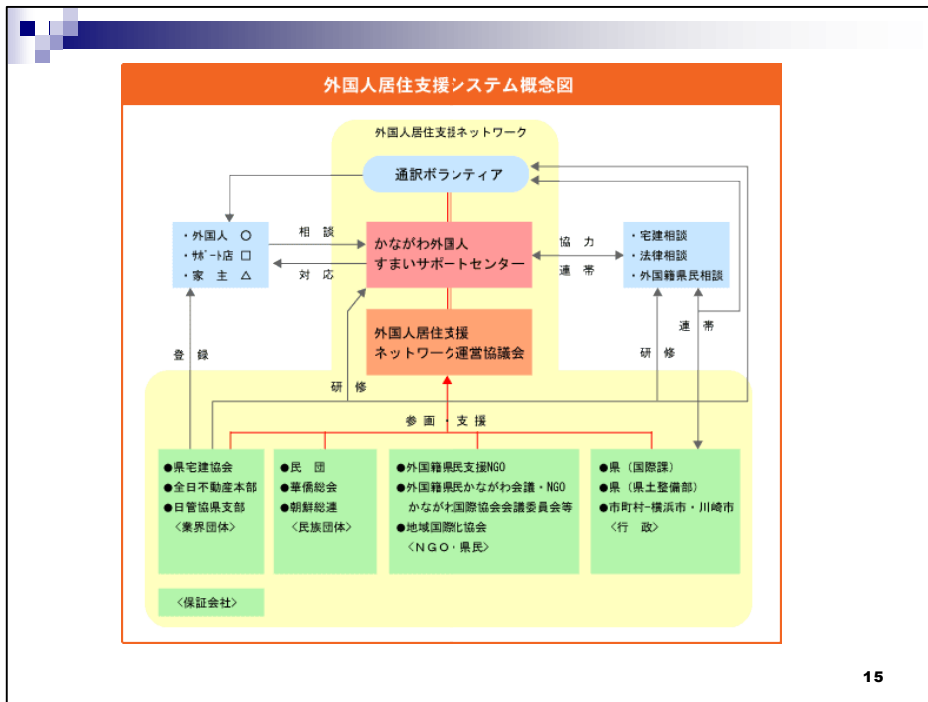
外国籍県民等のすまい探しが難しいことに対応するため、関係機関の協力を得て、賃貸住宅の仲介を行う不動産店の紹介や入居後のトラブル相談、通訳ボランティアの派遣を行うことにより、外国籍県民の居住支援問題の解決を図る。

<具体の取組>

- ・外国人居住支援ネットワーク運営協議会の設置(2001.4.1設立)
構成員～不動産業界団体、民族団体、国際交流協会
NPO(かながわ外国人すまいサポートセンター)、行政
- ・外国人すまいサポート店登録制度
登録店舗数233(2009.8.31現在)



14



<代表的取組Ⅳ～外国籍県民かながわ会議>

○目的

外国籍県民の県政への参画を促進し、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、外国籍県民が、外国籍県民に関する施策や外国籍県民の視点を生かした地域社会づくりを協議し、知事に報告・提言する場を確保する。

○構成等

1998年11月発足、委員定数20名以内、全員公募制、任期2年、

○特色

行政から具体的な事項を諮問するのではなく、議題の選定をはじめ、委員の自主運営

○提言の施策化

「神奈川力構想実施計画」の戦略プロジェクトに提言の実施率の目標値を設定

第1～4期提言数合計 71



実施済(一部実施を含む) 56

※主な実施例:外国人居住支援システム、
医療通訳派遣システム 等



第5期委員委嘱式(前列中央:松沢知事)

17

<代表的取組Ⅴ～あーすフェスタかながわ>

○目的

多文化共生社会の実現に向けて、様々な文化的背景を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくる。

○経緯

1999年、県・横浜華僑総会・民団神奈川県地方本部の三者で実施した「日中韓市民交流フェスタ」を発展させ、2000年から「あーすフェスタかながわ」として開催

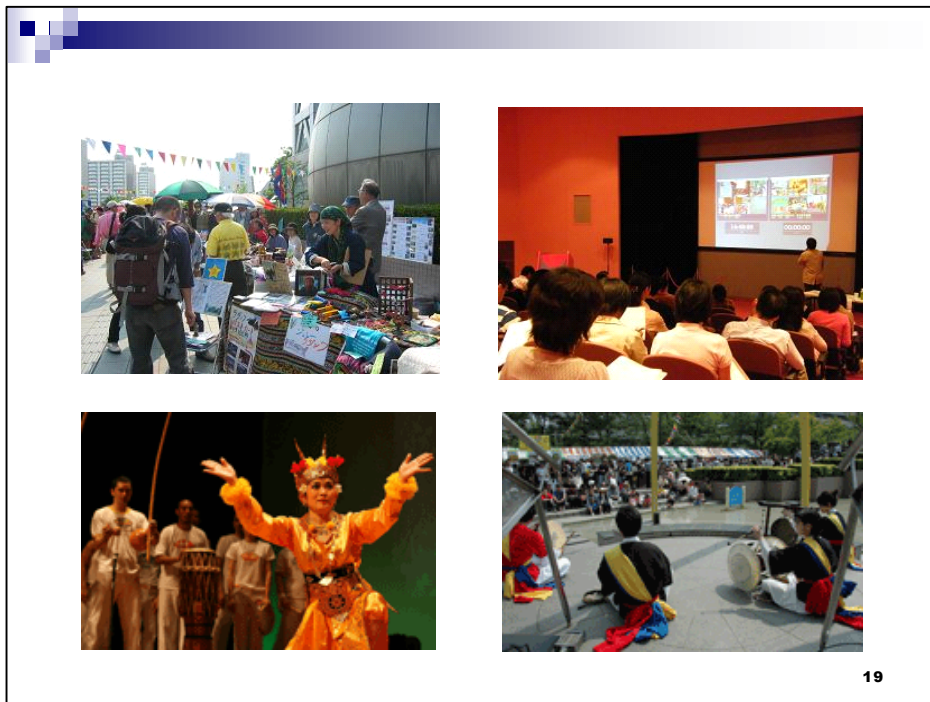
○特色

- ・実行委員会形式で多様な主体の連携による運営
- ・民族団体、NGO、市民ボランティア等が企画段階からともに力を合わせる
- ・企画を担う委員は、半年間にわたってアイデアを出し合い、フェスタの運営方法をはじめ、実施する企画の具体的内容等について幅広く議論



準備を進めていく過程でお互いを理解しあい、「多文化共生」について学ぶ

18



「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」

2010 年 2 月 20 日

外務省，神奈川県，国際移住機関（IOM）主催

「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」

テーマ 1 分科会

本提言は、外務省、神奈川県及び国際移住機関（IOM）の共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」のテーマ1分科会により作成されました。

この国際ワークショップは、2010年2月20日、横浜市にある「神奈川県自治総合研究センター」において開催されました。

国際ワークショップの開催に先立ち、テーマ1分科会構成員は計4回の事前協議を行い、提言の作成のための議論を重ねました。また、第1回目及び第2回目の事前協議には、ゲストスピーカーをお招きして御意見を頂きました。

ワークショップ当日には、海外講師として招へいしたメリ・シスコ・エスコラ フィンランド内務省移民局アドバイザーの参加を得てテーマ1の分科会を午前に開催し、提言の内容について協議し、午後の公開セッションにおいて提言の内容を発表しました。本提言には同アドバイザーから紹介された海外の事例も盛り込まれています。

テーマ1分科会構成員及びゲストスピーカーの氏名、肩書きは以下のとおりです（敬称略、五十音順、肩書きは当時のもの）。

【テーマ1分科会コーディネーター】

アンジェロ・イシ 武蔵大学社会学部准教授

【テーマ1分科会委員】

鶴田 光子 NPO 法人多言語社会リソースかながわ（MIC かながわ）理事長
本多 秀吉 神奈川県立新磯高等学校総括教諭
アルベルト・松本 イデア・ネットワーク代表
宮崎 妙子 財団法人武蔵野市国際交流協会日本語学習支援コーディネーター

【ゲストスピーカー】

サム・ウィルソン 元 JET プログラム英語講師
羽鹿 直樹 神奈川県県民部国際課主幹
堀 永乃 財団法人浜松国際交流協会主任
松本 一子 愛知淑徳大学非常勤講師
村上 勇夫 磐田市自治会連合会豊田支部副支部長

テーマ1 分科会
外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言

目 次

1. はじめに～私たちの問題意識～	2
2. 外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する課題	2
(1) 相互理解に関する課題	
①外国人に対する心の壁	2
②外国人に関する知識と情報の不足	3
③外国人との共生に理解・関心を示さない住民の存在	3
(2) 意識啓発の促進活動に関する課題	
①既存の啓発活動の限界	3
②外国人が少ない地域における意識啓発活動の難しさ	3
③意識啓発活動の担い手の不足	3
3. 意識啓発の促進に向けての今後の取組に関する提言	
(1) 外国人に対する理解の促進に関する提言	
①外国人に対する心の壁を越える	4
②外国人に関する情報提供を促進する	5
③外国人と顔の見える関係を構築する	5
(2) 意識啓発の促進活動に関する提言	
①国際交流イベントを活用する	6
②多文化共生の理解者を増やす	7
③外国人が少ない地域でも意識啓発活動する	8
④次世代に対して意識啓発活動する	8
4. 外国人と地域社会をつなぐ役割を担う人材の育成に関する提言	
(1) コーディネーターの具体的役割	9
(2) コーディネーターの育成	10
(3) コーディネーター育成の取組事例	10
5. 「3Cマインド」の上に成り立つ多文化社会	
(1) 「3Cマインド」の薦め	11
(2) おわりに	12

1. はじめに～私たちの問題意識～

2008 年末の外国人登録者数は約 222 万人、日本の総人口の 1.74%となり、史上最高を更新している。これらの外国人は日本全国で様々な事情や目的で生活しているが、外国人の存在には気づいていても、外国人とともに地域社会を作ろうという意識が希薄な人がいるのではなかろうか。また、多様なバックグラウンド（出身国、言語、宗教、行動様式など）を持つ外国人を「外国人」として一括りにしていないだろうか。

実際、外国人は国籍や出身地域が多様であるばかりではなく、本国での経歴や社会的地位も千差万別であり、その来日目的も様々である。更に、日本でどんな仕事をして、どのくらいの期間、どんな生活をおくっているかなど、個人の経歴や生活様式も多様である。

人と人の関係は日本人同士の場合も同様であろう。まず、関係は個人と個人から始まる。重要なことは、知り合った人（外国人）と Face to Face の関係をいかにして築くのかということではないか。

それぞれの地域社会で外国人をどう受け入れ、一緒にどのような社会を作っていくのか。とにかく求められるのが、外国人自身が日本の生活に慣れ、日本の社会ルールを守って生活すること、日本語や日本文化を学ぶことなどの適応であるが、外国人を見守り、必要な支援や協働を推進し、彼らを温かく受け入れる地域社会の役割は重要であろう。

私たちは、在日外国人の視点、市民ボランティアの視点、学校教育の視点等から、ゲストスピーカーの知見や提言をも参考にしながら、この問題について考えた。

2. 外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する課題

外国人を受け入れる地域社会の意識啓発については、これまであまり具体的な提言がなされてこなかった。また、その必要性について十分に認識が共有されているわけでもない。

例えば、2004 年の外務大臣の諮問機関である海外交流審議会の答申において、外国人を受け入れる側の日本社会の各層において、多様な考え方や価値観に対する理解を一層高めていくような環境に向けて引き続き努力していく必要がある旨指摘があるほか、2006 年に総務省が取りまとめた報告書（注 1）で若干記述があるものの、問題点や解決策についての検討が深められていないため、まず、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する課題を整理した。

（1）相互理解に関する課題

①外国人に対する心の壁

一部の地域住民には、外国人に対する偏見や先入観、「どんな人なのか分からないから何となく怖い」という漠然とした不安感から外国人とはあまり関わりたくないという気持ちがないだろうか。

このような先入観や不安感は、外国人と触れ合うことによって氷解する場合もあると思われる。

②外国人に関する知識と情報の不足

外国人住民の状況とニーズは絶えず変化しているにもかかわらず、日本のマスメディアで報道される機会は少ない。また、ニュースとしてマスメディアで報道される場合は、外国人住民と日本人住民が交流した絵になる ” イベント ” であるとか、外国人住民と日本人住民とのトラブル等が取り上げられるため、報道を通じて日本人住民が外国人住民の生の姿を知る機会は少ない。

③外国人との共生に関心を示さない住民の存在

「多文化」や「共生」などに関心を示さない「無関心層」をどのようにして国際交流や異文化理解のための活動に引き込むか。「外国語ができないからコミュニケーションできない」とか「めんどくさい」という理由からイベントへの参加に尻込みをする人々の関心をいかに高め、イベントに参加を促していくのか。

また、外国人住民に対して拒否反応を示す人々の存在も軽視できない。外国人住民に対する嫌悪感を示す人、インターネットの掲示板等で排外主義的な主張を書き込む人々にはどう対応するか。

(2) 意識啓発の促進活動に関する課題

①既存の啓発活動の限界

「ファッション Fashion・フード Food・フェスティバル Festival (3F)」を中心に国際交流イベントが各地で開催され、意識啓発に向けて一定の成果を挙げているが、一過性のイベントに終わってしまうことも多い。このイベントに参加する日本人、外国人の顔ぶれは、国際交流や異文化理解に関心の高い人、日頃から国際交流活動に取り組んでいる人が中心となることが多く、いつも同じ人だけが熱心に活動しているという実態がある。

②外国人が少ない地域における意識啓発活動の難しさ

外国人が少ない地域では、日本人住民が外国人住民について知る機会が少なく、外国人住民のニーズを把握しにくい環境にある。その場合には外国人住民が多い地域とは違った意識啓発活動を行う必要がある。

③意識啓発活動の担い手の不足

意識啓発活動の主体は誰か。行政が行うべきところまでボランティア頼みになっていないか。

3. 意識啓発の促進に向けての今後の取組に関する提言

ここまでは、地域社会の現状、現在の意識啓発活動の抱える課題について考えてきたが、これまで指摘した課題を踏まえ、今後の取組について提言したい。

(1) 相互理解の促進に関する提言

①外国人に対する心の壁を越え、地域社会の人材としての活用を考える

- (ア) 外国人を「悩みの種」としてではなく、同じ権利と義務を有する、地域社会を活性化させる人材になり得るとの発想を促す。
- (イ) 人権が遵守されるよう、官民ともに心がける。前述した総務省の報告書で明記されているとおり、「地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する」(注2)。
- (ウ) 外国人に対する漠然とした不安感や不安は直接、個として触れ合うことで、また、その外国人が属する集団の生活実態や出身国などに関する知識や情報が豊富に提供されることにより解消され得る。行政、自治会、企業等が地域住民と外国人との接点を作るために積極的な役割を担うことが重要である。
- (エ) 外国人と日本人が接するという経験は双方の視野を広げ、多様な文化や価値観を理解する機会でもあるという発想を日本人及び外国人の双方に促す。
- (オ) 「困っている外国人を助ける」という発想ではなく、「地域にいる多様なバックグラウンドを持つ外国人を地域社会としてどのように活用するか」という発想を促すことが必要である。
- (カ) 市民活動としての日本語教室は、単に外国人を支援する場ではなく、日本人と外国人が対等な関係で学び合う場として位置づける。社会の構成員として、双方に学びが生まれる教室を増やすべきである。

諸外国の実践例 「皆違う、でも皆同じ」キャンペーン(欧州各国)

欧州諸国では、Council of Europe、各国政府および民間団体の協同企画で“All Different All Equal”(「みんな違う、でもみんな同じ」)という啓発キャンペーンが二度、実施された。市民に人権意識、多様性に対する理解や寛容性を促し、人種偏見や排外主義の問題性に関する意識を啓発するなど、「心の壁」を越えることを目的とする。主要ターゲットは16歳から29歳までのユース世代である。1994から1996年にかけて行なわれたキャンペーンの成功を受け、2006年中旬から2008年初頭までその第二弾が企画された。2007年を通して、40カ国において100件以上のイベントやプロジェクトが実施された。

フィンランドの場合、教育省がFinnish Youth Co-operation Allianssiに事業を委託して、多くのイベントやプロジェクトが展開された。実施場所には、若い世代の集客が見込まれるロックフェスティバルなども含まれた。All Different All Equalというメッセージが書き込まれたバナー、バッジ、ラベル、キーホルダー、Tシャツ、タトゥー形式の飾り、ポスター、ショート・フィルム等の宣伝ツールが効果的に活用された。他方、The Living Library(「生きた図書館」)では、フェスティバル等の大規模の公的イベントで「臨時の図書館」が設置され、貸し出されるのは本ではなく、移民自身なのである。利用者は話し相手の移民を「生き字引」感覚で選んで「借り出し」、個人的な対話ができる。

そして、このFace to Faceの対話を通して、先入観や偏見を克服するきっかけが生まれる。また、キャンペーンのテーマにちなんで学生たちが最良のアイデアを生み出して競う学校間のコンテストも開催され、厳選されたベスト・アイデアはハンドブックという形で出版され、現在も多くの学校で利用されている。（参考：『The European Youth Campaign for Diversity, Human Rights and Participation 2006-2007 - Report of the Joint Council on Youth』（2009）、および2010年2月の国際ワークショップにおけるメリ・シスコ・エスコラ氏発表）。

②外国人に関する情報提供を促進する

- (ア) マスメディア（とりわけ地域の各メディア）への働きかけを行う。より積極的に、より正確な報道がなされるための、マスメディア関係者（経営陣、編集を担う人々、第一線で取材をする記者を含む）に対する働きかけが重要である。
- (イ) 各地域の行政が発行する広報誌やウェブ媒体を活用して、より積極的に、外国人に関する情報や特集を掲載する。
- (ウ) 外国人の日常（文化の違いなどによる戸惑いや失敗、楽しみや喜び、期待や不安など）を通して、一人ひとりの人間味あふれる外国人の姿をウェブ媒体などで紹介する。
- (エ) 地域国際化協会などがエスニック・メディアの記事を活用し、それを地域住民向けのニュースレター等に（「隣の外国人は今」のような表題で）掲載する。
- (オ) 図書館が所蔵しない各言語のフリーペーパーを地域国際化協会が収集し、閲覧可能にする。
- (カ) 学校において国際理解教育を推進する中で地域の外国人について知る機会を設け、各家庭で子どもから大人へ外国人住民の情報が伝わるようにする。
- (キ) 外国人だからという理由で差別することはいけないというメッセージを行政やメディアが継続的に発信する。不当な外国人差別があれば、その事例を他の住民に知らせ、住民自身に差別について認識し考えるきっかけとする。

（参考）「（マイノリティに関する番組の促進）日本の全国メディアは、日本社会の多元性を反映させ、相互理解と交流の文化を推進するために、マイノリティについての番組の放送枠を拡大すべきである。そのような番組は、マイノリティと連携して制作してもよいであろう。」（国連の「現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者の報告書」（2006年）より抜粋）

③外国人と顔の見える関係を構築する

- (ア) 人間関係の第一歩として、地域社会の住民同士の挨拶は重要である。一言の挨拶を交わすことによって、それがきっかけで顔見知りになり、立ち話をする知り合いになり、友達になることができる。その後、お互いに誘い合って地域の行事へ参加することになれば、その行事に参加した多くの人々と交流の輪を広げることができる。
- (イ) 地域社会における日本人と外国人がともに地域社会の構成員であると意識できるようにきっかけを作るため、両者の出会いの場を積極的に設ける。

エピソード（「地域の小学生と外国籍住民の協働実践プログラム（グッドプラクティス例参照）」から武蔵野市国際交流協会（MIA））

1) A君

小学校6年生のあるクラスとMIAの外国人たちが協働プログラムを実践したときのこと。A君は「どうして外国人がここにいるのだろうか？」と外国人に関心を持った。1度会ったら「どうして日本にいるのか、もっと知りたくなった」と言う。その結果、何度も会うことになったが、後日、担任の先生を驚かせることが起こった。作文が大の苦手でも2、3行しか書けなかったA君が、何十行もの長い作文を書いたのだ。なにか大きな力がA君に働き、A君が内に仕舞い込んでいたものを噴出させたのだろうと先生は分析する。「なぜ外国人が日本にいるのか」との疑問は、自己を見つめ、社会との関わりを考えていくきっかけになったようだ。

2) Bさん（同上プログラムに参加した外国人）

子どもたちはユニバーサルデザインとしてバリアフリーの研究をしたけれど、「目の前で外国人が困っていたら助けてあげる？」と子どもに聞いてみた。みんな「ウン」と言った。「じゃ、わたしが困っていたら助けてくれる？」と聞いたら、なんとなく「ウン」と言った。こういうことだと思う。顔を合わすこと、知り合いになること。これを繰り返して成長した子どもは、外国人、日本人の関係なく、だれでも困っていたら助けられる人になるだろう。いい社会を作るために、手伝いができるだろうか？

子どもたちと外国人が協働する機会の提供が望まれる。そのためには、学校関係のコーディネーターが必要だろう。地域と学校を結ぶコーディネーターが学校に配置され、うまく機能すれば地域に変化が起こせるのではないだろうか。

（2）意識啓発の促進活動に関する提言

①国際交流イベントを活用する

- （ア）イベントは日本人と外国人が協働して行ない、広く地域社会の参加を促進する。
- （イ）イベントは地域社会に広く情報提供や協力を求める等事前調整を十分に行った上で開催する。
- （ウ）イベントは定期的な継続開催が効果的である。
- （エ）学校教育の中でも多様な実践例があるが、ネット配信や情報（協力者や団体）の共有で更に活性化が図られる。
- （オ）「ファッション Fashion・フード Food・フェスティバル Festival（3F）」で始まるのは異文化理解入門としては有効であるが、それだけにとどまることなく、その一歩先につながる必要がある。例えば、イベントの中で、「異文化紹介」だけでなく日本で暮らす外国人住民の普段の生活、悩み等を紹介する。また、母国での「普段の暮らし」もあわせて紹介する。継続して料理教室を開催する等して「ふれあい」の場を色々と設ける。

エピソード（武蔵野市国際交流協会（MIA））

私の活動する日本語教室ではいわゆる民族衣装を日本に持ってきていない参加者が結構、多い。民族衣装はもはや日常の衣服ではないとの考え。日本人の着物と同じ意識。おまつりではお願いして着ていただくこともある。また、一方は見せる、作る、他方を見る、食べるといった一方向ではなく、双方向の流れが望まれるし、1回限りのイベントではなく、なにかに繋ぐ工夫が必要だと常々思っている。

②多文化共生の理解者を増やす

(ア) 交流イベントの参加者に配慮する。

交流イベントに招待する外国人住民を地域の留学生や外国語指導助手等のいわゆるエリート外国人に限定せず、イベントによっては地域で生活する外国人住民が幅広く招待されるように配慮する。

(イ) 多文化共生などに興味がない「無関心層」を引き込む。

祭りやシンポジウムのネーミングや宣伝に工夫を凝らしながら、無関心層を引きつけるようなイベントを企画し、より多くの住民の参加を促す。

(ウ) 「異文化理解」は狭義の「文化」ととどまってはならない。外国人を「一人の人」として受け入れた上でその人の出身国の政治、経済、社会事情を理解してこそ、真の異文化理解に到達する。来日した外国人が、出身国ではどのような暮らしをしていたかを考えさせる事業も必要である。日本人住民の中に「異文化に対する肯定的なまなざし」が育まれるプログラム開発が必要である。

(エ) 各国から来日している外国人に対する「ステレオタイプ」の解消

従来の国際交流イベントでは、インド人にはカレーを作らせ、ブラジル人にはサンバを踊らせるような企画が実施されてきた。しかし、ステレオタイプを助長する文化紹介では、異文化理解の入り口に立つに過ぎず、その先の相互理解に到達するためには従来のやり方を超え、一步進んだイベントを実施することが望まれる。

(オ) 在日外国人の「イメージ向上」を図る

外国人に対して人々が持つイメージは報道や風評などで形成されることが多い。報道で取り上げられるのは外国人がらみの事件であることが多く、このため外国人に対してネガティブなイメージを持つ人もいると思われる。冒頭で述べたとおり、外国人は多様かつ千差万別であり、外国人全般あるいは特定の国の人々に対する烙印を押すかのような言動は望ましくないとの認識を共有することが大切である。在日外国人のイメージ向上とイメージ保護に対して日頃より報道機関のみならず、地域社会の各構成員が十分留意することが望まれる。

(以上、「多文化共生施策の推進に関する私論と理想論」武蔵大学アンジェロ・イシ准教授の論文より関連部分抜粋、自治体国際化フォーラム 2007 年 9 月号)

事例 「良いブラジル人」キャンペーン（愛知県名古屋市）

外国人も良き市民であるというメッセージを発信するキャンペーン。愛知県名古屋市に拠点がある、日本語のブラジル情報サイトを制作する企業による、「良いブラジル人」（Bom Brasileiro）キャンペーン。日本語とポルトガル語で、雑誌に意見広告を掲載したり、イベントや街頭でパンフレットを配布したりすることにより、ブラジル人は日本でルールを守って生きようとしている人々であることを説明。

③外国人が少ない地域でも意識啓発活動する

- (ア) 外国人の地域社会への受け入れにあたっては、集住していない地域でのスムーズな受け入れも重要な課題であり、この課題の解決なくして地域における啓発活動の目的は達成できない。
- (イ) 外国人との共生には、場合によっては障害者やその他のマイノリティとの共生に通じるものがある。「ひとりの障害者に誰かが関わる→その関わりを他の人々に伝える→他の人々が参加し始める、あるいは障害者が地域の中に入っていく→学校や地域に理解が深まっていく」という例は参考になる。
- (ウ) 行政主導による意識啓発を行う。
- (エ) 多言語の情報提供媒体を作成し、それを活用する。
- (オ) 自治会、NPO、地元企業、教育機関を活用する。

④次世代に対して意識啓発活動する

- (ア) 外国人に対する理解や寛容性を育むべく、次世代の日本人に対する多文化共生の意識づけも重要である。この場合、学校での国際理解教育を積極的に推進すること、地域社会での国際交流イベントに子どもが積極的に参加したくなるような工夫が求められる。
- (イ) 多様な価値観を認め合う新しい社会構築を望むなら、その実現に向かう学校教育が必要である。多様な価値観や考え方に対する理解を深めるための教育が重要である。

具体案

- (ア) 小・中・高の各教科の教科書等において、日本から海外への移民の歴史に関する記述の充実を含め在日外国人に関する理解を促す記述を増やし、子供たちに理解させるような教育をすべきである。
- (イ) 多文化交流センターを多く設置し、子どもの頃から、多くの国の、人々、歴史、文化と接する場所を確保する。
- (ウ) 多文化共生関連プログラムへの学生ボランティア（大学生、高校生、中学生）の参加により、多文化共生的な発想を広げ、高める。

事例「CEMLA（仮称）の取組」（神奈川県相模原市）

神奈川県立新磯高等学校では、多文化共生教育を学校のひとつの柱として、地域多文化教育・学習支援拠点（Center for Multicultural Learning & Activities（CEMLA）「世界の村」）の構築に関する研究を進めており、外国につながる生徒への日本語・学習支援、多文化フィールドワーク、多文化教育セミナーの開催、外部エクステンションセンターの運営（相模女子大学内）等の研究に取り組んでいる。特に、*多文化フィールドワークでは、近隣4校の高校の生徒達（外国人生徒を含む）が集まり、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターさらに学生ボランティア（東京外国語大学、相模女子大学）との協働でイスラム文化、中国文化理解等の講座を実施している。また、多文化学習活動センターの実現可能性の調査の一環として、外部エクステンションセンター（CEMLA ルーム）でも、前記大学生の協力も得て、地域の外国につながる生徒へ日本語・

学習支援等の試行を行っている。

＊新磯高等学校と相武台高等学校との再編統合により設置される新校（相模原青陵高校）においても、特色ある教育内容を提供するための系と主な科目の一つとして、引き継ぐこととしている。

（エ）公立学校において外国人児童向けに実施されている外国語クラス（例えばブラジル人向けのポルトガル語クラス）への出席を日本人児童生徒にも推奨する。

（オ）多言語教育環境を整備する。

バイリンガル教員の採用を集住都市で普及していくことにより、外国人児童生徒の公立学校就学をより容易にすることができる。また、バイリンガル教員により外国語学習を希望する日本人教員、PTA や日本人児童生徒に対して外国語クラスを実施したり、国際理解教育を実施する。このようにして教育現場において多文化共生的な発想が醸成される。

事例「バイリンガル教員の採用」（群馬県太田市）

群馬県太田市では全国唯一の取り組みとしてバイリンガル教員の採用を行い、ポルトガル語も使用しながらブラジル人児童生徒の日本語学習、教科指導に成果をあげている。

4. 外国人と地域社会をつなぐ役割を担う人材の育成に関する提言

地域社会の意識啓発に向けての今後の取組を7つのポイントに絞って検討してきたが、行政、自治会、学校等教育機関、地元企業等がそれぞれの役割を一層積極的に果たしていくことが重要である。

その上で、各分野での個々の活動を外国人に伝え、外国人と日本人をつなぎ、現場から多文化社会創出を推進する人材が必要とされる。

人材の必要性については、国、自治体、大学、国際機関等において既に養成プログラムが実施されていることから関係者の共通認識となっているが、一方で担い手に関する統一的な呼び名はないため、この分科会では「コーディネーター」と呼ぶことにした。

（1）コーディネーターの具体的役割

コーディネーターは多文化共生社会創出という大きな目的を共有しながら、現場ではさまざま個別の役割が求められる。

- ①日本には草の根レベルでボランティアが活動しており、優れた経験や得意分野を持つ人がいるので、コーディネーターがそれを繋いでいければ良い。
- ②日常生活に関する相談窓口で相談に応じたり、情報提供を行う。
- ③行政への情報提供を行ったり、行政に助言や提言を行う。
- ④外国人が参加するイベントの相談窓口で相談に応じる。
- ⑤各学校において子どもに対する国際理解教育の指導者としての役割や自治体の相

談窓口や国際交流協会において相談員として活動する。地域日本語教室では、外国人を対等な地域の構成員として受け入れ、学び合いの場を作り出す。

⑥外国人雇用企業と各種情報交換を行ったり、相談に応じる。

⑦各現場でケースコーディネーターが交代した場合には、外国人への支援体制が弱くならないように、システムコーディネーターが後任者を手配する。

このようにコーディネーターの活用の際は行政からボランティア団体まで多々あるが、なるべく行きやすい場所に配置され、そこで情報提供だけでなく、必要なら一緒に動いて支援する。（役所や病院、入管などに同行して窓口での手続きを支援する。）

（２）コーディネーターの育成

コーディネーターを誰が、どのように育成すべきかについて、私たちは次のように考える。

①多文化共生のためのコーディネーターは行政や公的機関等が育成する。コーディネーター職が専門職として認知され、社会システムに取り入れられ、ステータスが保障される仕組みが必要である。

②地域社会で日本人住民と外国人住民の双方をつなぐネットワークを構築し、そのネットワークを機能させるシステムコーディネーターと現場で専門的知見を持って個別に対応するケースコーディネーターの２種類が必要である。

つまり、教育や就職等の分野ごとのコーディネーターのほか、それを総括するマクロな視点を持ったコーディネーターがいたほうが良い。

③コーディネーターは日本人側、外国人側の両方のことを理解していなければならない。外国人の母語と日本語を解することは、コーディネーターに望まれる能力である。

④コーディネーターに対しては、英語以外の、現場で必要となる様々な外国語を覚える機会（研修）を提供することが望ましい。例えば、警視庁や警察庁が有給の１年間の研修期間を設けて警察官に様々な言語の習得の機会を設けているのと同様、多文化共生施策に係わる人材にも、短期集中的な語学の特訓の機会を設けることが望まれる。

（３）コーディネーター育成の取組事例

コーディネーターの育成においては、愛知県を筆頭に、群馬県、静岡県など各地で優れた取組事例があるが、以下、４つの取組事例を挙げる。

①東京外国語大学における多文化社会コーディネーター研修

あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、「参加」→「協働」→「創造」のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてす

べての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職を養成することを目的として、「政策コース」，「学校教育コース」，「市民活動コース」が設けられている。コーディネーター研修で知識習得後，一人前のコーディネーターになるためには優秀なコーディネーターの下で経験を積むのが一番良いと思われる。

②国際移住機関（IOM）の移民ソーシャルワーカー

IOM が実施している人身取引被害者支援事業で中心的な役割を担っているのが，被害者の母語を話す中立的，専門的ソーシャルワーカーである。被害者の警戒心を解きながら注意深く被害の状況や心理状態，支援ニーズなどを特定するには，母語の微妙なニュアンスや表情などを読み取る高度なコミュニケーション能力が求められる。社会統合を進めていく上で，このような適性を持つソーシャルワーカーを移民コミュニティの中から発掘し，養成していくことが欠かせない。将来的には，自治体，企業，学校などが移民の占める比率に応じて移民ソーシャルワーカーを配置する仕組みを作り出す必要がある。

③神奈川県が多文化ソーシャルワーカー

外国人県民が抱えるさまざまな課題の解決に向けて，文化的背景の違いを踏まえながらケースワークを行うなど，多文化共生の相談役・推進役として活動しているソーシャルワーク実践者のスキルアップを図るための知識・技術を学ぶ講座を実施している。

④総務省（全国市町村国際文化研修所（JIAM））による多文化マネージャー養成

国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的差異を認め合い，対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会に対応できる知識，関係機関とのコーディネート能力や企画立案能力を備えた人材（多文化共生マネージャー）を育成するための研修を実施している。

5. 「3C マインド」の上に成り立つ多文化社会

（1）「3C マインド」の薦め

ここで提示した課題や提言は，以下の3つのキーワードと深く関連している。Coexist（共生），Coordinate（調整），Cultivate（育成）である。これらを仮に「3C」と呼ぶことにし，従来の「3F」（Fashion, Food, Festival）を否定しないまでも，それらを補うより能動的な「3C マインド」の共有を提唱したい。

これらの3つの動詞には，地域社会で外国人を迎えるにあたって「何か」をすればいいという発想に止まらず，「どのように」それを「する」のかというプロセスが重視されるべきだという，私たちのメッセージが込められている。

この3つの「C」は次のような意味合いで捉えていただきたい。

① COEXIST（共生）は、地域社会の構成員が長期的な展望に基づいて持続可能な関係性を構築するための心構えと行動を連想させる言葉である。安易に「多文化共生」を省略したわけではなく、相互の譲り合いと歩み寄りを前提としている。もう一つの隠れた「C」、すなわち COMMUNICATE（コミュニケーションを取る、情報を伝達すること）が重要である。

② COORDINATE（調整）は、一義的にはここで提示された「多文化コーディネーター」を念頭に置いた言葉ではあるが、それに限らず、地域社会の全ての関係者が潜在的にはコーディネーター的な活躍を期待されているという認識を前提としている。その活躍の場は無限であり、「ナニ人」であるかを問わない。COOPERATE（「協働」あるいは「協力」）と姉妹関係にある。

③ CULTIVATE（育成）は、これまで挙げられた心構えや活動が、絶えず育てられなければならないものであることを強調するキーワードである。個人どうしの友情から、行政によるプロフェッショナルな人材の育成まで、「カルティベート」するべきものは無数に存在する。ここで重要なのは、CREATE（創造する）姿勢を常に保つことである。

以上のような「3C マインド」が日本人、外国人を問わず、地域社会の構成員に共有されていれば、時には「Conflict」（葛藤）が生じて、多文化社会への道が断たれることはないだろう。

（2）おわりに

今後益々増加することが予想される外国人住民との共生のためには、当人たちの努力もさることながら、彼らを地域社会の構成員として受け入れる地域社会の意識啓発が求められている。

国際交流や国際理解を一部の人に任せきりにするのではなく、住民一人一人が参加する裾野の広い意識啓発活動を持続的に行っていくことこそが、多様な価値観を認め合う新しい社会の構築につながるのだろう。意識啓発活動は、国際交流イベント、国際交流、各種シンポジウムやフォーラムに限らず、日本語教室、地域社会や自治会の日常の活動の場においても実践できるものであり、様々な機会を捉えて、工夫を凝らしながら地道に行っていく必要がある。また、真の異文化理解には外国及び外国人の情報を収集し・学ぶだけでなく、日本人自身が諸外国から多くのことを学んできたということを再認識することも必要である。

行政，自治会，企業，市民ボランティア，学校等教育関係者がそれぞれの立場で活動し，「3Cマインド」を浸透させ，コーディネーターを育成していくことが，相互理解を促進するための重要な取組であると思われる。

最後に，この提言集では紹介し切れなかった頼もしい実践例がすでに各地において数多くあることを特筆したい。そのごく一部を紹介した「グッドプラクティス集」が別刷りされているので，併せて参照願いたい。

（注1）

日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。（「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」（2006年3月総務省，35P））

地域における多文化共生の推進のためには、日本人住民側の意識啓発と同時に、外国人住民側の地域住民としての自覚と自立も重要である。（同上総務省報告書（2006年3月総務省，36P））

（注2）

同上総務省報告書（2006年3月総務省，5P）より抜粋。

「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」
グッドプラクティス集

テーマ	「外国人と地域社会を繋ぐ役割を担う人材」の育成
タイトル	多文化ソーシャルワーカーの養成
実施者	神奈川県
趣旨	多文化共生に関する知識や経験を持ち、在住外国人の抱える様々な問題に対応できる人材を養成する。 ※多文化ソーシャルワーカー 外国籍県民が抱える困難や課題の解決を図り、自立化を促進するため、必要な知識や行動力を備えた相談役・多文化共生の推進役となる人材
内容	○ ソーシャルワーカーの人材養成を図る。 「かながわコミュニティカレッジ」による講座の開設 外国籍県民が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、文化的背景の違いを踏まえながらケースワークを行うなど、多文化共生の相談役・推進役として活動しているソーシャルワーク実践者のスキルアップを図るための知識・技術を学ぶ。 講座内容(平成21年度) 第1回 多文化ソーシャルワークのイメージを描く 第2回 ソーシャルワークの展開プロセスを学ぶ 第3回 ソーシャルワークのアセスメントを学ぶ 第4回 多様な文化に配慮したソーシャルワークを学ぶ 第5回 演劇を通して当事者理解を学ぶ 第6回 地域社会へのソーシャルワーク、スーパービジョン ※1回あたり3コマ(1コマ90分) 定員 35名

テーマ	「外国人と地域社会を繋ぐ役割を担う人材」の育成
タイトル	多文化社会コーディネーター養成プログラム
実施者	東京外国語大学
趣旨	多言語・多文化化によって起こる様々な課題に、多様な人々・組織・機関との連携協働で対応していける人材である「多文化社会コーディネーター」を養成 ※多文化社会コーディネーター（本プログラムでの定義） あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、「参加」→「協同」→「創造」のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職。
内容	本養成プログラムは、養成講座の開催、協働実践研究プログラムや研究誌との連携などを含めてプログラムとしているが、その中核に置いているのが、養成講座である。多文化社会の現場で働く実務家（実践者）を対象に、「政策コース」、「学校教育コース」、「市民活動コース」の3つのコースを準備した。各コースとも「共通必修科目」「専門別科目」「個別実践研究」の3部構成でカリキュラムを用意している。「共通必修科目」は、3コース共通科目として合同開催、専門別科目はコース別、個別実践研究は各個人別で行っている。すべてを修了した者に修了書を授与する。 コース名と対象者 「政策コース」：国際交流協会・行政・企業の中堅スタッフなど 「学校教育コース」：小中高等学校の教職員・教育委員会職員など 「市民活動コース」：地域で日本語支援や生活相談などを行っている機関・団体の中心者

テーマ	「外国人と地域社会を繋ぐ役割を担う人材」の育成
タイトル	多文化共生マネージャー養成
実施者	全国市町村国際文化研修所（JIAM）
趣旨	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」に対応できる知識、関係機関等とのコーディネート能力や企画立案能力を備えた人材（多文化共生マネージャー）を育成するため、研修を実施。
内容	（対象） 市町村・都道府県の職員・議員、地域国際化協会・市区町村国際交流協会の職員で、多文化共生施策を担当している方 NPO または NGO で、多文化共生、福祉、教育等の分野で地方公共団体や地域国際化協会と協働実績があり、市町村・都道府県・地域国際化協会から受講推薦書を受けた団体の職員 （日程（平成21年度）） 前期（5日間） 講義：多文化共生に関する施策の概要 演習：現状と課題の共有 講義：外国人住民と法制度 出入国管理政策、外国人児童・生徒の教育、医療・保健・福祉分野、就労支援とセーフティネット 演習：地域課題の Research と自治体でのプランづくりに向けて 講義：多文化共生施策推進への期待 ※前期終了後、後期研修に向けて、各自が地域課題の Research に取り組む。 後期（5日間） 演習：地域課題と取り組みに関する現状の共有 自治体における事例紹介 国際交流協会の役割、指針・基本計画、政策形成プロセスへの参画、生活相談、計画づくりにあたっての視点 実地研修（終日） 演習：多文化共生推進のための3ヵ年計画づくり ※研修修了者を「多文化共生マネージャー」として認定

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	アースフェスタかながわ
実施者	神奈川県
趣旨	多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互い理解する機会をつくるため、県内の民族団体、NGO、市民ボランティアなどが企画段階からともに力を合わせ開催するもの。
内容	外国籍県民フォーラム、民族芸能等ステージ、ワークショップ、各国料理屋台、民芸品・工芸品のバザール 等 あーすフェスタかながわは多様な国籍、文化を持つ多くの外国人と日本人の共同作業によって開催される。 あーすフェスタの企画を担う委員は、半年間にわたって、頻繁に開かれる会議のなかで、アイデアを出し合い、フェスタの運営方法をはじめ、実施する企画の具体的内容等について幅広く議論していく。 準備を進めていくにあたり、文化的背景からくる考え方の違いから、議論が難航することもあるが、その過程の中でお互いを理解しあい、「多文化共生」について学んでいくところにこのフェスタの意義がある。

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	県内スタディ・ツアー事業
実施者	かながわ国際交流財団
趣旨	「多文化共生」の実現に向けて何ができるかを考えるため、外国籍県民の生活の場や、外国籍県民支援に関わるNGOの活動現場を訪ねる県内スタディ・ツアーを行う。
内容	対象：学生、一般 内容：プラザでの事前学習、ツアーの実施、成果発表 日程：10月～3月

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	多文化共生人材育成事業
実施者	かながわ国際交流財団
趣旨	教育相談事業を通じて蓄積した情報と経験をもとに、NGOと連携しながら、神奈川県内で外国籍県民の相談対応ができる人材を育成するセミナーを開催する。
内容	対象：一般 内容：地域の国際化に関する講演、多文化共生をめざした地域ボランティアの事例紹介等 回数：年1回

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	夏期集中講座「多文化フィールドワーク」
実施者	神奈川県立新磯高等学校
趣旨	地域における多文化共生社会への理解を深めることを目的として実施する講座
内容	対象 県立新磯高校、県立相武台高校、県立横浜修悠館高校、相模女子大学高等部の4校の生徒 内容 生徒、教職員、学生ボランティア（東京外国語大学、相模女子大学）等がグループに分かれて、神奈川県内のイスラム寺院及び横浜中華街を訪問。 2008年度 1日目：ワークショップ及び講演等 （ベトナム人講師） 2日目：横浜イスラム寺院「モスク」見学 3日目：グループ討議及び発表等 2009年度 1日目：異文化理解、多文化共生等の学習 （コスタリカにルーツを持つ講師） 2日目：フィールドワーク（中華街見学） 3日目：グループ討議及び研究発表 企画協力：東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター 多文化コミュニティ教育支援室

テーマ	意識啓発の促進 (外国人と顔の見える関係の構築)
タイトル	日・ポひとくち会話（保見団地）
実施者	NPO 法人保見ヶ丘国際交流センター
趣旨	受入れ住民のためのコミュニケーション情報の提供
内容	日本語とポルトガル語の簡単な「ひとくち会話」を作成し、団地全戸に配付。 日本人住民にほんの一言でもポルトガル語を口にしてほしい、少しでも多くの外国人住民に日本語を話してほしい、笑顔とあいさつから交流が生まれればと願って、センターのボランティアと自治会の有志とが協力して作成。ことばだけでなく、ちょっとした豆知識も添えている。

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	「文化の通訳」登録事業
実施者	大泉町多文化共生コミュニティセンター
趣旨	日本での生活や習慣、文化などを身近な人たちに伝える
内容	1. 大泉町多文化共生コミュニティセンターで、日本での暮らし方（DVD「多文化共生支援日本生活案内ガイド」）について学習。日本の生活習慣や文化、地震や災害の心得などを理解。 2. 「文化の通訳」登録 ・登録者は「文化の通訳登録名簿」に登録される。 ・登録者には「登録証」が交付される。 3. 「文化の通訳」は講座で学んだことや、その後、町から送られる情報を、それぞれの職場や生活圏の中で、知り合いや友だちなどに伝える ※町から送られる情報（メールを中心として提供） ・日本の文化や生活の案内などの情報 ・防災訓練や清掃活動、その他 外国人にも参加してほしい催しなどの情報 ・その他、コミュニティセンターでの新しい情報や、ボランティア募集などのお知らせ

テーマ	意識啓発の促進 (外国人に対する心の壁の解消)
タイトル	「良いブラジル人」(Bom Brasileiro) キャンペーン
実施者	愛知県名古屋市に拠点がある、日本語のブラジル情報サイトを制作する企業
趣旨	外国人も良き市民であるというメッセージを発信するキャンペーン
内容	日本語とポルトガル語で、雑誌に意見広告を掲載したり、イベントや街頭でパンフレットを配布することにより、ブラジル人は日本でルールを守って生きようとしている人々であることを主張。

テーマ	意識啓発の促進 (外国人に対する心の壁の解消)
タイトル	インターネット掲示板差別書き込みに対する取組み
実施者	奈良県インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議
趣旨	インターネット掲示板（電子掲示板）上に横行・氾濫する差別書き込み事象問題を重大な社会問題・人権問題として捉える中で、社会的・組織的な取り組みを展開していくために設置されたもので、奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」が県内の関係機関や団体などに呼びかけて結成
内容	2004年6月11日に開催した第1回シンポジウムで行った「五つの決議」をふまえ、これを具体化するために次のような活動を行っている。 1. 活動チームの編成（※当初 30 チーム・約 150 名→現在 47 チーム・約 230 名が登録） 2. 電子掲示板上的人権侵害事象の実態と動向の把握（モニタリング活動） 3. 人権を侵害した書き込み記事の削除要請 4. 関係方面への働きかけ（関係機関・団体への通報と、各組織としてのとりくみを要請） 5. 県規模のシンポジウムを開催（年1回） 6. 教材を作成し、各地域で開催される学習会等への側面支援（教材や情報の提供） 7. 県内外の関係機関・団体等との連携

テーマ	意識啓発の促進 (地域社会への情報提供)
タイトル	多文化共生センター管理運営事業
実施者	静岡県浜松市
趣旨	市民向けのセミナーや講演の積極的な開催
内容	○多文化共生ソーシャルワーカー育成講座 地域での課題解決に当たる市民スタッフ「多文化共生ソーシャルワーカー」の育成。 〈講義内容（例）〉 ・浜松市の現状の把握 ・多文化ソーシャルワーク概論 ・カウンセリング研修 ・出入国管理及び難民認定法 ・社会保障・行政サービス ・医療・健康保険制度 ・子どもの教育 ・フィールドワーク ○地域共生モデル事業 外国人が多く居住する地区をモデル地区に指定し、その地区の自治会などと連携しながら、外国人市民に対する地域ルール理解の促進や防災対策の充実などを図るとともに、モデル事業の成果を報告する。 ○国際理解教育推進事業 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、市内の小中学校における国際理解教育を推進し、異文化理解の向上を図るとともに、多文化共生につなげる。

テーマ	意識啓発の促進 (地域社会への情報提供)
タイトル	しんじゅく多文化共生プラザ
実施者	東京都新宿区
趣旨	日本語学習支援の拠点として、日本語を教える人、学ぶ人など多くの方々に役立ち、活用される場となることをめざす。また、さまざまな文化をもつ人々がともに生活していくのに役立つ各種講座や催しも開催。生活情報や地域密着の情報を得たり交換することもできる。
内容	多文化共生のまちづくりを推進するため、日本人と外国人が交流し、お互いの文化や歴史等の理解を深める場として、「しんじゅく多文化共生プラザ」を平成17年9月1日に設置。 同プラザは、日本語を学んだり、日本文化や地域の情報を収集・交換するなど、様々なことに利用できる。また、地域住民や活動団体とのネットワーク化を図り、協働によりプラザで事業を実施。 ○多目的スペース 日本語教室をはじめ、国際交流や多文化共生をテーマとした各種学習やセミナーが開かれる場所。空いている時は、オープンスペースとして、多文化共生に関する学習や話し合いなどに利用できる。 ○資料・情報コーナー 外国人の方に役に立つ「生活情報」や「講座・イベント情報」「区の行政情報」「各自治体の情報」「ボランティア情報」など、さまざまな情報・資料を閲覧することができる。 ○日本語学習コーナー 日本語を覚えたい人のための教材やテキストを用意。テキストを参考にしながら自習することもできる。日本語学習のボランティアが中心となって運営。 ○外国人相談コーナー 日本の生活でお困りの外国人の相談に応じている。問題解決へ向けてアドバイスをする。無料。 ○新宿外国人センター（東京入国管理局が運営） 外国人の入国・在留に関する各種案内。

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	磐田市多文化推進共生推進プラン
実施者	静岡県磐田市
趣旨	外国人の自立支援と地域共生に向け磐田市の取り組みを全市的かつ計画的に推進
内容	2007年策定。このプランは、磐田市多文化共生社会推進協議会が地域、労働、教育の3つの部会に分かれ、日本人委員、外国人委員との議論を踏まえて「磐田市における多文化共生社会実現に向けての提言」(市への提言)をまとめたものが反映されている。

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	参加型学習を取り入れた地域日本語ボランティア研修プログラム
実施者	NPO 法人国際活動市民中心（CINGA）
趣旨	多文化社会の実現に向けて、地域日本語ボランティア教室には多様なボランティアと多様な外国人が対等に関わり、学び合う関係の構築が望まれる。理念を共有し、教室を立ち上げ、機能させていくボランティア養成のための講座を地方自治体と協働で実施。
内容	対象：地方自治体住民 内容：全8回、1回2時間 各回、参加型学習の手法を取り入れ、関係性の中での学び合いを重視し、ワークショップ形式ですすめる。 第1回 在住外国人の現状について 「日本の生活で困ったこと、私の日本語学習」 在住外国人からの問題提起とディスカッション、 在住外国人の現状把握 第2回 多文化共生社会と地域日本語教育～その醍醐味と可能性～ 多文化社会に対応した日本語学習や地域社会の関わり方 第3回 日本語ボランティアの活動 [1] 参加型学習の手法：部屋の四隅 知っておきたい文法:形容詞 第4回 日本語ボランティアの活動 [2] 参加型学習の手法：フォトランゲージ 知っておきたい文法：動詞 第5回 日本語ボランティアの活動 [3] 参加型学習の手法：二頭のロバ 知っておきたい文法：助詞 第6回 日本語ボランティアの活動 [4] 身の回りの素材と初級文法 第7回 日本語教授法としての参加型学習 多文化共生社会を目指した日本語教室 第8回 地域の日本語ボランティア活動の実践に向けて 活動グループ立ち上げに向けたディスカッション 日程：地方自治体が決定

テーマ	意識啓発の促進
タイトル	地域の小学生と外国籍住民の協働実践プログラム
実施者	武蔵野市立桜野小学校 6 年 3 組 一般財団法人武蔵野市国際交流協会（MIA）会員（含・外国人会員）
趣旨	同じ地域に住む小学生と外国人がよい関係をつくること、未来を生きる人たちに「住みよい社会」をプレゼントするために、両者が協働することを目的とする。活動を通して、子どもたちには社会、世界への視野が広がること、外国人にはボランティアとして、地域の構成員であるとの自覚をもってもらうことが期待される。
内容	対象：桜野小学校 6 年 3 組 28 名 MIA 日本語コース参加者延べ 26 名 内容：国語教科書（光村図書）を使っの交流プログラム 第 1 回：2008 年 10 月 23 日 MIA 外国人が 6 年 3 組を訪問 教科書『みんなで生きる町』授業見学 第 2 回：2008 年 11 月 5 日 6 年 3 組、ユニバーサルデザイン調査のため MIA 訪問 第 3 回：2008 年 11 月 12 日 6 年 3 組、ユニバーサルデザイン調査のため MIA 訪問 第 4 回：2008 年 11 月 13 日 MIA 外国人が 6 年 3 組を訪問 ユニバーサルデザイン調査中間報告会 第 5 回：2008 年 12 月 4 日 MIA 外国人が 6 年 3 組を訪問 ユニバーサルデザイン調査報告発表会 第 6 回：2009 年 1 月 30 日 MIA 外国人が 6 年 3 組を訪問 教科書『平和のとりでを築く』授業見学 第 7 回：2009 年 2 月 24 日 MIA 外国人が 6 年 3 組を訪問 教科書『平和のとりでを築く』話し合い 日程：2008 年 10 月から 2009 年 2 月まで

テーマ	意識啓発の促進 (国際交流イベントの活用)
タイトル	ありがとう日本 日本・ブラジル感謝デー
実施者	アリガトウニッポン実行委員会
趣旨	在日外国人による日本社会へのラブコール
内容	実施日：2008 年 7 月 6 日 場所：静岡県浜松市の市福祉交流センター 静岡県浜松市のブラジル人によるイニシアチブで、地域の官民との協同で、ブラジル人を温かく受け入れてくれた日本社会に対して感謝の意を表するイベントを開催。配布されたプログラムには、次のような言葉が綴られている。「移民百周年の祝いと、我々日系ブラジル人を受け入れてくれた日本国、地域で仲良く接してくれる人々に感謝の意を表すと共に、もっと、もっと、理解しあえる関係を築くために行ないます。ありがとう日本。ありがとう日本人の皆さん。」 事前にブラジル人コミュニティの間で、「日本社会に対する感謝の気持ちを表現する」というテーマで日本語の作文コンクールが行なわれ、イベント当日に優勝者を発表。 他方、カラオケ大会を実施。市長や国会議員もゲスト出演し、ブラジル人と共にステージで熱唱。

テーマ	意識啓発の促進 (外国人に関する情報提供)
タイトル	新芽 - 在日華人児童作文集
実施者	同源中文学校編、日本僑報社発行
趣旨	在日外国人による日本社会へのラブコール
内容	在日中国人が設立した出版社の発案で、NPO法人同源中文学校創立10周年を記念して出版された単行本。日本在住の華人児童が自分たちの喜怒哀楽を綴った作文128編を、著者の顔写真とともに、日本語と中国語の二ヵ国語で掲載。 日本で暮らす子供たちの気持ちや考えを知るきっかけになり得る。2006年発行。

テーマ	意識啓発の促進 (次世代に対する意識啓発)
タイトル	『時々迷々』 第18話 「祖国」
実施者	NHK 教育テレビ
趣旨	児童向けのテレビ番組内で、在日外国人への理解を促す内容を放送。
内容	放送日： 2010年2月10日（水） / 2月12日（金） / 2月17日（水） / 2月19日（金） 『時々迷々』は、NHKが「小学校中学年向け道徳教材」という趣旨で放送している番組である。その第18話において、群馬県大泉町を舞台に、「日系ブラジル人」を主人公に、日本に移住した子供の心の揺れを描いている。「ブラジルのことを何でも自分と結びつけられることがおもしろくない」キャロと「姉が日本の学校でいじめられた」アユミが、最後には日本人の友人と交流を深めるという物語設定である。 NHK教育テレビは同じく児童向け番組の『虹色定期便』（1998年放送）においても、群馬県大泉町のサンバ祭りをめぐる在日ブラジル人と日本人の交流を描いた。

にほん せいかつ はじ よ てい みなさま 一日本で生活を始めることを予定している皆様へー

【目 次】

◎在留外国人の権利と義務	page 4
--------------	--------

◎在留資格	page 4
-------	--------

1. 在留資格の確認
2. 外国人登録

◎緊急・防災	page 5
--------	--------

1. 緊急時
2. 自然災害時
 - (1) 地震
 - (2) 台風

◎住居	page 6
-----	--------

1. 住宅を借りるときの言葉
 - (1) 不動産屋
 - (2) 家賃
 - (3) 管理費・共益費
 - (4) 敷金
 - (5) 礼金
 - (6) 仲介手数料
 - (7) 損害保険料
 - (8) 更新料
 - (9) 連帯保証人(保証会社、保証制度)
2. 民間の賃貸住宅
 - (1) 探し方
 - (2) 借り方
 - (3) 借りるときの注意点
 - (イ) 風呂
 - (ロ) 改造や模様替え
 - (4) 借りるときのアドバイス
3. 公的住宅
4. 電気・ガス・水道の申込み
5. 引っ越し
 - (1) 賃貸契約の解約通知
 - (2) 引っ越し前の手続
 - (3) 引っ越した後に必要な各種届け出など

◎医療・保険・年金 page 9

1. 医療
 - (1) 医療機関を探す
 - (2) 診察を受けるには
2. 保険
 - (1) 保険対象外の治療
 - (2) 公的医療保険
 - (イ) 健康保険
 - (ロ) 国民健康保険
3. 年金
 - (1) 国民年金への加入
 - (イ) 加入手続
 - (ロ) 保険料の支払い
 - (2) 厚生年金保険への加入
 - (イ) 加入対象者
 - (ロ) 加入手続
 - (ハ) 保険料の支払い

◎教育 page 12

◎雇用 page 13

◎労働契約 page 13

1. 労働契約とは
2. 使用者が書面で通知しなければならない労働条件
3. 解雇について

◎地域における生活 page 14

1. 入居後のあいさつ
2. 町内会・自治会
3. ゴミの出し方
4. 生活騒音の注意

◎日本語習得と母語の保持 page 16

◎税制度 page 16

1. 所得税
2. 住民税
3. 消費税
4. その他(自動車税等)

◎交通ルール

page 17

◎銀行と郵便局

page 18

1. 銀行
2. 郵便局

◎その他の日常生活

page 18

1. トイレ
2. 室内(靴は玄関で脱ぎましょう)

◎困ったときの連絡先

page 19

1. 法律や制度などの分野別相談窓口(市区町村などの役所)
2. 一般的な相談窓口(国際交流協会)
3. その他の相談機関

◎日常使う日本語

page 21

◎緊急日本語

page 21

ー日本で生活を始めることを予定している皆様へー

ようこそ日本へ。皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。
日本で生活を始めるに当たり正確な情報を学ぶことにより円滑な生活を送ることができます。
このページでは皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報を紹介します。

◎在留外国人の権利と義務

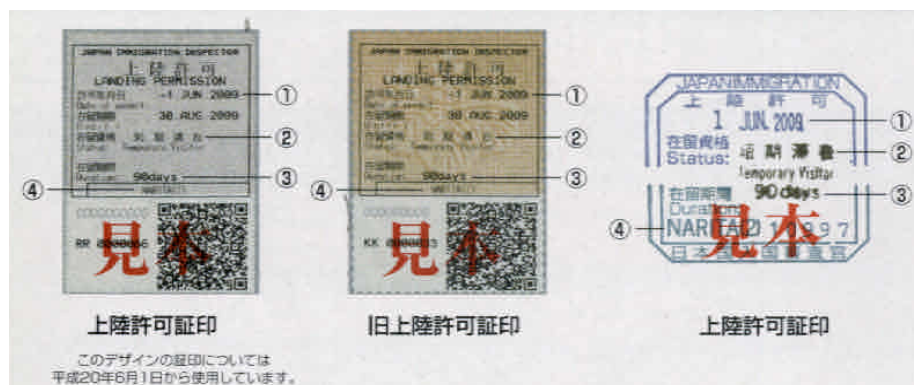
日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しています。
また、日本国は、主要人権条約として、国際人権規約（社会権規約、自由権規約）、人種差別撤廃条約、児童の権利条約、女子差別撤廃条約などを締結しています。
なお、国籍を問わず、国税（所得税、消費税等）と地方税（住民税等）を納付する義務があります。

◎在留資格

あなたが日本に滞在するには在留資格が必要です。在留資格は27種類あり、それぞれ日本でできる活動と期間が定められています。

1. 在留資格の確認

あなたが、日本に入国し滞在する場合に、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。許可された資格以外の活動を行うことはできません。詳しくは最寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。



- ① 2009年6月1日に
- ② 観光、商用、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
- ③ 在留期間90日を許可され
- ④ 成田空港第2旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

2. 外国人登録

入国後、90日以上在留する方（90日以内に出国する方は必要ありません）は、入国の日から90日以内に、住んでいる市区町村の役所で外国人登録をしなければなりません。

また、日本で生まれた外国籍（日本国籍を持たない）の赤ちゃんも、出生した日から60日以内に外国人登録をしなければなりません。

本人が市区町村の役所で申請をしますが、16歳未満の人や病気などの事情がある場合は同居している16歳以上の親族などの代理人が申請します。

外国人登録をすると、おおむね 2～4週間ほどで外国人登録証明書が発行されます。16歳未満の人には申請当日に発行されます。外国人登録証明書はあなたの日本での身分を証明するものです。満16歳以上の人は、この外国人登録証明書をいつも携帯していなければなりません。

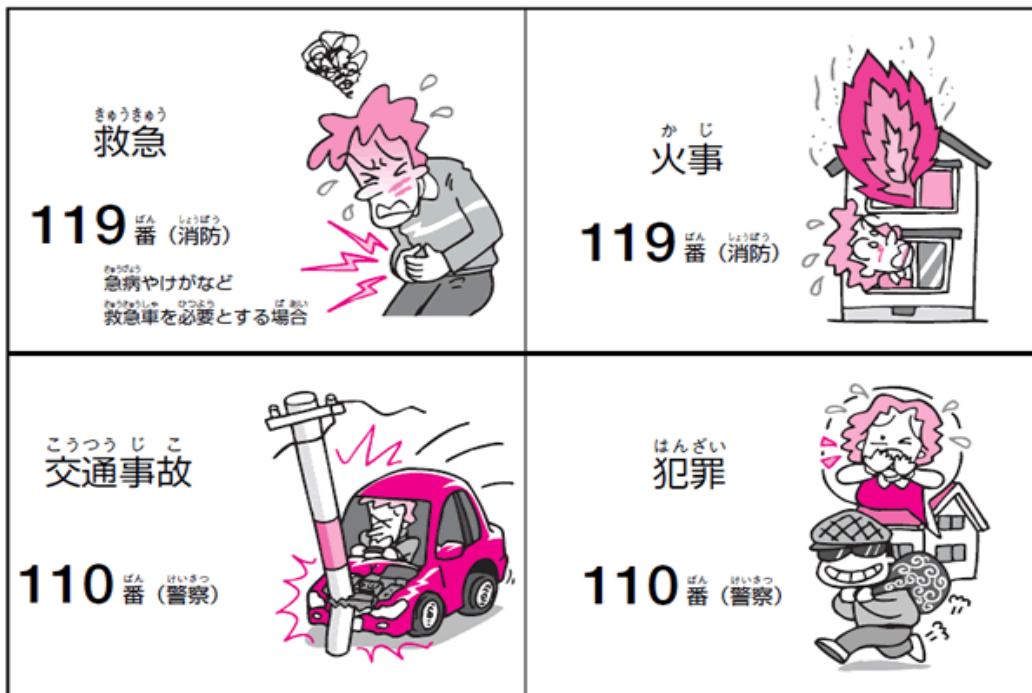
◎緊急・防災

1. 緊急時

救急、火事や交通事故、盗難などの犯罪にあった場合は、あわてずに落ち着いてSOSを発しましょう。

緊急電話は、次の4つの場合にに応じてそれぞれ番号が決められています。いずれも24時間受付となっています。

●緊急ダイヤル



※あくまで、緊急用の番号です。相談や問い合わせのためにはダイヤルしないでください。救急車は無料となっていますが、マイカーやタクシーで運べるぐらいの軽い病気やけがの場合は、利用できません。

※固定電話、公衆電話、携帯電話、PHS のいずれからでも119番、110番にかけられます。公衆電話からは、住所を伝えなくても発信地の住所が自動的に分かります。

●公衆電話からのかけ方

公衆電話の「緊急用通報ボタン」を押すと、硬貨やカードは不要です。受話器を上げて、赤い「緊急用通報ボタン」を押してから、「119」「110」をダイヤルします。

2. 自然災害時

日本は、地震の発生が多い国のひとつです。また、夏から秋にかけては、多くの台風がやってきます。こういった自然災害での被害を少なくするためには普段から防災対策をととのえ、いざというときは落ち着いて行動することが大切です。日頃から避難場所を確認しておくことも重要です。

(1) 地震

日本は世界でも有数の地震の多い国です。また、地震にともない津波が発生することがあります。地震の二次被害としてもっとも多いのが、火災です。火災を防ぐためには、すばやく火の始末をすることが大事です。大きな揺れがおさまったら、使用中のガス器具、ストーブなどをすばやく消火しましょう。ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜きましょう。避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難します。万が一火が出たら、隣近所に声をかけ、協力しあって初期消火につとめましょう。

(2) 台風

台風は、7～10月ごろに発生し、豪雨や暴風が吹き荒れます。土砂崩れや洪水が起きることもあります。

◎住居

日本の住宅には、大きく分けて「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわないで家族以外の人と一緒に住まわせることはできません。来日後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の家を見つける必要があります。

日本で住宅を借りるときには、「敷金」「礼金」「更新料」など、日本独自の制度があります。詳しくは不動産屋で確認してください。

1. 住宅を借りるときの言葉

(1) 不動産屋

貸家やアパートの紹介や家の売買、交換又は家の売買、賃借等の代理若しくは仲介を行う店。

(2) 家賃

住宅を借りる料金。毎月払います。月の途中から借りる場合は日割り計算で払います。

(3) 管理費・共益費

住んでいる人たちが共同で使う場所(階段や廊下など)や設備の管理、電気代、そうじ代などにかかるお金。家賃とは別に支払います。

(4) 敷金

借りる人が契約をするときに、家主(家の所有者)に預けるお金。家賃の1～3ヵ月分を預けます。借りた人が新しい家へ引っ越すとき、家賃を払っていなかったり、借りていた住宅を壊したり、汚したりしたときの修理のために使われます。残ったお金があれば返されます。

(5) 礼金

契約したときに、家主にお礼として支払うお金。ふつう、家賃の1～2ヵ月分で、返金されません。必要ない場合もあります。

(6) 仲介手数料

部屋を仲介してくれた不動産屋に支払う手数料。ふつう、家賃の半月から1ヵ月分を支払います。

(7) 損害保険料

契約するときに家財等の損害保険に加入する必要がある場合に支払います。

(8) 更新料

契約の更新のときに家主に支払うお金。必要ない場合もあります。

(9) 連帯保証人(保証会社、保証制度)

家賃や住宅の修理費用を払えなくなったとき、責任を負うため、連帯保証人が必要です。一定以上の収入がある個人が一般的ですが、保証人代行会社等に頼むこともできます。また、自治体によっては保証制度を実施しているところもあります。役所や不動産屋に相談してください。

2. 民間の賃貸住宅

民間の賃貸住宅を借りるときには不動産屋へ行きます。その際、事前に希望条件を整理しておくのがポイントです。契約をするときには、多くの場合、家賃の5~6ヵ月分のお金が必要です。

(1) 探し方

入居を希望する地域の不動産屋へ行き、希望する家賃や広さ、駅からの距離などの希望条件を伝えて、物件を紹介してもらいます。

店頭で張り出されている物件情報だけをまず見てみることもできますし、雑誌やインターネットで希望する地域の家賃の相場や物件そのものを調べることもできます。また、留学生は大学の学生課などを利用する方法もあります。

(2) 借り方

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸契約といい、契約期間は一般的に2年間になります。

契約をする際には、次のような書類とお金が必要です。

契約するときに必要な書類	契約するときに必要なお金
1 外国人登録証明書 2 所得証明書 3 連帯保証人または誓約書 4 印鑑登録証明書など	1 今月の家賃と翌月の家賃 2 敷金 3 礼金 4 仲介料など これらを合計すると、家を借りるときには、家賃の5~6ヵ月分ぐらいのお金が必要です

(3) 借りときの注意点

(イ) 風呂

家に風呂がないときは、銭湯という有料の公衆浴場を利用できます。

(ロ) 改造や模様替え

家主の許可をもらわないで、改造や模様替え、家族以外の人と一緒に住まわせてはいけません。もちろん、家の一部または全部をほかの人に貸してもいけません。



部屋に釘を打ったり、ペンキを塗ること



別の人に部屋を貸すこと

(4) 借りる時のアドバイス

賃貸住宅を借りるにあたっていくつかの障害が発生することがあります。そのための、いくつかのアドバイスです。また、地域の国際交流協会が相談にのってくれることもあります。

- 日本語が話せない…日本語が話せる人と一緒にいきましょう。あいさつ程度でも日本語で話すと、相手の印象が全然違います。
- 保証人がいない…保証人代行会社に頼むこともできます。不動産屋に相談してください。自治体によっては保証制度を実施しています。市区町村の役所に相談してみましょう。
- 外国人に貸してくれない…知合いの紹介やインターネットなどで積極的に外国人に貸してくれる不動産屋を見つけ、そこに問い合わせましょう。外国人への差別的扱いについては、後述の人権相談窓口が対応しています。

3. 公的住宅

公的住宅には地方公共団体と公共企業などが提供する住宅があります。地方公共団体が提供する公的住宅には、都道府県営住宅、市営住宅などがあり、公共企業が提供する住宅には、UR都市機構によるUR賃貸住宅(都市機構住宅)などがあります。いずれの公的住宅も外国人登録済みであることや所得基準などについて、入居資格が細かく決められています。詳しくは、その公的住宅を管理する自治体(役所)やUR都市機構にお問い合わせください。

4. 電気・ガス・水道の申込み

家(部屋)が決まり、賃貸契約を結んだら、住むための準備をします。電気・ガス・水道が使えなくては生活できません。これらの使用申込みは入居前に済ませておきましょう。地域によって多少異なりますが、おおむね次のような手順をします。

	電気	ガス	水道
いつ?	入居後、鍵を受け取った後	入居後、鍵を受け取った後	入居後、鍵を受け取った後
どこへ 連絡する?	地域の電力会社へ	地域のガス会社へ	市区町村の役所の水道課などへ
どうすればいい?	ブレーカーのつまみを上げると、電気がつきます。すぐにブレーカーについている「はがき」に名前、住所、使用開始日などを記入してポストに投函します。「はがき」がついていない場合は電力会社へ直接連絡をします。	ガス会社へ電話で連絡をして、使い始めたい日時に来てもらいます。当日、ガス会社の職員が来て開栓してくれます。	市区町村の役所の水道課などに連絡をして、使い始めたい日に来てもらいます。自分でバルブのメーターを回して開栓し、備え付けの「はがき」に氏名、住所、使用開始日などを記入してポストに投函することもあります。
備考		ただし、調理に必要なガステーブルはほとんどの賃貸住宅についていませんから、来てもらう日までにガステーブルを購入しておきましょう。	下見・契約のときに「入居時にすぐに使えるのか」不動産屋や大家さんに聞いてください。

5. 引っ越し

入居契約をするときに退去時の手続の説明を受けるようにしましょう。

退去するとき必要な手続がされていなかったり、説明されていても理解できていないことなどが原因でトラブルが多く発生しています。

(1) 賃貸契約の解約通知

賃貸住宅に住んでいる人は、解約希望日の1～2ヵ月前に、家主に賃貸契約の解約を通知する必要があります。具体的な手続は、賃貸契約書に記されています。(書面での解約通知が必要な場合もあります。)

(2) 引っ越し前の手続

電気・ガス・水道、電話、郵便、金融機関、国民健康保険、小・中学校の転校(転出)の手続をしましょう。

(3) 引っ越した後に必要な各種届け出など

外国人登録、印鑑登録(必要な人)、国民健康保険や国民年金、自動車運転免許証の住所変更、小・中学校の転校(転入)の手続をしましょう。

◎医療・保険・年金

1. 医療

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できる限り日本語の話せる方と一緒にいきましょう。各都道府県においては、医療機関の情報をホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。

まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。病気の時にあわてないように、近くにどんな医療機関があるか調べておきましょう。都道府県のホームページも参考にするとよいでしょう。

また、日頃より、市区町村の役所やエスニック・メディアなどで、インフルエンザの予防接種の情報などの医療関連情報を収集するようにするとよいでしょう。

普段のかかりつけ診療所

かぜやおなか痛いなど、軽い症状



診療所

紹介状

重い病気が見つかったとき
手術、入院が必要ななどのとき

いざというときの大きな病院

重い病気や症状、大けが



病院

(1) 医療機関を探す

市区町村が発行している広報紙や、インターネット、電話帳などから探せます。また、近隣の住民の方に聞くという方法もあります。

さらに、以下のような外国語対応の電話相談などもあります。

NPO法人AMDA国際医療情報センター		
言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度の案内を多言語で行っています。		
センター 東京 電話 03-5285-8088	対応言語	英語、タイ語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語…月曜日～金曜日 9:00～17:00 ポルトガル語…月曜日、水曜日、金曜日 9:00～17:00 フィリピン語…水曜日 13:00～17:00
センター 関西 電話 06-4395-0555	対応言語	英語、スペイン語…月曜日～金曜日 09:00～17:00 中国語…月曜日 10:00～13:00 ポルトガル語…月曜日 10:30～14:30

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」		
外国語で診療できる医療機関や日本の医療制度について多言語で対応しています。		
電話 03-5285-8181	対応言語	英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、スペイン語
また、 http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13to16sr.asp からは外国語に対応している医療機関を検索できます。		

(2) 診察を受けるには

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。

病院へは健康保険証を持って行きます。そうすると、医療を一定の割合の自己負担で受けることができます。健康保険証を持って行かなかった場合、あるいは医療保険に加入していない場合は、医療費は全額自己負担となり、かなり高額になります。

そのほか、外国人登録証明書やパスポートなどの身分を証明する書類も持って行くといでしょう。また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

2. 保険

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけですみます。ところが、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となるため、支払いはかなり高額になります。

(1) 保険対象外の治療

公的医療保険に加入していると、医療費の自己負担は基本的にかかった医療費の30%ですみますが、次の場合は保険が適用されません。

(保険対象外の治療)

- ・正常な妊娠、出産
- ・病気以外の理由による妊娠中絶
- ・健康診査、人間ドック(費用の一部を補助する市区町村もあります)
- ・予防接種
- ・美容整形、歯列矯正
- ・通勤途上や仕事上のけがや事故(労災保険の対象となります)
- ・個室に入院した場合などの差額ベッド代
- ・保険診療の対象となっていない検査、手術、治療、薬など

(2) 公的医療保険

(イ) 健康保険

健康保険の加入手続は勤務している会社や事業所で行います。勤務先に問い合わせましょう。加入すると、「保険証」が交付されます。保険証は保険に加入していることを証明するものですから、大切に扱います。

保険料は給料からあらかじめ徴収されます。その額は給料などによって決まり、雇い主側と加入者で半ばずつを払います。

(ロ) 国民健康保険

外国人で、外国人登録を行い、1年以上の在留資格があり、職場の健康保険に加入していない方は国民健康保険に加入しなければなりません(在留資格が「短期滞在」の人は除く)。また、入国当初の在留期間が1年未満であっても、その後、1年以上滞在すると認められる方は国民健康保険に加入する必要がありますので注意してください。

加入手続は外国人登録をした市区町村の役所の国民健康保険の担当係で行います。国民健康保険は一度加入すると、自動的には脱退になりません。職場の健康保険に加入したとき、保険証をなくしたり、汚したときや、子どもが生まれた、被保険者が死亡したときなどは14日以内に役所の国民健康保険の担当係に届け出をしてください。

また、住所が変わったときも届け出が必要です。転出する場合は、保険証を今まで住んでいた役所に持参して転出日を申し出、引越したら14日以内に新しい住所の役所へ転入の届け出をします。

日本を出国(一時的な出国は除く。)するときはあらかじめ、保険証と印鑑(お持ちの方のみ)、外国人登録証明書、航空券などを持って届け出ます。

保険料は自分で納めます。役所から送られてくる「納付書」を金融機関、役所に持参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法があります。徴収員が集金にくる場合もあります。

保険料の金額は市区町村によって異なり、所得や世帯の人数などによって毎年決められます。ただし、入国1年目は前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられ、2年目から所得などに応じて変動します。また、40歳以上65歳未満の方は介護保険分を加算した金額になります。

3. 年金

公的年金は、老齢、障害、遺族になったときに年金の支給を受けるための社会保険制度で、老後や障害、死亡といった万一の場合に、保障が受けられます。

(1) 国民年金への加入

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含め、国民年金に加入することになっていますが、勤務先で厚生年金保険に加入している場合は、同時に国民年金に加入することになります。

(イ) 加入手続

国民年金に加入するには、印鑑(本人が届出書に自ら署名する場合は不要)を持参し、市区町村の役所の年金窓口へ届け出をします。厚生年金保険に加入する場合は、厚生年金保険に加入したときに自動的に行われるため、自分自身で直接国民年金への加入手続を行う必要はありません。

(ロ) 保険料の支払い

所得に関係なく一律に月額15,100円(平成22年度)です。日本年金機構から1年分の納付書が毎年4月に届きます。この納付書を持って郵便局や銀行の窓口、コンビニエンスストアなどで納めるか、口座振替でも納付できます。

所得(収入)が少ないなど、保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を利用できますが、一部各種学校は対象となりません。免除等(法定免除を除く)は、原則、毎年手続を行う必要があります。詳細は年金担当窓口までご確認ください。

(2) 厚生年金保険への加入

(イ) 加入対象者

健康保険と同様に、5人以上の従業員を抱える事業所か従業員の人数にかかわらず法人に常時雇用される限り、外国人の方にも厚生年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。また、パート従業員である場合も、その会社で働く通常の社員の勤務時間および勤務日数のおおむね4分の3以上である場合には、加入が義務付けられています。

(ロ) 加入手続

加入手続は、勤務している会社で行います。勤務先または年金事務所に問い合わせましょう。

(ハ) 保険料の支払い

保険料は、勤務先と労働者として50%ずつ負担しますが、その額は労働者の月給やボーナスの額によって異なります。また、保険料の支払いは勤務先を通じて行います。詳しくは勤務先または年金事務所へ問い合わせてください。

◎教育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となります。義務教育は、満6歳から満15歳までの9年間、小学校や中学校などで行われています。

義務教育の就学年齢にある外国人の子どもについては、国際人権規約における規定等を踏まえ、公立の小学校、中学校などへの就学を希望する場合には、無償での受入を行うとともに、学校においては日本語指導や適応指導などの必要な配慮を行うなどして、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障しています。すなわち、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行いましょう。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみましょう。外国人の多い学校では、日本語教育担当の教員や支援員もいます。

また、小学校に入学する前の子どもたちのために幼稚園があります。さらに、中学校や高校の卒業後の進路の一つとして、職業に必要な技術や知識を教える専修学校があります。障害者のために養護教育を行う学校もあります。

日本のほとんどの子どもたちは、中学校を卒業した後、高校に進学します。高校と大学は原則として希望者が入学試験を受けて入学します。

中学校を卒業しないと高校にいけません。様々な理由で、中学校を卒業できなかった人の場合、就学年齢を超えていても、市区町村の教育委員会より入学許可を受けることで中学校の相当学年に編入学することができます。また、中学校を卒業できなかった人に、高校への入学機会を提供するための認定試験制度があります。

なお、地域によっては外国籍の子どもを対象とした外国人学校も開設されています。

◎雇用

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）が雇用管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。また、外国人に対しても、要件を満たせば、日本人と同様、雇用保険が適用されます。

仕事を探する場合や雇用保険の手続をする場合には、まずは公共職業安定所にご相談ください。

●通訳を配置している全国の公共職業安定所一覧

（英語HP） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf>

（ポルトガル語HP） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin14/index.html>

（スペイン語HP） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/spanish.html>

◎労働契約

就労に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。

日本国内で就労する外国人にも、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等労働基準関係法令が適用されます。

労働契約を締結する際に賃金や労働時間等の労働条件が明示されない、賃金や時間外労働割増賃金が支払われない、突然解雇され解雇予告手当が支払われないなど、労働条件に関する相談は、労働基準監督署へ相談することができます。また、主要な労働局又は労働基準監督署には、外国語による労働条件に関する相談を受け付けている「外国人労働者相談コーナー」があります。

1. 労働契約とは

労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働契約を結ぶときに、使用者は、賃金（給料）、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになっています。

たとえば、給料の金額を書面ではなく口約束で決めたため、約束どおりの賃金が支払われずにトラブルになってしまふことがあります。労働条件は必ず書面で通知してもらいましょう。

契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してください。

2. 使用者が書面で通知しなければならない労働条件

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は下記のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

3. 解雇について

一定の場合には、解雇が法律で禁止されています。たとえば、業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間の解雇や、産前産後休業期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

また、期間の定めのない労働契約の場合の解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとされ無効となります。期間の定めのある労働契約の場合の解雇については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に労働者を解雇することができません。

さらに、解雇の際には、使用者は、原則として30日以上前に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う必要があるとされています。

◎地域における生活

1. 入居後のあいさつ

日本では、引っ越ししてきた人が隣人にあいさつに行くのが一般的です。近所の人と顔見知りになることは大切ですし、地域のいろいろな情報も教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

2. 町内会・自治会

日本では一般的にどの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。町内会、自治会では回覧板(役所や保健所などからのお知らせを隣の家に回す連絡板)を回したり、防犯活動や防災訓練、お祭りなど住民同士の交流活動をしています。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。近所の人に聞いてみてはいかがでしょうか。

3. ゴミの出し方

ゴミの出し方は地域(市区町村)によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間、場所などが決まっています。また、粗大ゴミや処理がむずかしい物の中には有料であったり、収集してくれないものもあります。あらかじめ、不動産屋や近所の人、市区町村の役所に次のことを確認しておきましょう。自治体によっては多言語のゴミ出しのマニュアルが準備されているところもあります。ゴミの減量、リサイクルと再利用に協力することは日本ではとても大事なことです。

[確認すべきこと]

燃えるゴミと燃えないゴミの^{くべつ}区別

資源ゴミ(瓶、缶、ペットボトル、新聞など)の^{くべつ}区別

ゴミを出す^だ場所

ゴミの種類ごとの出す^だ曜日と^{じかん}時間

粗大^{そだい}ゴミ(大きなゴミ)の出し^だ方

ゴミ袋は指定の^{ぶくろ}ものがあるのか など

[分別の例]



燃えるゴミ

台所などから出る生ゴミ、紙類、木くず、衣類(地域によっては資源ゴミ扱いの^{ところ}もあります)



燃えないゴミ

金属類、ガラス類、陶器、小型家電製品、プラスチック、ゴム製品など



資源ゴミ

缶、瓶、ペットボトル、紙パック、新聞紙などをリサイクル資源として別途収集している^{地域}もあります。



粗大ゴミ

家庭で^{ふたつ}不用となったゴミで、^{おほ}大きさがおおむね30cm角を超える家具、寝具、電化製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を除く)、自転車など

※ゴミの^{ぶんべつ}分別

地域によって「可燃ゴミ・不燃ゴミ」、「燃えるゴミ・燃えないゴミ」、「燃やせるゴミ・燃やせないゴミ」と、いろいろな^{ひょうげん}表現が使われます。

※燃やすと有毒ガスが発生したり、焼却炉が壊れるくらい的高温になる物が一般的には「不燃ゴミ」と考えられていました。しかし最近^{さいきん}は、ゴミの分別について、それぞれの^{ちいき}地域で異なっていますので注意^{ちゅうい}しましょう。

※実際に燃えるゴミでも、ゴミの^{しり}処理方法や^{ちいき}地域のルール上、「燃えないゴミ」に分別しなければなら^{ところ}もあります。

※ゴミについては、物理的に燃えるのか燃えないのかというより、それぞれの^{ちいき}地域のルールとして燃やせるのか燃やせないのか、資源ゴミなのかという^{かんてん}観点で分けられています。

●不法投棄

不適切に出されたゴミは、^{かいしゅう}回収されません。決められた場所以外^{ほか}のところへ勝手にゴミを置いてくる「不法投棄」は、法律により厳しく罰せられます。近隣住民に迷惑をかけるうえ、^{かんきよう}環境にも悪い影響を及ぼすので、不法投棄は絶対に^{ぜったい}行わないでください。

4. 生活騒音の注意

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。テレビやCDラジカセの音、楽器の音、大きな話し声、掃除機や洗濯機の音、シャワーや排水の音、ドアの開け閉めの音などは騒音になることがあります。周囲への配慮を忘れずに、生活騒音にはくれぐれも^き気をつけてください。少なくとも夜9時をすぎたら、^{すく}気をつけるように^{よる}しましょう。

●騒音になるかもしれません



テレビ、ラジオ、スピーカーからの音



掃除機や洗濯機の音



パーティーでの大声や大音量の音楽



ドアを強く開け閉めした際の音

◎日本語習得と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。また、市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。子どものための日本語教室、子どもと両親のための日本語教室、大人のための日本語教室などさまざまなコースが、地域のコミュニティセンターや市民会館、空き教室などで開かれています。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。一方、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に問い合わせしてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできるでしょう。

◎税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であっても一定の所得(収入)があれば、日本人と同じように税金を納める義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納める国税と、都道府県・市区町村に納める地方税があります。国税の代表的なものは所得税で、地方税の代表的なものは住民税や自動車税などです。理由なく税金を納入しないと、行政サービスを受けることができない場合もありますので、注意してください。

詳しくは、国税については最寄りの税務署へ、地方税については都道府県・市区町村にお問い合わせください。

1. 所得税

所得税は、その年の1月1日から12月31日まで、あなたが得たすべての所得に応じて算定された税金で国に納入するものです。

2. 住民税

住民税は、あなたの前年の所得に応じて算定された税金を、1月1日現在住んでいる都道府県や市区町村に納入する税金のことで、あなたが住んでいる地域の住民として暮らすための会費のようなものです。

3. 消費税

消費税は、スーパーでの買い物をはじめ、あらゆる商品やサービスに対してかかる税金です。税率は5%（平成22年1月現在）です。日本の表示価格（値段）は税込み価格で、商品やサービスに消費税が含まれています。

ただし次のような取引は非課税となっています。

- ・住宅の賃貸料
- ・行政手数料
- ・介護保険サービス、社会福祉事業など
- ・一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など

4. その他（自動車税等）

自動車税は4月1日現在、自動車を所有している人に課せられる税金です。

その他の税金として、自動車を取得したときに課せられる自動車取得税や、土地や家を所有している人に課せられる固定資産税などがあります。

◎交通ルール

日本の交通ルールでは、「車は左側通行、人は右側通行」です。

道路を歩くとき、歩道があるときは歩道の上を、歩道がないときは必ず道路の右端を歩いてください。

自転車の場合は左側通行になります。車の邪魔にならないよう左側端の方を走るようにしましょう。

また、日本では交通信号がよく守られています。赤信号のとき、どんなに左右から車が来なくても車は発進せず、緑の信号に変わるまで待っています。逆に緑の信号の場合は、ブレーキを踏まずに車は走って来ます。進行方向の信号が赤信号のときに横断歩道を渡ったり、道路を横断したりすることはやめましょう。

歩行者は、みだりに道路を横断せず、必ず横断歩道の上を渡る習慣を身に付けてください。また、自転車で交差点を右折するときは、歩行者と一緒に横断歩道を渡るようになります。この交通ルールは、日本という外国で事故に遭わないためにも、必ず守る習慣を身に付けてください。

◎銀行と郵便局

1. 銀行

日本人は手元にある余分なお金は常に銀行や郵便局に預け、必要な都度必要な金額を払い戻して使うようにしています。自宅の机の中に保管したり、大金を持ち歩くことはあまりしません。銀行に預けると安全であり、また、利息が付きますので得でもあります。

銀行に個人の預金口座を設けるときは、現金と外国人登録証明書を持っていき、本人の住所、氏名、登録サインを備え付けの用紙に書き込むだけで済みます。預金口座ができると、預金通帳を作ってくれます。この通帳には、お金の出し入れの記録がされますので、自分のお金を明確に管理できます。

また、銀行に自分の預金口座を開設するときに、同時に「キャッシュカード」を作成すると便利です。キャッシュカードを作成する場合には、4桁の暗証番号を銀行に登録する必要があります。

このカードがあると、同じ銀行であれば預金の引き出し、預け入れもできます。引き出しは全国どここの銀行でもできます。また、繁華街などにATM機（現金自動預け入れ払い機）のコーナーがあり、そこでも必要額を即座に引き出すことができます。ただし、暗証番号は絶対に他人に教えてはいけません。カードは便利ですが、大変危険でもあります。暗証番号が知られると、他人でも自由にお金を引き出すことができます。カードを紛失した場合には、すぐに口座を持つ銀行に連絡する必要があります。

2. 郵便局

日本の郵便局と郵便ポストは「〒」のマークが目印です。郵便局は、小包・印刷物・速達便・電子郵便などの郵便業務だけでなく、貯金業務、保険業務も行っています。このため、銀行と同じように口座を開き、お金を預けることができるとともに、国内外への送金、振込み、公共料金の支払いもできます。また、銀行と同様、公共料金や税金などの自動口座振り替えが可能で、手続も銀行と同様です。

郵便業務は平日の9:00～17:00（土日や深夜も窓口業務を行う局もあります）となっており、貯金、保険業務は平日の9:00～16:00までとなっています。

- ・郵便局のホームページ <http://www.post.japanpost.jp/>（日本語のページ）
<http://www.post.japanpost.jp/english/>（英語のページ）

なお、引っ越したときに郵便局に転居届を提出すると、1年間は旧住所あての郵便物が新住所に送付されます。

◎その他の日常生活

1. トイレ

日本のトイレには、おもに2種類あります。ひとつは、床と同じ高さ便器がある「和式」で、目隠しの覆いがある方を向いてしゃがんで使います。もうひとつは腰かけ型の「洋式」です。公共の建物のほとんどで、これら2種類のトイレを備えています。

トイレでは、専用のスリッパを置いてありますので、スリッパに履き替えて利用し、トイレを出るときは忘れずに脱ぎましょう。公共の建物の中には、たまにトイレトペーパーのないトイレもありますので、特に女性はいつも携帯ティッシュペーパーを持ち歩くとよいでしょう。

2. 室内(靴は玄関で脱ぎましょう)

日本の一般家庭では、家の中に入るときは、玄関で靴を脱ぎます。家の中ではスリッパなどの室内履きを履く人もいますが、畳の部屋では何も履きません。学校や病院など大勢の人が利用する施設では、靴のまままで利用できたり、靴からスリッパなどに履き替えたりするシステムになっているところもあります。

◎困ったときの連絡先

日本で生活する上で、不安なときや何か問題が起こったときは、一人で悩まずに早めに、知り合いの日本人や日本語ができる友人、もしくはあなたが住む地域の各種相談機関などに相談しましょう。

1. 法律や制度などの分野別相談窓口(市区町村などの役所)

法律や制度に関する相談は、各市区町村などの役所に設けられている担当窓口へ行ってください。日本語がよくわからない人は、日本語ができる人に一緒に行ってもらうようにしましょう。地域によっては、窓口で通訳サービスを行っているところもあります。通訳サービスは曜日や時間が限られている場合が多いので、事前に確認しておきましょう。

2. 一般的な相談窓口(国際交流協会)

個別の制度や法律に関する相談でない場合や言語別の相談窓口がお近くにない場合などにおいて、日常生活全般について不安や悩みごとがある場合は、とりあえず各地域の国際交流協会に気軽に相談しましょう。

3. その他の相談機関

犯罪や防犯に関する相談については、お近くの交番や警察署の総合相談電話で対応しています。また、外国人に対する支援を行っている各NPOやNGOでも、無料で相談できる場合があります。さらに、法的なトラブルが生じた場合の相談機関として「法テラス」(独立行政法人日本司法支援センター)や各地域の弁護士会があります。各地域の国際交流協会でも聞いてみましょう。

●その他の相談機関

	名称	TEL・対応言語	相談時間	概要
ぼうはん 防犯・ 犯罪	けいし ちやうがいこくじんこま 警視庁外国人困りごと相談センター	03-3503-8484(英語、中国語) ※韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ペルシャ語、ドイツ語、ウルドゥー語、ロシア語は事前に予約	8:30~17:00 (土日祝を除く)	はんざい 犯罪にからむ相談全般
	けいさつ そうごう そうだんでん わ ばんごう 警察総合相談電話番号	#9110 (シャープきゅういちいちまる)		はんざい 犯罪にからむ相談全般
じよせい 女性・ 人権	じよせい じんけん 女性の人権ホットライン (法務局・地方法務局)	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)		
こ 子どもの じんけん 人権	こ じんけん ばん 子どもの人権110番 (法務局・地方法務局)	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	へいじつ 平日 8:00~17:15	

法的トラブル	法テラス (日本司法支援センター)	おなやみなし にほんご えいご 0570- 078374(日本語・英語) ※PHS・IP電話からは、 03-6745-5600 にお電話ください。 URL: http://www.houterasu.or.jp メール: kouhou@houterasu.or.jp	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	法的なトラブルの相談内容に応じて、最も適切な機関・団体などの情報を無料で提供
--------	----------------------	---	---------------------------------------	--

●人権相談窓口

局名	相談場所	日時	通訳言語
東京	東京法務局内人権相談室 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階 03(5213)1372	毎週 月 13:30 ～ 16:00	中国語
		毎週 火・木 13:30 ～ 16:00	英語・ドイツ語
大阪	大阪法務局内人権相談室 大阪府中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎 06(6942)9496	毎月 第1, 第3水 13:00 ～ 16:00	英語
		毎週 水 13:00 ～ 16:00	中国語
神戸	神戸地方法務局内人権相談室 神戸市中央区波止場町1-1 078(392)1821(代)	毎月 第2水 13:00 ～ 17:00	英語
		毎月 第4水 13:00 ～ 17:00	中国語
名古屋	名古屋法務局内人権相談室 名古屋市中区三の丸2-2-1 052(952)8111(代)	毎月 第2火 13:00 ～ 16:00	英語 ポルトガル語
広島	ひろしま国際センター 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ 6階 082(541)3777	毎月 第2金 13:30 ～ 16:00	英語 ポルトガル語 スペイン語 タガログ語
福岡	アクロス福岡3階こくさいひろば 福岡市中央区天神1-1-1 092(725)9201	毎月 第2土 13:00 ～ 16:00	英語
高松	アイパル香川(香川国際交流会館) 国際交流フロア 高松市番町1-11-63 087(837)5901	毎月 第3金 13:00 ～ 15:00 (予約制)	英語 中国語 ハンガール ドイツ語

まつ やま 松 山	え ひめけんこくさいこうりゅう 愛媛県国際交流センター まつやまし どうご いちまん 松山市道後一万1-1 089(917)5678	まいつき だい もく 毎月 第4木 13:30 ~ 15:30	えいご 英語
--------------	--	---------------------------------------	-----------

にちじょうつか にほんご
◎日常使う日本語

- ありがとう (ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう (OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは (KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません (SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい (GOMEN-NASA) SORRY
- 私 (WATASHI) I
- 夫 (OTTO) HUSBAND
- 妻 (TUMA) WIFE
- 子ども (KODOMO) CHILD
- 学校 (GAKKOU) SCHOOL

きんきゅう にほんご
◎緊急日本語

- 助けて (TASUKETE) HELP!
- 泥棒 (DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察 (KEISATSU) POLICE
- 火事 (KAJI) FIRE
- 救急車 (KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- 病院 (BYOUIN) HOSPITAL
- 急いで (ISOIDE) HURRY UP
- 止めて (YAMETE) STOP IT
- 出て行って (DETEITTE) GET OUT OF HERE
- 痛い (ITAI) PAIN/HURT/SORE
- 暴力 (BOURYOKU) VIOLENCE
- 病気 (BYOUKI) ILLNESS
- 事故 (JIKO) ACCIDENT
- 怪我 (KEGA) INJURY
- 日本語話せません (NIHONGO HANASEMASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

しゅってん さんこう

出典(参考):

ざい じ ち たいこくさい か きょうかい た げん ご せいかつじょうほう ざいりゅうがいこくじん けん り ぎ む きょういく いち ぶ こ
・(財)自治体国際化協会(CLAIR)「多言語生活情報」(◎在留外国人の権利と義務、◎教育の一部、◎雇
よう ろうどうけいやく に ほん ご しゅうとく ぼ ご ほ じ こうつう ぎんこう ゆうびんきょく いち ぶ じんけんそう
用、◎労働契約の一部、◎日本語習得と母語の保持、◎交通ルール、◎銀行と郵便局の一部、●人権相
だんまどぐち きんきゅう に ほん ご こう のぞ
談窓口、◎緊急日本語の項を除く)

ざい こくさいけんしゅうきょうりょく き こう に ほん せいかつあんない こうつう ぎんこう ゆうびんきょく いち ぶ
・(財)国際研修協力機構(JITCO)「日本の生活案内」(◎交通ルール、◎銀行と郵便局の一部)

日本での生活手引き

日本で生活する上で最低限必要となる情報

序文

日本で生活を始めることを予定している皆様へ。

正確な情報を学ぶことにより、円滑な生活を送ることができます。

この手引きは、皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめたものです。

日本入国後1か月以内、及び、3か月以内に行うべきことについてのチェックリストを付けていますのでご利用ください。

皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。

外務省

緊急連絡先

- ・警察 電話: 110
- ・救急 電話: 119
- ・火事 電話: 119



緊急日本語

- 助けて(TASUKETE) HELP!
- 泥棒(DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察(KEISATSU) POLICE
- 火事(KAJI) FIRE
- 救急車(KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- 病院(BYOUIN) HOSPITAL
- 急いで(SOIDE) HURRY UP
- 止めて(YAMETE) STOP IT
- 出て行って(DETEITTE) GET OUT OF HERE
- 痛い(ITAI) PAIN/HURT/SORE
- 暴力(BOURYOKU) VIOLENCE
- 病気(BYOUKI) ILLNESS
- 事故(JIKO) ACCIDENT
- 怪我(KEGA) INJURY
- 日本語話せません(NIHONGO HANASE MASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

さらに詳しいことをお知りになりたいときには、次のホームページをご覧ください。
なお、このリーフレットは、(財)自治体国際化協会制作『多言語生活情報』を参考にして作成しています。

●外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

●内閣府 定住外国人施策推進室
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>

●(財)自治体国際化協会(CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

相談窓口連絡先リスト

(※一部の言語は、対応可能曜日が決まっています。)

総合窓口

- ・外国人総合相談支援センター
(日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ベンガル語)
電話: 03-3202-5535

法律問題

- ・法テラス(日本語、英語)
電話: 0570-078374

人身取引問題

- ・NGO人身取引女性相談センター(日本語、英語、タガログ語、タイ語)
電話: 03-3368-8855、045-914-7008

就労問題

- ・東京外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、中国語)
電話: 03-3588-8639
- ・大阪外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話: 06-6344-1135
- ・名古屋外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話: 052-264-1901

- 通訳配置している全国の公共職業安定所(ハローワーク)一覧
(ポルトガル語)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin14/index.html>

日常使う日本語

- ありがとう(ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう(OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは(KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません(SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい(GOMEN-NASAI) SORRY
- 私(WATASHI) I
- 夫(OTTO) HUSBAND
- 妻(TSUMA) WIFE
- 家族(KAZOKU) FAMILY
- 子ども(KODOMO) CHILD
- 学校(GAKKOU) SCHOOL

【チェックリスト】

(入国後1か月以内の事項)

住居

- 住居は見つかりましたか?
- 賃貸契約の内容や居住条件について、よく理解して契約しましたか?

外国人登録

- 外国人登録をしましたか?

医療・保険

- 身近にある診療所や個人医院がどこにあるか知っていますか?
- 公的医療保険(働く人のための「健康保険」、または、その他の人のための「国民健康保険」)に加入しましたか?

教育

- 子どもが通う学校を決めましたか?

就労

- 就労先は見つかりましたか?
→まだの場合は、ハローワークに相談しましょう。
- 就労に際し、労働条件について、自分で確認しましたか?

地域の生活

- あなたの住んでいる地域のゴミ出しのルールを知っていますか?
- 日常的に(特に夜間や早朝)に大きな音(騒音)を出さないように注意していますか?
- 近所の人に出会ったとき、あいさつをしていますか?
- 地域自治会への加入などにより、地域社会との関わりを持っていますか?
- 同じ国の出身者によるネットワークへの参加などにより、同じ国の出身者とのコンタクトがありますか?

災害

- 災害時の避難場所を知っていますか?

(入国後3か月以内の事項)

日本語学習

- 日本語学校や日本語教室などで、日本語を学習していますか?

税金と社会保険料

- 住民税など納入すべき税金や保険料を納入していますか?

日本入国後1か月以内に 行うことが望まれる事項

住 居

日本の住宅には、「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸契約といい、契約期間は一般的に2年間になります。

賃貸契約をする際には家賃以外に、敷金、礼金、仲介料などの支払いが必要になります。詳しくは不動産屋で確認してください。

公的住宅の入居資格は、外国人登録済みであることや所得基準など細かく決められているので、その公的住宅を管理する自治体(役所)やUR都市機構に問い合わせてください。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわないで家族以外の人と一緒に住ませることはできません。来日直後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の住居を見つけましょう。

外国人登録

入国後、90日以上在留する方(90日以内に出国する方は必要ありません)は、入国の日から90日以内に、住んでいる市区町村の役所で外国人登録をしなければなりません。

また、日本で生まれた外国籍(日本国籍を持たない)の赤ちゃんも、出生した日から60日以内に外国人登録をしなければなりません。

本人が市区町村の役所で申請をしますが、16歳未満の人や病気などの事情がある場合は同居している16歳以上の親族などの代理人が申請します。

外国人登録証明書はあなたの日本での身分を証明するものです。満16才以上の人は、外国人登録証明書を常に携帯しなければなりません。

医療・保険

(医療)

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できるかぎり日本語の話せる方と一緒にいきましょう。各都道府県においては、医療機関の情報をホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

(保険)

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。

日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけですみます。しかし、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となります。

教 育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となっています。

日本人には子どもを小学校や中学校などに就学させる義務があります。日本に住んでいる就学年齢(満6歳～満15歳)の外国籍の子どもも、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。また、外国籍の子どもを対象とした外国人学校も開設されています。

子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行いましょう。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみましょう。

就 職

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)が雇用管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。

また、就労に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働契約を結ぶときに、使用者は、賃金(給料)、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになっています。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してください。

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は次のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

地域における生活

近所の人と積極的にあいさつしましょう。地域のいろいろな情報も教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

ゴミの出し方は地域(市区町村)によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間が決まっています。ゴミの出し方のルールを確認しましょう。

日本では一般的にどこの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。

災 害

日本は、地震や台風の多い国です。こうした自然災害での被害を少なくするため、普段から防災対策を整えるとともに、いざというときの避難場所を確認しておきましょう。

日本入国後3か月以内に 行うことが望ましい事項

日本語学習と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かります。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。

また、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に問い合わせてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできるでしょう。

日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であっても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納入する義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納入する国税と、都道府県・市区町村に納入する地方税があります。

理由なく税金を納入しないと、行政サービスを受けることができない場合もありますので、注意してください。

外務省領事局外国人課

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1